

改 正 後

(1 法人設立届出書)

法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。

- ① 定款、寄附行為、規則又は規約（以下「定款等」といいます。）の写し
② 株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員、その他法人の出資者（以下「株主等」といいます。）の名簿（次の様式によってください。）

Table with 5 columns: 氏名, 住所, 株数又は口数, 金額, 役職名及び当該法人の役員又は、他の株主等との関係

- ③ 設立趣意書
④ 設立の時における貸借対照表
⑤ 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し
⑥ 分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し

2 各欄の記載方法

- (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
(2) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
(3) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
(4) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。
(5) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。
(6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
(7) 「設立時の資本金又は出資金の額」欄には、設立時に登記した資本金の額又は出資金の額を記載してください。
(8) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。
(9) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
(10) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。
(11) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）、同第12号の11（適格分割）又は同第12号の14（適格現物出資）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。
(12) 「事業開始（見込み）年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。
(13) 「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください。
(14) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
(15) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。
(16) 「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。
(17) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(18) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(1 法人設立届出書)

法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。

- ① 定款、寄附行為、規則又は規約（以下「定款等」といいます。）の写し
② 株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員、その他法人の出資者（以下「株主等」といいます。）の名簿（次の様式によってください。）

Table with 5 columns: 氏名, 住所, 株数又は口数, 金額, 役職名及び当該法人の役員又は、他の株主等との関係

- ③ 設立趣意書
④ 設立の時における貸借対照表
⑤ 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し
⑥ 分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し

2 各欄の記載方法

- (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
(2) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
(3) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
(4) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。
(5) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。
(6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
(7) 「資本金又は出資金の額」欄には、設立時に登記した資本金の額又は出資金の額を記載してください。
(8) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。
(9) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
(10) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。
(11) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）、同第12号の11（適格分割）又は同第12号の14（適格現物出資）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。
(12) 「事業開始（見込み）年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。
(13) 「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください。
(14) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
(15) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。
(16) 「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。
(17) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(18) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後	改 正 前
<p>(3 国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(3 国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書)</p> <p style="text-align: center;">国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書・国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合の届出書の記載要領等</p> <p>国内に恒久的施設を有する外国法人(平成 26 年改正前の法人税法第 141 条第 1 号から第 3 号までに規定するものをいいます。以下同じです。)が、国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合又は既に有する国内事業管理親法人株式の数の増加又は減少があった場合には、その交付を受けた日又はその増加若しくは減少のあった日の属する事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、その事業年度終了の時に有する国内事業管理親法人株式の銘柄及び数等を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し提出してください。</p> <p>(注) 国内事業管理親法人株式とは、国内に恒久的施設を有する外国法人が、国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式(以下、「国内事業管理株式」といいます。)を有する場合において、内国法人が行う合併、金銭等不交付分割型分割、株式交換(それぞれ法人税法第 61 条の 2 第 2 項、第 4 項、第 8 項に規定するものに限ります。)により、当該国内事業管理株式に対応して交付を受けた合併親法人株式等(外国法人の株式に限ります。)をいいます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 届出書の提出部数 この届出書は、2 通を納税地(3 の「各欄の記載方法」により記載した納税地)の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 この届出書は、国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合とその数の増加又は減少があった場合に使用することになっていますので、いずれか一方の不要文字を抹消して使用してください。 なお、同時に双方の届出を行う場合には、抹消は不要です。</p> <p>3 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「納税地」欄は、国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものうちその主たるものの所在地(ただし、国税局長又は国税庁長官からの納税地の指定を受けている場合には、その指定を受けている納税地)を記載してください。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。</p> <p>(3) 「交付の基因となった事実」欄には、いずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「交付を受けた日」及び「事業年度」の各欄には、国内事業管理親法人株式の交付を受けた日及びその日の属する当該外国法人の事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「交付を受けた株式の銘柄」及び「交付を受けた株式の数(又は出資の金額)」の各欄には、交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄及び数(出資にあっては金額。以下同じです。)を記載してください。</p> <p>(6) 「増加又は減少の基因となった事実」欄には、既に有する国内事業管理親法人株式の数が増加又は減少することとなった事由を、例えば、「株式分割」、「第三者への譲渡」、「本店移管」又は「株式併合」と記載してください。</p> <p>(7) 「増加又は減少があった日」及び「事業年度」の各欄には、既に有する国内事業管理親法人株式の増加又は減少があった日及びその日の属する当該外国法人の事業年度を記載してください。</p> <p>(8) 「増加又は減少した株式の銘柄」、「増加又は減少した株式の数(又は出資の金額)」及び「増加又は減少があった日の属する事業年度終了の時に有する株式の数(又は出資の金額)」の各欄には、既に有する国内事業管理親法人株式の銘柄、増加又は減少した数(その増加又は減少があった日の属する事業年度中における合計)及び当該事業年度終了の時に有する数を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

(22 法人事業概況説明書)

法人事業概況説明書

FB1006

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

Main form for 'After' version, containing sections for company info, business content, personnel status, and financial statements.

この用紙はどじこましないでください

注1 有-売上欄に該当がある場合... 注2 運送業においては燃料費、金庫費、保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。

(22 法人事業概況説明書)

法人事業概況説明書

FB1005

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

Main form for 'Before' version, containing sections for company info, business content, personnel status, and financial statements.

この用紙はどじこましないでください

「7主要科目」・「10代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

注1 運送業においては燃料費、金庫費、保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。

改 正 後

(22 法人事業概況説明書)

12 事業 形態 特性	(1) 兼業の状況 (兼業種目) (兼業割合) %		13 主 な 設 備 等 の 状 況				
	(2) 事業内容の特性						
(3) 売上区分		現金売上	%	掛売上	%		
14 決済 日等 の 状 況	売上	締切日	決済日	16 税 理 士 の 関 与 状 況			
	仕入	締切日	決済日				
	外注費	締切日	決済日				
	給料	締切日	支給日				
15 帳 簿 類 の 備 付 状 況	帳簿書類の名称				17 加 入 組 合 等 の 状 況		
	(4) 関与状況						
	<input type="checkbox"/> 申告書の作成 <input type="checkbox"/> 調査立会 <input type="checkbox"/> 税務相談 <input type="checkbox"/> 決算書の作成 <input type="checkbox"/> 伝票の整理 <input type="checkbox"/> 簿記簿の記帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳の記帳 <input type="checkbox"/> 源泉徴収関係事務						
	(1)氏名 (2)事務所所在地 (3)電話番号 (役職名) (役職名) 営業時間 開店時 閉店時 定休日 毎週(毎月) 曜日(日)						
18 月 別 の 売 上 高 等 の 状 況	月別	売上(収入)金額	仕入金額	外注費	人件費	源泉徴収 税 額	従事 員数
	18月	千円	千円	千円	千円	円	千円 人
	月						
	月						
	月						
	月						
	月						
	月						
	月						
	計						
前期 の実績							
19 当 期 の 業 業	18 成績の概要						

18月別の売上高等の状況(欄の単位に)注意願います。

改 正 前

(22 法人事業概況説明書)

11 事業 形態 特性	(1) 兼業の状況 (兼業種目) (兼業割合) %		12 主 な 設 備 等 の 状 況				
	(2) 事業内容の特性						
(3) 売上区分		現金売上	%	掛売上	%		
13 決済 日等 の 状 況	売上	締切日	決済日	15 税 理 士 の 関 与 状 況			
	仕入	締切日	決済日				
	外注費	締切日	決済日				
	給料	締切日	支給日				
14 帳 簿 類 の 備 付 状 況	帳簿書類の名称				16 加 入 組 合 等 の 状 況		
	(4) 関与状況						
	<input type="checkbox"/> 申告書の作成 <input type="checkbox"/> 調査立会 <input type="checkbox"/> 税務相談 <input type="checkbox"/> 決算書の作成 <input type="checkbox"/> 伝票の整理 <input type="checkbox"/> 簿記簿の記帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳の記帳 <input type="checkbox"/> 源泉徴収関係事務						
	(1)氏名 (2)事務所所在地 (3)電話番号 (役職名) (役職名) 営業時間 開店時 閉店時 定休日 毎週(毎月) 曜日(日)						
17 月 別 の 売 上 高 等 の 状 況	月別	売上(収入)金額	仕入金額	外注費	人件費	源泉徴収 税 額	従事 員数
	17月	千円	千円	千円	千円	円	千円 人
	月						
	月						
	月						
	月						
	月						
	月						
	月						
	計						
前期 の実績							
18 当 期 の 業 業	17 成績の概要						

17月別の売上高等の状況(欄の単位に)注意願います。

改正後

(63 事前確定届出給与に関する届出書)

<div style="text-align: center;"> <p>事務署受付印</p> </div> <p style="text-align: center;">事前確定届出給与に関する届出書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p>		※整理番号		
		※課税コード		
<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 <input type="checkbox"/> 結法親 <input type="checkbox"/> 人法人	提出法人	〒	納税地	電話() -
			(フリガナ)	
			法人名等	
			法人番号	
			(フリガナ)	
			代表者氏名	㊟
		〒	代表者住所	
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		法人名等	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		電話() -
	(フリガナ)		代表者氏名	
	代表者住所	〒		
			※ 整理番号	
		部 門		
		決 算 期		
		業 種 番 号		
		整 理 簿		
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
<p style="text-align: center;">事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等	(決議をした日) 平成 年 月 日 (決議をした機関等)			
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日	平成 年 月 日			
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 平成 年 月 日			
④ 事前確定届出給与等の状況	付表 (No. ~No.) のとおり。			
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由				
⑥ その他参考となるべき事項				
届出期限	イ 次のうちいずれか早い日 平成 年 月 日 (イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日 (平成 年 月 日) (ロ) 会計期間4月経過日等 (平成 年 月 日) ロ 設立の日以後2月を経過する日 平成 年 月 日 ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 平成 年 月 日			
税 理 士 署 名 押 印		㊟		
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号
				整 理 簿
				備 考
				通 信 日 付 印
				年 月 日
				確 認 印

29.06改正

(規格A4)

改正前

(63 事前確定届出給与に関する届出書)

<div style="text-align: center;"> <p>事務署受付印</p> </div> <p style="text-align: center;">事前確定届出給与に関する届出書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">税務署長殿</p>		※整理番号		
		※課税コード		
<input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 <input type="checkbox"/> 結法親 <input type="checkbox"/> 人法人	提出法人	〒	納税地	電話() -
			(フリガナ)	
			法人名等	
			法人番号	
			(フリガナ)	
			代表者氏名	㊟
		〒	代表者住所	
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)		法人名等	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		電話() -
	(フリガナ)		代表者氏名	
	代表者住所	〒		
			※ 整理番号	
		部 門		
		決 算 期		
		業 種 番 号		
		整 理 簿		
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
<p style="text-align: center;">事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等	(決議をした日) 平成 年 月 日 (決議をした機関等)			
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日	平成 年 月 日			
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 平成 年 月 日			
④ 事前確定届出給与等の状況	付表 (No. ~No.) のとおり。			
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由				
⑥ その他参考となるべき事項				
届出期限	イ 次のうちいずれか早い日 平成 年 月 日 (イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日 (平成 年 月 日) (ロ) 会計期間4月経過日等 (平成 年 月 日) ロ 設立の日以後2月を経過する日 平成 年 月 日 ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 平成 年 月 日			
税 理 士 署 名 押 印		㊟		
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号
				整 理 簿
				備 考
				通 信 日 付 印
				年 月 日
				確 認 印

27.06改正

(規格A4)

改 正 後

(63 事前確定届出給与に関する届出書)

事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する旨の定め」（以下付表までにおいて「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」といいます。）に基づいて支給する法人税法第34条第1項第2号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、その「定め」の内容に関して届出をする場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。

なお、新株予約権又は法人税法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与については、平成29年10月1日以後にその支給に係る決議（当該決議が行われない場合には、その支給）をする給与から事前確定届出給与の対象となります。

区 分	届 出 期 限
① 株主総会等の決議により役員の職務につき「 <u>所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め</u> 」をした場合（下記②又は③に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあつては、当該開始する日）から1月を経過する日。ただし、その日が <u>職務執行期間開始の日の属する会計期間開始の日から4月（法人税法第75条の2第1項各号（確定申告書の提出期限の延長の特例）の指定を受けている内国法人にあつては、その指定に係る月数に3を加えた月数）を経過する日</u> （以下「会計期間4月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間4月経過日等
② 新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「 <u>所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め</u> 」をした場合	その設立の日以後2月を経過する日
③ 臨時改定事由（法人税法施行令第69条第1項第1号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「 <u>所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め</u> 」をした場合（当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） （注）当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記①に掲げる日（上記②に該当する場合は、②に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日

改 正 前

(63 事前確定届出給与に関する届出書)

事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第34条第1項第2号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、その「定め」の内容に関して届出をする場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。

区 分	届 出 期 限
① 株主総会等の決議により役員の職務につき「 <u>所定の時期に確定額を支給する旨の定め</u> 」をした場合（下記②又は③に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあつては、当該開始する日）から1月を経過する日。ただし、その日が <u>当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日（保険会社にあつては、当該会計期間開始の日から5月を経過する日。以下「会計期間4月経過日等」といいます。）</u> 後である場合には当該会計期間4月経過日等
② 新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「 <u>所定の時期に確定額を支給する旨の定め</u> 」をした場合	その設立の日以後2月を経過する日
③ 臨時改定事由（法人税法施行令第69条第1項第1号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「 <u>所定の時期に確定額を支給する旨の定め</u> 」をした場合（当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） （注）当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記①に掲げる日（上記②に該当する場合は、②に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日

改 正 後	改 正 前
<p>(63 事前確定届出給与に関する届出書)</p> <p>(注) 1 連結子法人(連結申告法人に限ります。)については、法人税法施行令第155条の6(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。</p> <p>2 <u>定期給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与で金銭によるものについては、この届出は必要ありません。</u></p> <p>2 この届出書は、事前確定届出給与に係る「<u>所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め</u>」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者(以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。)の全ての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該職務執行期間に係る届出書を提出した後において、新たな役員が就任するなどの臨時改定事由が生じ、当該役員について事前確定届出給与に係る「<u>所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め</u>」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>なお、「法人番号」欄について、提出日時点において指定を受けていない場合は、記載不要です。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(3) 「① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等」欄には、「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関等の決議により役員の職務につき「<u>所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め</u>」をした場合におけるその決議をした日及びその決議をした機関等の名称を記載してください。</p> <p>(4) 「② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「<u>所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め</u>」に係る職務の執行を開始する日(定時株主総会の開催日など)を記載してください。</p> <p>なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がいる場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については平成〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(5) 「③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄には、臨時改定事由により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「<u>所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め</u>」をした場合(その役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。)において、当該臨時改定事由を具体的に記載するとともに、当該臨時改定事由が生じた日を記載<u>してください。</u></p> <p>(6) 「④ 事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載<u>してください。</u></p> <p>(7) 「⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由」欄には、これらの理由を具体的に記載してください。</p> <p>なお、「定期同額給与」とは、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等、法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与をいいます。</p>	<p>(63 事前確定届出給与に関する届出書)</p> <p>(注) 1 連結子法人(連結申告法人に限ります。)については、法人税法施行令第155条の6(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。</p> <p>2 <u>他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与については、この届出は必要ありません。</u></p> <p>2 この届出書は、事前確定届出給与に係る「<u>所定の時期に確定額を支給する旨の定め</u>」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者(以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。)の全ての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該事業年度に係る届出書を提出した後において、新たな役員が就任するなどの臨時改定事由が生じ、当該役員について事前確定届出給与に係る「<u>所定の時期に確定額を支給する旨の定め</u>」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>なお、「法人番号」欄について、提出日時点において指定を受けていない場合は、記載不要です。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(3) 「① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等」欄には、「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関等の決議により役員の職務につき「<u>所定の時期に確定額を支給する旨の定め</u>」をした場合におけるその決議をした日及びその決議をした機関等の名称を記載してください。</p> <p>(4) 「② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「<u>所定の時期に確定額を支給する旨の定め</u>」に係る職務の執行を開始する日(定時株主総会の開催日など)を記載してください。</p> <p>なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がいる場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については平成〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(5) 「③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄には、臨時改定事由により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「<u>所定の時期に確定額を支給する旨の定め</u>」をした場合(その役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。)において、当該臨時改定事由を具体的に記載するとともに、当該臨時改定事由が生じた日を記載<u>します。</u></p> <p>(6) 「④ 事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載<u>します。</u></p> <p>(7) 「⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由」欄には、これらの理由を具体的に記載してください。</p> <p>なお、「定期同額給与」とは、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等、法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与をいいます。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(63 事前確定届出給与に関する届出書)</p> <p>(8) 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員^のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に<u>確定した額の金銭等を交付</u>する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日 平成〇年〇月〇日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に<u>確定した額の金銭等を交付</u>する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。</p> <p><u>また、法人税法施行令第69条第8項の規定に該当する場合には、その旨を記載してください。</u></p> <p>(9) 「届出期限」欄は、上記1の表の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分①(株主総会等の決議)…「(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日」に「①」欄に記載した「決議をした日」又は「②」欄に記載した「職務の執行を開始する日」のうちいずれか早い日から1月を経過する日を、「(ロ) 会計期間4月経過日等」に<u>職務執行期間開始の日の属する会計期間開始の日から4月(法人税法第75条の2第1項各号の指定を受けている内国法人にあっては、その指定に係る月数に3を加えた月数)を経過する日</u>を、それぞれ記載するとともに、「イ 次のうちいずれか早い日」に該当する日付を記載します。 <p>また、「届出期限となる日」欄の「□ イ」にレ印を付します。</p> <p>(注) <u>1 「決議をした日から1月を経過する日」は、「決議をした日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に相当する日の前日(翌月にその相当する日がないときは、その月の末日)となります。</u></p> <p>(例: 決議をした日が5月25日の場合、5月26日が起算日となり、翌月における起算日に相当する日(6月26日)の前日である6月25日が「決議をした日から1月を経過する日」となります。)</p> <p><u>2 連結申告法人については、「(ロ) 会計期間4月経過日等」に職務執行期間開始の日から4月(連結親法人が法人税法第81条の24第1項各号(連結確定申告書の提出期限の延長の特例)の指定を受けている場合には、その指定に係る月数に3を加えた月数とし、連結親法人が同項の規定の適用を受けている場合(同項各号の指定を受けている場合を除きます。)で連結法人が一定の場合に該当する場合には5月とします。)を経過する日を記載してください。</u></p> <p><u>上記の一定の場合とは、連結法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、法人税法第81条の24第1項に規定する定款等の定めにより各連結事業年度終了の日の翌日から3月以内にその連結法人の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるなどの場合をいいます(この場合には、定款等の定め又は特別の事情若しくはやむを得ない事情の内容を「⑥ その他参考となるべき事項」欄に記載してください。)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分②(新設法人)…「ロ 設立の日以後2月を経過する日」に、該当する日付を記載します。また、「届出期限となる日」欄の「□ ロ」にレ印を付します。 ・区分③(臨時改定事由)…区分①又は区分②と同様に記載するほか、「ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」に「③」欄に記載した「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日を記載します。 <p>また、「届出期限となる日」欄は、「イ」又は「ロ」に記載した日と「ハ」に記載した日のうち、いずれか遅い日について、該当するものにレ印を付します。</p>	<p>(63 事前確定届出給与に関する届出書)</p> <p>(8) 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員^のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に<u>確定額を支給</u>する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日 平成〇年〇月〇日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に<u>確定額を支給</u>する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。</p> <p>(9) 「届出期限」欄は、上記1の表の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分①(株主総会等の決議)…「(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日」に「①」欄に記載した「決議をした日」又は「②」欄に記載した「職務の執行を開始する日」のうちいずれか早い日から1月を経過する日を、「(ロ) 会計期間4月経過日等」に<u>当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日(保険会社にあっては、その会計期間開始の日から5月を経過する日)</u>を、それぞれ記載するとともに、「イ 次のうちいずれか早い日」に該当する日付を記載します。 <p>また、「届出期限となる日」欄の「□ イ」にレ印を付します。</p> <p>(注) 「決議をした日から1月を経過する日」は、「決議をした日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に相当する日の前日(翌月にその相当する日がないときは、その月の末日)となります。</p> <p>(例: 決議をした日が5月25日の場合、5月26日が起算日となり、翌月における起算日に相当する日(6月26日)の前日である6月25日が「決議をした日から1月を経過する日」となります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分②(新設法人)…「ロ 設立の日以後2月を経過する日」に、該当する日付を記載します。また、「届出期限となる日」欄の「□ ロ」にレ印を付します。 ・区分③(臨時改定事由)…区分①又は区分②と同様に記載するほか、「ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」に「③」欄に記載した「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日を記載します。 <p>また、「届出期限となる日」欄は、「イ」又は「ロ」に記載した日と「ハ」に記載した日のうち、いずれか遅い日について、該当するものにレ印を付します。</p>

改正後

(63 事前確定届出給与に関する届出書)

- (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正前

(63 事前確定届出給与に関する届出書)

- (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(64 付表 1(事前確定届出給与等の状況(金銭交付用)))

付表 1 (事前確定届出給与等の状況(金銭交付用))				No.	
事前確定届出給与対象者の氏名(役職名)		()			
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)		(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)			
当該(連結)事業年度		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
職務執行期間開始の日の属する会計期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
事前確定届出給与に 関する事項	区分	支給時期(年月日)		支給額(円)	
		支給時期(年月日)	支給額(円)	支給時期(年月日)	支給額(円)
事前確定届出給与に 関する事項	職務執行期間開始の日の属する会計期間	届出額	・	・	
		支給額	・	・	
		今回の届出額	・	・	
		今回の届出額	・	・	
		今回の届出額	・	・	
		今回の届出額	・	・	
	翌会計期間	今回の届出額	・	・	
		今回の届出額	・	・	
		今回の届出額	・	・	
		今回の届出額	・	・	
業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要					

29.06改正

改 正 前

(64 付表(事前確定届出給与等の状況))

付表(事前確定届出給与等の状況)				No.	
事前確定届出給与対象者の氏名(役職名)		()			
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)		(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)			
当該(連結)事業年度		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
当該(連結)事業年度開始の日の属する会計期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
事前確定届出給与に 関する事項	区分	支給時期(年月日)		支給金額(円)	
		支給時期(年月日)	支給金額(円)	支給時期(年月日)	支給金額(円)
事前確定届出給与に 関する事項	当該(連結)事業年度開始の日の属する会計期間	届出額	・	・	
		支給額	・	・	
		今回の届出額	・	・	
		今回の届出額	・	・	
		今回の届出額	・	・	
		今回の届出額	・	・	
	翌会計期間	今回の届出額	・	・	
		今回の届出額	・	・	
		今回の届出額	・	・	
		今回の届出額	・	・	

28.06改正

改 正 後

(64 付表 1(事前確定届出給与等の状況(金銭交付用)))

付表 1 (事前確定届出給与等の状況(金銭交付用)) の記載要領等

- この付表は、所定の時期に確定した額の金銭を交付する旨の定め(法人税法施行令第 69 条第 8 項(定期同額給与の範囲等)の規定に該当する場合を含みます。)に基づき支給する給与について届け出る場合に、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。
- この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表を作成してください。この場合には、右上端の「No. 」欄に一連番号を付してください。
- 各欄は、次により記載してください。
 - 「事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日(職務執行期間)」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行の開始の日(定時株主総会の開催日など)及び職務執行期間(定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など)を記載してください。
 - 「当該(連結)事業年度」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - 「事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期(年月日)」欄及び「支給額(円)」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに次の支給時期及び支給額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給額
(支給済分) 「 <u>職務執行期間開始の日の属する会計期間</u> 」において、 <u>前回以前の届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」</u> に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与 (注) 法人税法施行令第 69 条第 5 項の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載してください。	① 「届出額」欄：前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期及び支給額 ② 「支給額」欄：①の事前確定届出給与の実際の支給時期及び支給額
(支給予定分) 「 <u>職務執行期間開始の日の属する会計期間</u> 」及び「 <u>翌会計期間以後</u> 」において、この届出に係る「 <u>所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め</u> 」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出額」欄：この届出において届け出る事前確定届出給与について、届出の時ににおいて予定されている支給時期及び支給額

(注) 記載欄が不足する場合は、適宜の様式に記載の上、別紙として添付してください。

- 「事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期(年月日)」欄及び「支給額(円)」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時ににおいて予定されている支給時期及び支給額を記載してください。
また、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給がある場合には、支給時期及び概要を「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に記載してください。
なお、記載事項が多い場合は、「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に「別紙のとおり」と記載の上、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要を別紙(適宜の様式)に記載してください。

改 正 前

(64 付表(事前確定届出給与等の状況))

付表(事前確定届出給与等の状況) の記載要領等

- この付表は、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。
- この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表を作成してください。この場合には、右上端の「No. 」欄に一連番号を付してください。
- 各欄は、次により記載してください。
 - 「事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日(職務執行期間)」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務の執行の開始の日(定時株主総会の開催日など)及び職務執行期間(定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など)を記載してください。
 - 「当該(連結)事業年度」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - 「事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期(年月日)」欄及び「支給金額(円)」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに次の支給時期及び支給金額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給金額
(支給済分) 「 <u>当該(連結)事業年度開始の日の属する会計期間</u> 」において、 <u>前回以前の届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」</u> に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与 (注) 法人税法施行令第 69 条第 4 項の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載してください。	① 「届出額」欄：前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期及び支給金額 ② 「支給額」欄：①の事前確定届出給与の実際の支給時期及び支給金額
(支給予定分) 「 <u>当該(連結)事業年度開始の日の属する会計期間</u> 」及び「 <u>翌会計期間</u> 」において、この届出に係る「 <u>所定の時期に確定額を支給する旨の定め</u> 」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出額」欄：この届出において届け出る事前確定届出給与について、届出の時ににおいて予定されている支給時期及び支給金額

- 「事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期(年月日)」欄及び「支給金額(円)」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時ににおいて予定されている支給時期及び支給金額を記載してください。

改正後

(64 付表 1(事前確定届出給与等の状況(金銭交付用)))

(注) この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。

① 退職給与で業績連動給与に該当しないもの

(削除)

② 使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与

③ 法人税法施行令第69条第3項各号に掲げる給与

改正前

(64 付表(事前確定届出給与等の状況))

(注) この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。

① 退職給与

② 法人税法第54条の2第1項(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)に規定する新株予約権による給与

③ ①及び②以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与

④ 法人税法施行規則第22条の3第1項第1号(確定額による役員給与の届出書の記載事項及び利益連動給与の開示方法)に規定する特定譲渡制限付株式給与

(65 付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式交付用)))

(65 付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式交付用)))

付表 2 (事前確定届出給与等の状況(株式等交付用))

No.

事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)	()
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)	(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)
当該(連結)事業年度	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
職務執行期間開始の日の属する会計期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(新 設)

1 事前確定届出給与に関する事項

職の 務属 行 期 間 開 計 始 の 期 日 間	区分	支給時期 (年月日)	交付する株式又は 新株予約権の銘柄	交 付 数		交付決議時価額 (円)	
				金銭債権の額 (円)			
期 間 開 計 始 の 期 日 間	届出内容	. .					
	支給内容	. .					
	今回の 届出内容	. .					
	今回の 届出内容	. .					
翌 会 計 期 間 以 後	今回の 届出内容	. .					
	今回の 届出内容	. .					
	今回の 届出内容	. .					
	今回の 届出内容	. .					
条件その他の内容							

2 事前確定届出給与以外の給与に関する事項

金銭による給与 (業績連動給与を除く。)				
	支給時期 (年月日)	支給額 (円)	支給時期 (年月日)	支給額 (円)
職の 務属 行 期 間 開 計 始 の 期 日 間	
	
	
	
翌 期 間 以 計 後	
	
業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要				

改 正 後

(65 付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式交付用)))

付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用)) の記載要領等

- 1 この付表は、所定の時期に確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第 1 項 (譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例) に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第 54 条の 2 第 1 項 (新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等) に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づき支給する給与について届け出る場合に、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。
- 2 この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表を作成してください。この場合には、右上端の「No. 」欄に一連番号を付してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)」欄には、「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に係る職務の執行の開始の日 (定時株主総会の開催日など) 及び職務執行期間 (定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など) を記載してください。
 - (2) 「当該 (連結) 事業年度」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - (3) 「1 事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期 (年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額 (円)」欄及び「金銭債権の額 (円)」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給額
(支給済分) 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」において、前回以前の届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与 (注) 法人税法施行令第 69 条第 5 項の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載してください。	① 「届出内容」欄: 前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額 ② 「支給額」欄: ①の事前確定届出給与の実際の支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額
(支給予定分) 「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出内容」欄: この届出において届け出る事前確定届出給与について、届出の時ににおいて予定されている支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額

(注) 1 法人税法施行令第 71 条の 3 第 1 項 (確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等) に規定する確定数給与に該当する場合は、「支給時期 (年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額 (円)」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。

改 正 前

(65 付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式交付用)))

(新 設)

改 正 後

(65 付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式交付用)))

2 内国法人の役員の職務につき、所定の時期に、確定した額の金銭債権に係る法人税法第 54 条第 1 項に規定する特定譲渡制限付株式又は法人税法第 54 条の 2 第 1 項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当する場合は、「支給時期 (年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「金銭債権の額 (円)」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。

3 「条件その他の内容」欄に記載に当たっては、支給時期を記載するなど、いずれの届出内容に対するものかを特定できるように記載してください。また、記載事項が多い場合は、「条件その他の内容」欄に「別紙のとおり」と記載の上、条件その他の内容を別紙 (適宜の様式) に記載してください。

(4) 「2 事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期 (年月日)」欄及び「支給額 (円)」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時に於いて予定されている支給時期及び支給額を記載してください。

また、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給がある場合には、支給時期及び概要を「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に記載してください。

なお、記載事項が多い場合は、「業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要」欄に「別紙のとおり」と記載の上、業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要を別紙 (適宜の様式) に記載してください。

(注) この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。

- ① 退職給与で業績連動給与に該当しないもの
- ② 使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与
- ③ 法人税法施行令第 69 条第 3 項各号に掲げる給与

改 正 前

(65 付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式交付用)))

(新 設)

改 正 後

(66 事前確定届出給与に関する変更届出書)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 税務署受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">事前確定届出給与に関する変更届出書</p>		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出先 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所	〒 電話() - 〒 〒 〒
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。			
記			
①	臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日 業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日		(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 平成 年 月 日 (決議をした日) 平成 年 月 日 (直前届出に係る給与の支給の日) 平成 年 月 日
②	変更を行った機関等		(機関等)
③	変更後の事前確定届出給与等の状況		付表 (No. ~No.) のとおり。
④	変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由		(理由)
⑤	直前届出に係る届出書の提出をした日		平成 年 月 日
⑥	その他参考となるべき事項		
届出期限	<input type="checkbox"/> 臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 業績悪化改定事由：「決議をした日」から1月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日 平成 年 月 日		
税 理 士 署 名 押 印		④	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
番 号	番 号	整 理 簿	備 考
通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

29.06改正

(規格 A4)

改 正 前

(65 事前確定届出給与に関する変更届出書)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 税務署受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">事前確定届出給与に関する変更届出書</p>		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出先 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 等 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所	〒 電話() - 〒 〒 〒
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。			
記			
①	臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日 業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日		(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 平成 年 月 日 (決議をした日) 平成 年 月 日 (直前届出に係る給与の支給の日) 平成 年 月 日
②	変更を行った機関等		(機関等)
③	変更後の事前確定届出給与等の状況		付表 (No. ~No.) のとおり。
④	変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由		(理由)
⑤	直前届出に係る届出書の提出をした日		平成 年 月 日
⑥	その他参考となるべき事項		
届出期限	<input type="checkbox"/> 臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 業績悪化改定事由：「決議をした日」から1月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日 平成 年 月 日		
税 理 士 署 名 押 印		④	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
番 号	番 号	整 理 簿	備 考
通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

28.06改正

(規格 A4)

改 正 後

(66 事前確定届出給与に関する変更届出書)

事前確定届出給与に関する変更届出書の記載要領等

1 この届出書は、役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権を交付する旨の定め」（以下付表までにおいて「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」といいます。）に基づいて支給する法人税法第34条第1項第2号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、既に法人税法施行令第69条第4項（定期同額給与の範囲等）に規定する直前届出（以下付表までにおいて「直前届出」といいます。）をしている単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次の2の表の区分欄に掲げる事由に基因して当該直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合において、その変更後の「定め」の内容に関して届出をするときに使用するものです。

なお、新株予約権又は法人税法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与については、平成29年10月1日以後にその支給に係る決議（当該決議が行われない場合には、その支給）をする給与から事前確定届出給与の対象となります。

2 この届出書は、次に掲げる変更の事由の区分に応じてそれぞれの変更届出期限までに提出してください。

区 分	変 更 届 出 期 限
① 臨時改定事由 (法人税法施行令第69条第1項第1号ロに規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。)	その臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日
② 業績悪化改定事由 (法人税法施行令第69条第1項第1号ハに規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。)	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から1月を経過する日ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに限り、その支給の日の前日）

(注) 連結子法人（連結申告法人に限り、）については、法人税法施行令第155条の6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

3 この届出書は、臨時改定事由又は業績悪化改定事由に基因してその内容の変更がされた「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づく給与の支給の対象となる者（直前届出の対象となった者に限り、）以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成し、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

4 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すと同時に、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
- (3) 「①」欄は、その変更の事由に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。
 - イ その変更が臨時改定事由に基因するものである場合………「臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄に、その臨時改定事由を具体的に記載するとともに、その臨時改定事由が生じた日を記載してください。
 - ロ その変更が業績悪化改定事由に基因するものである場合………「業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄に、業績悪化改定事由により直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日を記載するとともに、その変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（その決議をした日後最初に到来するものに限り、）を記載してください。なお、その給与の支給の日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については平成〇年〇月〇日」等と記載してください。
- (4) 「② 変更を行った機関等」欄には、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容に関する変更を行った「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関の名称を記載してください。

改 正 前

(65 事前確定届出給与に関する変更届出書)

事前確定届出給与に関する変更届出書の記載要領等

1 この届出書は、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第34条第1項第2号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、既に法人税法施行令第69条第4項に規定する直前届出（以下付表までにおいて「直前届出」といいます。）をしている単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次の2の表の区分欄に掲げる事由に基因して当該直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合において、その変更後の「定め」の内容に関して届出をするときに使用するものです。

2 この届出書は、次に掲げる変更の事由の区分に応じてそれぞれの変更届出期限までに提出してください。

区 分	変 更 届 出 期 限
① 臨時改定事由 (法人税法施行令第69条第1項第1号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。)	その臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日
② 業績悪化改定事由 (法人税法施行令第69条第1項第1号ハ（定期同額給与の範囲等）に規定する経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由をいいます。以下付表までにおいて同じ。)	その業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会、社員総会又はこれらに準ずるもの（以下付表までにおいて「株主総会等」といいます。）の決議をした日から1月を経過する日ただし、当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（当該決議をした日後最初に到来するものに限り、）が当該1月を経過する日前にある場合には、その支給の日の前日

(注) 連結子法人（連結申告法人に限り、）については、法人税法施行令第155条の6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

3 この届出書は、臨時改定事由又は業績悪化改定事由に基因してその内容の変更がされた「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づく給与の支給の対象となる者（直前届出の対象となった者に限り、）以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）の全ての分を取りまとめて作成し、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

4 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すと同時に、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
- (3) 「①」欄は、その変更の事由に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。
 - イ その変更が臨時改定事由に基因するものである場合………「臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄に、その臨時改定事由を具体的に記載するとともに、その臨時改定事由が生じた日を記載してください。
 - ロ その変更が業績悪化改定事由に基因するものである場合………「業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄に、業績悪化改定事由により直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日を記載するとともに、その変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日（その決議をした日後最初に到来するものに限り、）を記載してください。なお、その給与の支給の日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については平成〇年〇月〇日」等と記載してください。
- (4) 「② 変更を行った機関等」欄には、直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容に関する変更を行った「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関の名称を記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(66 事前確定届出給与に関する変更届出書)</p> <p>(5) 「③ 変更後の事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。</p> <p>(6) 「④ 変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由」欄には、変更前の事前確定届出給与の支給時期がその変更後のその事前確定届出給与の支給時期と異なる場合に、その変更後のその給与の支給時期を付表のとおりとした理由を具体的に記載してください。</p> <p>(7) 「⑤ 直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、直前届出に係る届出書の提出をした日を記載してください。 なお、その提出をした日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については平成〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(8) 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、この届出に係る変更後の事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうち直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」の内容の変更に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その変更を行った株主総会等の議事録等の写しを添付するようにしてください。</p> <p>(9) 「届出期限」欄は、上記 2 の表の変更の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。 ・臨時改定事由……「①」欄の「臨時改定事由が生じた日」に記載した日から 1 月を経過する日を記載するとともに、□にレ印を付します。 (注) 「臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日」は、「臨時改定事由が生じた日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に相当する日の前日（翌月にその相当する日がないときは、その月の末日）となります。 (例：臨時改定事由が生じた日が 5 月 25 日の場合、5 月 26 日が起算日となり、翌月における起算日に相当する日（6 月 26 日）の前日である 6 月 25 日が「臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日」となります。) ・業績悪化改定事由……「①」欄の「決議をした日」に記載した日から 1 月を経過する日と「①」欄の「直前届出に係る給与の支給の日」の前日のうちいずれか早い日を記載するとともに、□にレ印を付します。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(65 事前確定届出給与に関する変更届出書)</p> <p>(5) 「③ 変更後の事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。</p> <p>(6) 「④ 変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由」欄には、変更前の事前確定届出給与の支給時期がその変更後のその事前確定届出給与の支給時期と異なる場合に、その変更後のその給与の支給時期を付表のとおりとした理由を具体的に記載してください。</p> <p>(7) 「⑤ 直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、直前届出に係る届出書の提出をした日を記載してください。 なお、その提出をした日が異なる者がいる場合には、この欄の余白の部分に、例えば、「一部役員については平成〇年〇月〇日」等と記載してください。</p> <p>(8) 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、この届出に係る変更後の事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうち直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容の変更に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その変更を行った株主総会等の議事録等の写しを添付するようにしてください。</p> <p>(9) 「届出期限」欄は、上記 2 の表の変更の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。 ・臨時改定事由……「①」欄の「臨時改定事由が生じた日」に記載した日から 1 月を経過する日を記載するとともに、□にレ印を付します。 (注) 「臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日」は、「臨時改定事由が生じた日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に相当する日の前日（翌月にその相当する日がないときは、その月の末日）となります。 (例：臨時改定事由が生じた日が 5 月 25 日の場合、5 月 26 日が起算日となり、翌月における起算日に相当する日（6 月 26 日）の前日である 6 月 25 日が「臨時改定事由が生じた日から 1 月を経過する日」となります。) ・業績悪化改定事由……「①」欄の「決議をした日」に記載した日から 1 月を経過する日と「①」欄の「直前届出に係る給与の支給の日」の前日のうちいずれか早い日を記載するとともに、□にレ印を付します。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(67) 付表 (変更後の事前確定届出給与等の状況)

付表 (変更後の事前確定届出給与等の状況)

No. _____	
事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)	()
変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	平成 年 月 日
直前届出に係る届出書の提出をした日	平成 年 月 日
当初届出に係る (連結) 事業年度	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
当初届出に係る (連結) 事業年度開始の日の属する会計期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

1 金銭交付

変更後の事前確定届出給与に関する事項	職務執行期間開始の日	区分	支給時期 (年月日)	支給額 (円)	変更前の事前確定届出給与に関する事項	職務執行期間開始の日	区分	支給時期 (年月日)	支給額 (円)
変更後の事前確定届出給与に関する事項	今回の届出額	今回の届出額	・	・	変更前の事前確定届出給与に関する事項	今回の届出額	届出額	・	・
		支給額	・	・			支給額	・	・
		今回の届出額	・	・			届出額	・	・
		支給額	・	・			支給額	・	・
		今回の届出額	・	・			届出額	・	・
		支給額	・	・			支給額	・	・
翌会計期間以後	今回の届出額	届出額	・	・	翌会計期間以後	届出額	届出額	・	・
		支給額	・	・			支給額	・	・

2 株式等交付

変更後の事前確定届出給与に関する事項	職務執行期間開始の日	区分	支給時期 (年月日)	交付する株式又は新株予約権の銘柄	交付数	交付決議時価額 (円)	変更前の事前確定届出給与に関する事項	職務執行期間開始の日	区分	支給時期 (年月日)	交付する株式又は新株予約権の銘柄	交付数	交付決議時価額 (円)
変更後の事前確定届出給与に関する事項	今回の届出額	今回の届出内容	・	・	変更前の事前確定届出給与に関する事項	今回の届出内容	届出内容	・	・				
		支給内容	・	・			支給内容	・	・				
		今回の届出内容	・	・			届出内容	・	・				
		支給内容	・	・			支給内容	・	・				
		今回の届出内容	・	・			届出内容	・	・				
		支給内容	・	・			支給内容	・	・				
翌会計以後	今回の届出内容	届出内容	・	・	翌会計以後	届出内容	届出内容	・	・				
		支給内容	・	・			支給内容	・	・				
条件その他の内容													

29.06改正

改 正 前

(66) 付表 (変更後の事前確定届出給与等の状況)

付表 (変更後の事前確定届出給与等の状況)

No. _____	
事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)	()
変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	平成 年 月 日
直前届出に係る届出書の提出をした日	平成 年 月 日
当初届出に係る (連結) 事業年度	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
当初届出に係る (連結) 事業年度開始の日の属する会計期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

変更後の事前確定届出給与に関する事項	職務執行期間開始の日	区分	支給時期 (年月日)	支給金額 (円)	変更前の事前確定届出給与に関する事項	職務執行期間開始の日	区分	支給時期 (年月日)	支給金額 (円)
変更後の事前確定届出給与に関する事項	今回の届出額	今回の届出額	・	・	変更前の事前確定届出給与に関する事項	今回の届出額	届出額	・	・
		支給額	・	・			支給額	・	・
		今回の届出額	・	・			届出額	・	・
		支給額	・	・			支給額	・	・
		今回の届出額	・	・			届出額	・	・
		支給額	・	・			支給額	・	・
翌会計	今回の届出額	届出額	・	・	翌会計	届出額	届出額	・	・
		支給額	・	・			支給額	・	・

No. _____	
事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)	()
変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	平成 年 月 日
直前届出に係る届出書の提出をした日	平成 年 月 日
当初届出に係る (連結) 事業年度	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
当初届出に係る (連結) 事業年度開始の日の属する会計期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

変更後の事前確定届出給与に関する事項	職務執行期間開始の日	区分	支給時期 (年月日)	支給金額 (円)	変更前の事前確定届出給与に関する事項	職務執行期間開始の日	区分	支給時期 (年月日)	支給金額 (円)
変更後の事前確定届出給与に関する事項	今回の届出額	今回の届出額	・	・	変更前の事前確定届出給与に関する事項	今回の届出額	届出額	・	・
		支給額	・	・			支給額	・	・
		今回の届出額	・	・			届出額	・	・
		支給額	・	・			支給額	・	・
		今回の届出額	・	・			届出額	・	・
		支給額	・	・			支給額	・	・
翌会計	今回の届出額	届出額	・	・	翌会計	届出額	届出額	・	・
		支給額	・	・			支給額	・	・

28.06

改 正 後

(67) 付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）

付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）の記載要領等

- 1 この付表は、「事前確定届出給与に関する変更届出書」に添付してください。
- 2 この届出に係る事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その支給対象者ごとにこの付表中の表を作成してください。この場合には、右上端の「No. 」欄に一連番号を付してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）」欄には、この届出に係る変更の事由に基因してその役職が変更された場合には、その変更後の役職名を記載してください。
 - (2) 「変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄には、業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合に、当該業績悪化改定事由によりその「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日後最初に到来する当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日を記載してください。
 - (3) 「直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、事前確定届出給与対象者に係る今回の変更の直前の「定め」の内容に関する届出書の提出をした日を記載してください。
 - (4) 「当初届出に係る（連結）事業年度」欄には、今回、変更の届出を行う事前確定届出給与につき法人税法施行令第69条第4項の規定による届出をした事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - (5) 「1 金銭交付」の各欄は次により記載してください。
 - イ 「変更後の事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給額（円）」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている変更後の事前確定届出給与の支給時期及び支給額を記載してください。
 - ロ 「変更前の事前確定届出給与に関する事項」の「届出額」欄の「支給時期（年月日）」欄及び「支給額（円）」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与について、その支給時期及び支給額を記載してください。
また、「支給額」欄の「支給時期（年月日）」欄及び「支給額（円）」欄には、直前届出において届け出た事前確定届出給与のうち、実際に支給が行われたものについて、その支給時期及び支給額を記載してください。
- (6) 「2 株式等交付」の各欄は次により記載してください。
 - イ 「変更後の事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄、「金銭債権の額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている変更後の事前確定届出給与の支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額、金銭債権の額及び条件その他の内容を記載してください。
 - ロ 「変更前の事前確定届出給与に関する事項」の「届出内容額」欄の「支給時期（年月日）」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄、「金銭債権の額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届

改 正 前

(66) 付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）

付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）の記載要領等

- 1 この付表は、「事前確定届出給与に関する変更届出書」に添付してください。
- 2 この届出に係る事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その支給対象者ごとにこの付表中の表を作成してください。この場合には、右上端の「No. 」欄に一連番号を付してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）」欄には、この届出に係る変更の事由に基因してその役職が変更された場合には、その変更後の役職名を記載してください。
 - (2) 「変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄には、業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合に、当該業績悪化改定事由によりその「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日後最初に到来する当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日を記載してください。
 - (3) 「直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、事前確定届出給与対象者に係る今回の変更の直前の「定め」の内容に関する届出書の提出をした日を記載してください。
 - (4) 「当初届出に係る（連結）事業年度」欄には、今回、変更の届出を行う事前確定届出給与につき法人税法施行令第69条第3項の規定による届出（以下「当初届出」といいます。）をした事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - (5) 「変更前の事前確定届出給与に関する事項」の「届出額」欄の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、「当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間」において、直前届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与について、その支給時期及び支給金額を記載してください。
また、「支給額」欄の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、直前届出において届け出た事前確定届出給与のうち、実際に支給が行われたものについて、その支給時期及び支給金額を記載してください。
- (6) 「変更後の事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、「当初届出に係る（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間」において、この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしている変更後の事前確定届出給与の支給時期及び支給金額を記載してください。

改 正 後

(67 付表 (変更後の事前確定届出給与等の状況))

出給与について、その支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額、金銭債権の額及び条件その他の内容を記載してください。

また、「支給内容」欄の「支給時期 (年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額 (円)」欄、及び「金銭債権の額 (円)」欄には、直前届出において届け出た事前確定届出給与のうち、実際に支給が行われたものについて、その支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額、及び金銭債権の額を記載してください。

(注) 1 法人税法施行令第71条の3第1項 (確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等) に規定する確定数給与に該当する場合は、「支給時期 (年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額 (円)」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。

2 内国法人の役員の職務につき、所定の時期に、確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項 (譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例) に規定する特定譲渡制限付株式又は法人税法第54条の2第1項 (新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等) に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当する場合は、「支給時期 (年月日)」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「金銭債権の額 (円)」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。

3 「条件その他の内容」欄の記載に当たっては、支給時期を記載するなど、いずれの届出内容に対するものかを特定できるように記載してください。また、記載事項が多い場合は、「条件その他の内容」欄に「別紙のとおり」と記載の上、条件その他の内容を別紙 (適宜の様式) に記載してください。

改 正 前

(66 付表 (変更後の事前確定届出給与等の状況))

改 正 後

(123 災害損失欠損金額に関する明細書)

災害損失欠損金額に関する明細書		事業 年 度	・ ・	法人名	付 表
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書					
災 害 損 失 欠 損 金 額 (別表七(一)「15の③」欄)	(1)	円	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す災害損失欠損金額	(2) の 内 訳
				(3)	
			平 平	①	
			平 平	②	
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額		(2)	平 平	②	

(規格A4)

改 正 前

(118-4 災害損失欠損金額に関する明細書)

災害損失欠損金額に関する明細書		事業 年 度	・ ・	法人名	付 表
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書					
災 害 損 失 欠 損 金 額 (別表七(一)「13の③」欄)	(1)	円	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す災害損失欠損金額	(2) の 内 訳
				(3)	
			平 平	①	
			平 平	②	
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額		(2)	平 平	②	

(規格A4)

(123 災害損失欠損金額に関する明細書)

災害損失欠損金額に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法人税法第80条《災害損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第72条第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前1年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

(削 除)

- 2 「災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「災害損失欠損金額(1)」欄には、別表七(一)の「繰戻しの対象となる災害損失欠損金額15の③(平成29年4月1日前終了事業年度分については、繰越控除の対象となる損失の額)」欄の金額を記載してください。
- (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰り戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄のうち当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得事業年度（以下「前2年以内還付所得事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額を限度として記載してください。
- (注) 前2年以内還付所得事業年度の所得について、当該事業年度前に既に法人税法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受けている場合、この「(2)」欄の金額は、前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額からこの規定の適用を受けた部分の所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
- (3) 「繰り戻す災害損失欠損金額(3)」欄には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得事業年度の各還付所得事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。

(118-4 災害損失欠損金額に関する明細書)

災害損失欠損金額に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法人税法第80条《災害損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第72条第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間（以下「災害欠損事業年度」といいます。）開始の日前1年（当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年）以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

(注) 平成29年4月1日前1年以内に終了した事業年度の法人税の確定申告書（期限後申告書を含みます。）を同日前に提出した法人については、同年5月1日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。これにより法人税の還付を請求する場合には、新たに修正申告書、別表七(一)及び「災害により生じた損失の額に関する明細書」を作成し、提出してください。

- 2 「災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「災害損失欠損金額(1)」欄には、別表七(一)の「繰越控除の対象となる損失の額 13の③」欄の金額を記載してください。
- (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰り戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄のうち当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得事業年度（以下「前2年以内還付所得事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額を限度として記載してください。
- (注) 前2年以内還付所得事業年度の所得について、当該事業年度前に既に法人税法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受けている場合、この「(2)」欄の金額は、前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額からこの規定の適用を受けた部分の所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
- (3) 「繰り戻す災害損失欠損金額(3)」欄には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得事業年度の各還付所得事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。

改 正 後

(125 災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人))

災害損失欠損金額に関する明細書 (外国法人用)		事業 年 度	法人名	付 表	
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書						
		法第144条の13第1項第1号		法第144条の13第1項第2号又は第2項		
災 害 損 失 欠 損 金 額 (別表七(一)「15の③」欄)		(1)	円	円		
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額		(2)				
(2) の 内 訳	繰り戻す還付所得事業年度		繰り戻す災害損失欠損金額			繰り戻す災害損失欠損金額
			(3)			(3)
	平	. .	①	円		円
	平	. .				
平	. .	②				
平	. .					

(規格A4)

改 正 前

(118-6 災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人))

災害損失欠損金額に関する明細書 (外国法人用)		事業 年 度	法人名	付 表	
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書						
		法第144条の13第1項第1号		法第144条の13第1項第2号又は第2項		
災 害 損 失 欠 損 金 額 (別表七(一)「13の③」欄)		(1)	円	円		
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額		(2)				
(2) の 内 訳	繰り戻す還付所得事業年度		繰り戻す災害損失欠損金額			繰り戻す災害損失欠損金額
			(3)			(3)
	平	. .	①	円		円
	平	. .				
平	. .	②				
平	. .					

(規格A4)

(125 災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人))

災害損失欠損金額に関する明細書（外国法人用）の記載の仕方

1 この明細書は、外国法人が法人税法第144条の13(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第144条の4第1項に規定する期間(当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。)において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間(以下「災害欠損事業年度」といいます。)開始の日前1年(当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年)以内に開始したいずれかの事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

(削 除)

- 2 「災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「災害損失欠損金額(1)」欄には、別表七(一)の「繰戻しの対象となる災害損失欠損金額15の③(平成29年4月1日前終了事業年度分については、繰越控除の対象となる損失の額)」欄の金額を記載してください。
 - (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰り戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄のうち当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得事業年度(以下「前2年以内還付所得事業年度」といいます。)に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額を限度として記載してください。
(注) 前2年以内還付所得事業年度の所得について、当該事業年度前に既に法人税法第144条の13(欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受けている場合、この「(2)」欄の金額は、前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額からこの規定の適用を受けた部分の所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
 - (3) 「繰り戻す災害損失欠損金額(3)」欄には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得事業年度の各還付所得事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。

(118-6 災害損失欠損金額に関する明細書(外国法人))

災害損失欠損金額に関する明細書（外国法人用）の記載の仕方

1 この明細書は、外国法人が法人税法第144条の13(災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第144条の4第1項に規定する期間(当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。)において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る事業年度又は中間期間(以下「災害欠損事業年度」といいます。)開始の日前1年(当該災害欠損事業年度に係る確定申告書等が青色申告書である場合には、前2年)以内に開始したいずれかの事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

(注) 平成29年4月1日前1年以内に終了した事業年度の法人税の確定申告書(期限後申告書を含みます。)を同日前に提出した外国法人については、同年5月1日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。これにより法人税の還付を請求する場合には、新たに修正申告書、別表七(一)及び「災害により生じた損失の額に関する明細書」を作成し、提出してください。

- 2 「災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「災害損失欠損金額(1)」欄には、別表七(一)の「繰越控除の対象となる損失の額 13の③」欄の金額を記載してください。
 - (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰り戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄のうち当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得事業年度(以下「前2年以内還付所得事業年度」といいます。)に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額を限度として記載してください。
(注) 前2年以内還付所得事業年度の所得について、当該事業年度前に既に法人税法第144条の13(欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受けている場合、この「(2)」欄の金額は、前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額からこの規定の適用を受けた部分の所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
 - (3) 「繰り戻す災害損失欠損金額(3)」欄には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得事業年度の各還付所得事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。

改 正 後

(130 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号

※連絡グループ整理番号

税務署受付印

平成 年 月 日

提出法人 納税地 電話() -

単連結法人親法人

(フリガナ) 法人名等

法人番号

(フリガナ) 代表者氏名

代表者住所

事業種目

税務署長殿

連 結 子 法 人

(フリガナ) 法人名等

本店又は主たる事務所の所在地 電話() -

(フリガナ) 代表者氏名

代表者住所

事業種目

※ 税務署処理欄

整理番号

部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

回 付 先 親署 ⇒ 子署 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法第64条の2第1項の規定による収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。
記

措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようと す る ・ し な い

措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようと す る ・ し な い

(設定期間の延長を必要とする理由)

措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する収用等のあった年月日	措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する補償金、対価又は清算金の額	措置法第64条の2第4項第1号又は措置法第68条の71第5項第1号に規定する特別勘定の金額
年 月 日	円	円

取得する資産の予定内容	種 類				
	構 造				
	規 模				
代替資産の取得予定年月日
(収用等に係る事業の施行の状況)	(事業の完了見込年月日 . . .)				
(生態影響調査の実施の状況)	(調査の完了予定年月日 . . .)				

税 理 士 署 名 押 印

※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
---------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

改 正 前

(122 収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号

※連絡グループ整理番号

税務署受付印

平成 年 月 日

提出法人 納税地 電話() -

単連結法人親法人

(フリガナ) 法人名等

法人番号

(フリガナ) 代表者氏名

代表者住所

事業種目

税務署長殿

連 結 子 法 人

(フリガナ) 法人名等

本店又は主たる事務所の所在地 電話() -

(フリガナ) 代表者氏名

代表者住所

事業種目

※ 税務署処理欄

整理番号

部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

回 付 先 親署 ⇒ 子署 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法第64条の2第1項
 租税特別措置法第68条の71第1項の規定による収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。
記

措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようと す る ・ し な い

措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようと す る ・ し な い

(設定期間の延長を必要とする理由)

措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する収用等のあった年月日	措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する補償金、対価又は清算金の額	措置法第64条の2第4項第1号又は措置法第68条の71第5項第1号に規定する特別勘定の金額
年 月 日	円	円

取得する資産の予定内容	種 類				
	構 造				
	規 模				
代替資産の取得予定年月日
(収用等に係る事業の施行の状況)	(事業の完了見込年月日 . . .)				
(生態影響調査の実施の状況)	(調査の完了予定年月日 . . .)				

税 理 士 署 名 押 印

※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
---------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

改 正 後

(130 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

収用等に伴い特別勘定を設けた場合における
特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条第19項第1号イ又はロ、第2号の規定又は措置法施行令第39条の99第5項第1号イ又はロ、第2号の規定により収用等に伴い特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、収用等があった日後4年を経過する日から2月以内に提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する口にレ印を付してください。
 - (4) 「措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する口にレ印を付すとともに、「する」又は「しない」に○を付してください。
 - (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。
 - (6) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - (7) 「収用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する収用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。
 - (8) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第39条第19項第2号又は措置法施行令第39条の99第5項第2号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(122 収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

収用等に伴い代替資産を取得した場合における
特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条第19項第1号イ又はロ、第2号の規定又は措置法施行令第39条の99第5項第1号イ又はロ、第2号の規定により収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、収用等があった日後4年を経過する日から2月以内に提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する口にレ印を付してください。
 - (4) 「措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する口にレ印を付すとともに、「する」又は「しない」に○を付してください。
 - (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。
 - (6) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - (7) 「収用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する収用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。
 - (8) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第39条第19項第2号又は措置法施行令第39条の99第5項第2号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(131 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害 による特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 又は第 68 条の 71 の規定により収用等に伴い特別勘定を設けた場合において、措置法第 64 条の 2 第 17 項の特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因するやむを得ない事情により措置法第 64 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 71 第 8 項に規定する指定期間（以下「指定期間」といいます。）内に代替資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、指定期間の末日までに提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 64 条第 1 項の各号に規定する資産ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(4) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする特定非常災害に基因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(131 収用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後

(134 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の
特定非常災害による設定期間延長承認申請書

税務署受付印

※整理番号
※課税/非課税

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	〒	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> 単連	納 税 地	(フリガナ)	電話() -
	<input type="checkbox"/> 体結	法 人 名 等		
	<input type="checkbox"/> 法親	法 人 番 号		
	<input type="checkbox"/> 人	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名			㊦
	代 表 者 住 所	〒		
	事 業 種 目			業

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒			
	事 業 種 目			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（第65条の8第1項、第68条の79第1項）の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

法第65条の8第4項第1号に規定する特別勘定の金額 円
申請時の
法第68条の79第5項第1号

買換対象資産の内容	種 類			
	構 造			
	規 模			
	価 額		円	円
	所 在 地			
買換対象資産の取得 予 定 年 月 日	・	・	・	・
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日	・	・	・	・
(設定期間の延長を必要とする理由)				
(その他参考となるべき事項)				

税 理 士 署 名 押 印 ㊦

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------------	-------------

改 正 前

(134 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書)

(新 設)

改 正 後

(134 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定
非常災害による設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 又は第 68 条の 79 の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、措置法第 65 条の 8 第 19 項の特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因するやむを得ない事情により措置法第 65 条の 8 第 7 項又は第 68 条の 79 第 8 項に規定する取得指定期間（以下「取得指定期間」といいます。）内に買換資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、取得指定期間の末日までに提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「申請時の 法第 65 条の 8 第 4 項第 1 号 法第 68 条の 79 第 5 項第 1 号 に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。
 - (4) 「買換対象資産の内容」欄の各欄
 - イ 「種類」欄には、買換対象資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、買換対象資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「所在地」欄には、買換対象資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
 - (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする特定非常災害に基因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(134 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書)

(新 設)

改 正 後

(135 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	法第 号
	平成 年 月 日
	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の
特定非常災害による設定期間延長承認通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別
勘定〔租税特別措置法 第65条の7第1項の表の第 号該当〕の特定非常災害による設定期間
〔租税特別措置法 第68条の78第1項の表の第 号該当〕
の延長については、下記のとおり承認したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
買 換 対 象 資 産 の 内 容	買換対象資産を取得することができる日として認定した日
	平成 年 月 日

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 前

(135 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書)

(新 設)

改 正 後

(135 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法
にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を
経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書
の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審
査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(135 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書)

(新 設)

改 正 後

(135 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(135 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書)

(新 設)

改 正 後

(135 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の承認を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
買換対象資産の内容	買換対象資産の種類、構造、規模等について記入する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる承認をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

改 正 前

(135 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認通知書)

(新 設)

改 正 後

(164 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

(164 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

※整理番号

※課税/非課税

提出法人

納 税 地

〒

電話() -

(フリガナ)

単 連 体 結 法 人 名 等

法 人 番 号

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

〒

代 表 者 住 所

事 業 種 目

業

平成 年 月 日

税務署長殿

(フリガナ)

法 人 名 等

※ 整理番号

※ 税 務 署 処 理 欄

部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

回 付 先

□ 親署 ⇒ 子署

□ 子署 ⇒ 調査課

本店又は主たる事務所の所在地

〒 (局 署)

電話() -

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

〒

代 表 者 住 所

事 業 種 目

業

適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分等により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について

租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。)

第64条第10項(措置法第64条の2第15項において準用する場合を含みます。)

第68条の70第9項(措置法第68条の71第16項において準用する場合を含みます。)

第65条第6項・第68条の72第6項

第64条の2第3項・第68条の71第4項

により下記のとおり届出を行い、また、

措置法施行令 (第39条第32項・第39条の99第18項 第39条の2第9項・第39条の100第12項)の規定により、書類の提出を行います。

適格分割等に
係る分割承継法人等

法 人 名 等

納 税 地

代 表 者 氏 名

適 格 分 割 等 の 日

年 月 日

収用等のあった日又は、換地処分等のあった日

年 月 日

収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類

補償金等、対価、清算金の金額又は
保留地の対価の額

円

交 換 取 得 資 産 の 価 額

円

代 替 資 産 又 は
交 換 取 得 資 産

種 類

構 造

規 模

取 得 (予 定) 日

年 月 日

減額した金額又は期中特別勘定の金額

円

添 付 明 細 (別 表 等)

(その他参考となるべき事項)

提 出 書 類 (証 明 書 等)

税 理 士 署 名 押 印

※税務署
処理欄

部 門

決 算 期

業 種 番 号

番 号

整 理 簿

備 考

通 信 日 付 印

年 月 日

確 認 印

(規格A4)

改 正 前

(153 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

(153 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

※整理番号

※課税/非課税

提出法人

納 税 地

〒

電話() -

(フリガナ)

単 連 体 結 法 人 名 等

法 人 番 号

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

〒

代 表 者 住 所

事 業 種 目

業

平成 年 月 日

税務署長殿

(フリガナ)

法 人 名 等

※ 整理番号

※ 税 務 署 処 理 欄

部 門

決 算 期

業 種 番 号

整 理 簿

回 付 先

□ 親署 ⇒ 子署

□ 子署 ⇒ 調査課

本店又は主たる事務所の所在地

〒 (局 署)

電話() -

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

〒

代 表 者 住 所

事 業 種 目

業

適格分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分等により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について

租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。)

第64条第10項(措置法第64条の2第15項において準用する場合を含みます。)

第68条の70第9項(措置法第68条の71第16項において準用する場合を含みます。)

第65条第6項・第68条の72第6項

第64条の2第3項・第68条の71第4項

により下記のとおり届出を行い、また、

措置法施行令 (第39条第31項・第39条の99第17項 第39条の2第9項・第39条の100第12項)の規定により、書類の提出を行います。

適格分割等に
係る分割承継法人等

法 人 名 等

納 税 地

代 表 者 氏 名

適 格 分 割 等 の 日

年 月 日

収用等のあった日又は、換地処分等のあった日

年 月 日

収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類

補償金等、対価、清算金の金額又は
保留地の対価の額

円

交 換 取 得 資 産 の 価 額

円

代 替 資 産 又 は
交 換 取 得 資 産

種 類

構 造

規 模

取 得 (予 定) 日

年 月 日

減額した金額又は期中特別勘定の金額

円

添 付 明 細 (別 表 等)

(その他参考となるべき事項)

提 出 書 類 (証 明 書 等)

税 理 士 署 名 押 印

※税務署
処理欄

部 門

決 算 期

業 種 番 号

番 号

整 理 簿

備 考

通 信 日 付 印

年 月 日

確 認 印

(規格A4)

改 正 後

(164 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

**適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い
取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定
に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 1 単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第64条の2第2項及び第68条の71第3項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。)を行う場合において、措置法等の下記の規定に基づき、収用等又は換地処分等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文
(1) 収用等により取得等をした代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第8項 (措置法第64条の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68条の71第9項)	措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第15項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第16項)
(2) 換地処分等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項	措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項	措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項

(注) (1)及び(3)は、措置法第65条第3項又は第68条の72第3項において準用する場合を含みます。

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記1の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、上記1の根拠条文に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第64条第1項・同法第68条の70第1項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する収用等のあった日又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。
- (6) 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する換地処分等により譲渡した資産の種類を記載してください。
- (7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第64条第8項・第68条の70第7項、第64条の2第8項・第68条の71第9項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する補償金等若しくは保留地の対価の額を記載してください。
- (8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第65条第1項・第68条の72第1項に規定する交換取得資産の価額を記載する。
- (9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第64条第1項・第68条の70第1項に規定する代替資産若しくは第65条第5項・第68条の72第5項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第22条の2第9項第6号・第22条の64第8項第7号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
- (10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第64条第8項(第64条の2第8項において準用する場合を含みます。)・第68条の70第7項(第68条の71第9項において準用する場合を含みます。)若しくは第65条第5項・第68条の72第5項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は第64条の2第2項・第68条の71第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
- (11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (12) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条第32項・第39条の99第18項又は第39条の2第9項・第39条の100第12項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
- (13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (14) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(153 適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

**適格分割等を行う場合の収用等又は換地処分等に伴い
取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定
に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 1 単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第64条の2第2項及び第68条の71第3項の規定の適用を受ける場合には、適格現物分配を除きます。以下同じ。)を行う場合において、措置法等の下記の規定に基づき、収用等又は換地処分等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文
(1) 収用等により取得等をした代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第8項 (措置法第64条の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68条の71第9項)	措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第15項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第16項)
(2) 換地処分等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項	措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項	措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項

(注) (1)及び(3)は、措置法第65条第3項又は第68条の72第3項において準用する場合を含みます。

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記1の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、上記1の根拠条文に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第64条第1項・同法第68条の70第1項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する収用等のあった日又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。
- (6) 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する換地処分等により譲渡した資産の種類を記載してください。
- (7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第64条第8項・第68条の70第7項、第64条の2第8項・第68条の71第9項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。
- (8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第65条第1項・第68条の72第1項に規定する交換取得資産の価額を記載する。
- (9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第64条第1項・第68条の70第1項に規定する代替資産若しくは第65条第5項・第68条の72第5項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第22条の2第9項第6号・第22条の64第8項第7号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
- (10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第64条第8項(第64条の2第8項において準用する場合を含みます。)・第68条の70第7項(第68条の71第9項において準用する場合を含みます。)又は第65条第5項・第68条の72第5項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第64条の2第2項・第68条の71第3項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
- (11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (12) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条第31項・第39条の99第17項又は第39条の2第9項・第39条の100第12項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
- (13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (14) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(166 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> </div>		適格分割等による特定の資産の譲渡 に係る特別勘定の金額の 引継ぎに関する届出書		※整理番号	
				※課税/非課税	
平成 年 月 日 <div style="text-align: right;">税務署長殿</div>		提出法人	〒	納 税 地	電話() -
		<input type="checkbox"/> 単連		(フリガナ)	
		<input type="checkbox"/> 体結		法 人 名 等	
		<input type="checkbox"/> 法親		法 人 番 号	
		<input type="checkbox"/> 人法		(フリガナ)	
		<input type="checkbox"/> 人		代 表 者 氏 名	㊟
				代 表 者 住 所	〒
		事 業 種 目	業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※	整理番号	
	法 人 名 等		税	部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	務	決 算 期	
	(フリガナ)		署	業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名		処	整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目	業	欄			
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法（第65条の8第5項 第68条の79第6項）の規定により下記のとおり届け出ます。 <div style="text-align: center;">記</div>					
適格分割等に係る	適 格 分 割 等	適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資			
分割承継法人等	法 人 名 等				
	納 税 地				
	代 表 者 氏 名				
適 格 分 割 等 の 年 月 日		年 月 日			
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円			
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円			
特別勘定等の金額又は 期中特別勘定の金額 に係る譲渡資産	種 類				
	所 在 地				
	規模(土地の場合は面積)				
	譲 渡 年 月 日	年 月 日			
取得する見込み である資産	種 類 及 び 構 造				
	所 在 地				
	規模(土地の場合は面積)				
	取 得 予 定 日	年 月 日			
適用を受けることとしている表の各号の区分 (その他参考となるべき事項)		号			
税 理 士 署 名 押 印		㊟			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	通 信 日 付 印
					年 月 日 確 認 印

29.06改正

(規格A4)

改 正 前

(155 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>税務署受付印</p> </div>		適格分割等による特定の資産の譲渡 に係る特別勘定の金額の 引継ぎに関する届出書		※整理番号	
				※課税/非課税	
平成 年 月 日 <div style="text-align: right;">税務署長殿</div>		提出法人	〒	納 税 地	電話() -
		<input type="checkbox"/> 単連		(フリガナ)	
		<input type="checkbox"/> 体結		法 人 名 等	
		<input type="checkbox"/> 法親		法 人 番 号	
		<input type="checkbox"/> 人法		(フリガナ)	
		<input type="checkbox"/> 人		代 表 者 氏 名	㊟
				代 表 者 住 所	〒
		事 業 種 目	業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※	整理番号	
	法 人 名 等		税	部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)	務	決 算 期	
	(フリガナ)		署	業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名		処	整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目	業	欄			
適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、 租税特別措置法（第65条の8第5項 第68条の79第6項）の規定により下記のとおり届け出ます。 <div style="text-align: center;">記</div>					
適格分割等に係る	適 格 分 割 等	適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資			
分割承継法人等	法 人 名 等				
	納 税 地				
	代 表 者 氏 名				
適 格 分 割 等 の 年 月 日		年 月 日			
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円			
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円			
特別勘定等の金額又は 期中特別勘定の金額 に係る譲渡資産	種 類				
	所 在 地				
	規模(土地の場合は面積)				
	譲 渡 年 月 日	年 月 日			
取得する見込み である資産	種 類 及 び 構 造				
	所 在 地				
	規模(土地の場合は面積)				
	取 得 予 定 日	年 月 日			
適用を受けることとしている表の各号の区分 (その他参考となるべき事項)		号			
税 理 士 署 名 押 印		㊟			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	通 信 日 付 印
					年 月 日 確 認 印

27.06改正

(規格A4)

改 正 後

(166 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継に関する届出書)

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の
金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第5項・第68条の79第6項の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあつてはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の第1号から第7号までの下欄に掲げる資産については、種類及び構造、所在地、規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。
 - (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の各号の区分を記載してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(155 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継に関する届出書)

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の
金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第5項・第68条の79第6項の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
 - (4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号に規定する適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ措置法第65条の8第4項第2号・第68条の79第5項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあつてはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の第1号から第9号までの下欄に掲げる資産については、種類及び構造、所在地、規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。
 - (9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の各号の区分を記載してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(169 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※課税/非課税	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> 単 体	(フリガナ)	電話() -
	<input type="checkbox"/> 連 結	法 人 名 等	
	<input type="checkbox"/> 法 親	法 人 番 号	
	<input type="checkbox"/> 人 法 人	(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	㊟
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目		業

連 結 子 法 人	(フリガナ)	※	整理番号	
	法 人 名 等	税	部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	務	決 算 期	
	(フリガナ)	署	業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名	処	整 理 簿	
	代 表 者 住 所	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について

租税特別措置法（第65条の7第11項（措置法第65条の8第16項において準用する場合を含みます。）第68条の78第11項（措置法第68条の79第17項において準用する場合を含みます。））により

又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、措置法（第65条の8第3項第68条の79第4項）により

下記のとおり届け出を行い、措置法施行令（第39条の7第46項第39条の106第40項）により書類の提出を行います。

記

適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日		
譲 渡 資 産	種 類	
	所 在 地	
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)	
	譲 渡 年 月 日	年 月 日
買 取 換 得 資 産 見 産 込 又 資 産 表	種 類	
	構 造	
	所 在 地	
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)	
	取 得 (予 定) 日	年 月 日
	表 の 各 号 の 該 当 区 分	
減額した金額又は期中特別勘定の金額		
添付明細(別表等)		
その他参考となるべき事項		
提出書類(証明書等)		

税 理 士 署 名 押 印		㊟
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期
業 種 番 号	番 号	整 理 簿
備 考	通 信 日 付 印	年 月 日
		確 認 印

(規格A4)

改 正 前

(158 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※課税/非課税	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒
	<input type="checkbox"/> 単 体	(フリガナ)	電話() -
	<input type="checkbox"/> 連 結	法 人 名 等	
	<input type="checkbox"/> 法 親	法 人 番 号	
	<input type="checkbox"/> 人 法 人	(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	㊟
	代 表 者 住 所	〒	
	事 業 種 目		業

連 結 子 法 人	(フリガナ)	※	整理番号	
	法 人 名 等	税	部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	務	決 算 期	
	(フリガナ)	署	業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名	処	整 理 簿	
	代 表 者 住 所	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について

租税特別措置法（第65条の7第11項（措置法第65条の8第16項において準用する場合を含みます。）第68条の78第11項（措置法第68条の79第17項において準用する場合を含みます。））により

又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、措置法（第65条の8第3項第68条の79第4項）により

下記のとおり届け出を行い、措置法施行令（第39条の7第45項第39条の106第39項）により書類の提出を行います。

記

適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等	法 人 名 等	
	納 税 地	
	代 表 者 氏 名	
適 格 分 割 等 の 日		
譲 渡 資 産	種 類	
	所 在 地	
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)	
	譲 渡 年 月 日	年 月 日
買 取 換 得 資 産 見 産 込 又 資 産 表	種 類	
	構 造	
	所 在 地	
	規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)	
	取 得 (予 定) 日	年 月 日
	表 の 各 号 の 該 当 区 分	
減額した金額又は期中特別勘定の金額		
添付明細(別表等)		
その他参考となるべき事項		
提出書類(証明書等)		

税 理 士 署 名 押 印		㊟
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期
業 種 番 号	番 号	整 理 簿
備 考	通 信 日 付 印	年 月 日
		確 認 印

(規格A4)

改 正 後

(169 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

**適格分割等による特定資産の買換えの場合における
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 1 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第 39 条の 7 第 46 項・第 39 条の 106 第 40 項の規定により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第 65 条の 7 第 9 項 (措置法第 65 条の 8 第 8 項) 措置法第 68 条の 78 第 9 項 (措置法第 68 条の 79 第 9 項)	措置法第 65 条の 7 第 11 項 (措置法第 65 条の 8 第 16 項) 措置法第 68 条の 78 第 11 項 (措置法第 68 条の 79 第 17 項)
(2) 特定資産の譲渡に伴い設定した期中特別勘定の届出	措置法第 65 条の 8 第 2 項 措置法第 68 条の 79 第 3 項	措置法第 65 条の 8 第 3 項 措置法第 68 条の 79 第 4 項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項・第 68 条の 78 第 9 項、第 65 条の 8 第 8 項・第 68 条の 79 第 9 項又は第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項・第 68 条の 78 第 9 項、第 65 条の 8 第 8 項・第 68 条の 79 第 9 項又は第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。（なお、取得見込資産が措置法第 65 条の 7 第 1 項の表・第 68 条の 78 第 1 項の表の第 8 号の下欄に掲げる資産の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。）
また、「表の各号の該当区分」欄は、取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の 7 第 1 項の表・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。
- (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項（同法第 65 条の 8 第 8 項において準用する場合を含みます。）・同法第 68 条の 78 第 9 項（同法第 68 条の 79 第 9 項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- (8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（五）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (9) 「提出書類（証明書等）」欄は措置法施行令第 39 条の 7 第 46 項・第 39 条の 106 第 40 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
- (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(158 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

**適格分割等による特定資産の買換えの場合における
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 1 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第 39 条の 7 第 45 項・第 39 条の 106 第 39 項の規定により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第 65 条の 7 第 9 項 (措置法第 65 条の 8 第 8 項) 措置法第 68 条の 78 第 9 項 (措置法第 68 条の 79 第 9 項)	措置法第 65 条の 7 第 11 項 (措置法第 65 条の 8 第 16 項) 措置法第 68 条の 78 第 11 項 (措置法第 68 条の 79 第 17 項)
(2) 特定資産の譲渡に伴い設定した期中特別勘定の届出	措置法第 65 条の 8 第 2 項 措置法第 68 条の 79 第 3 項	措置法第 65 条の 8 第 3 項 措置法第 68 条の 79 第 4 項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項・第 68 条の 78 第 9 項、第 65 条の 8 第 8 項・第 68 条の 79 第 9 項又は第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項・第 68 条の 78 第 9 項、第 65 条の 8 第 8 項・第 68 条の 79 第 9 項又は第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。（なお、取得見込資産が措置法第 65 条の 7 第 1 項の表・第 68 条の 78 第 1 項の表の第 10 号の下欄に掲げる資産の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。）
また、「表の各号の該当区分」欄は、取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の 7 第 1 項の表・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。
- (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 7 第 9 項（同法第 65 条の 8 第 8 項において準用する場合を含みます。）・同法第 68 条の 78 第 9 項（同法第 68 条の 79 第 9 項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第 65 条の 8 第 2 項・第 68 条の 79 第 3 項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- (8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（五）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (9) 「提出書類（証明書等）」欄は措置法施行令第 39 条の 7 第 45 項・第 39 条の 106 第 39 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
- (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(183 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転試験研究費の額の
計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧租税特別措置法施行令」といいます。)第27条の4第11項若しくは第39条の39第12項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内(平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第27条の4第9項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第11項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第8項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第12項

 には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
 - (4) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (5) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (6) 「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条第3項第5号若しくは第22条の23第3項6号又は平成29年改正前の租税特別措置法施行規則第20条第12項第5号若しくは第22条の23第12項第6号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - (7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - 「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出
税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項又は旧租税特別措置法施行令第27条の4第11項若しくは第39条の39第12項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の区分に関する届出書」を分割等の日

改 正 前

(172 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転試験研究費の額の
計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法施行令第27条の4第11項又は第39条の39第12項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(追加)

 - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (5) 「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第20条第12項第5号又は第22条の23第12項第6号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - 「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出
税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第11項又は第39条の39第12項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。

改 正 後

(183 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

以後2月以内(平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出する必要があります。

改 正 前

(172 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書)

改 正 後

(184 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号 平成 年 月 日
	殿

税 務 署 長
財務事務官



分割等による移転試験研究費の
額の計算方法の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の
額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
認 定 し た 計 算 方 法	
(処分の理由)	

(注) この通知は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。
 なお、当該計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第11項若しくは第39条の39第12項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内(平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日以前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(173 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名	法第 号 平成 年 月 日
	殿

税 務 署 長
財務事務官



分割等による移転試験研究費の
額の計算方法の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の
額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
認 定 し た 計 算 方 法	
(処分の理由)	

(注) この通知は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。
 なお、当該計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第11項又は第39条の39第12項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改正後

(185 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

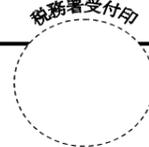
<div style="text-align: center;">  <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書		※整理番号	
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 親法人		納税地 (フリガナ) 電話() -	〒
		法人名等 (フリガナ)	法人番号 (フリガナ)	代表者氏名	Ⓣ
		代表者住所	〒	代表者住所	〒
		事業種目		事業種目	業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒	整理番号	※	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 電話() -	(局 署)	部 門	税	部 門
	代表者氏名		決 算 期	務	決 算 期
	代表者住所	〒	業 種 番 号	署	業 種 番 号
	事業種目	業	整 理 簿	処	整 理 簿
			回 付 先	欄	回 付 先
分割等による試験研究費の額の区分について 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第9項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第11項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第8項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第12項 の規定により下記のとおり届け出ます。					
分割法人等又は分割承継法人等		法人名等	納税地等	代表者氏名	
分割等の年月日		年 月 日			
分割等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度に係る試験研究費の額及び移転試験研究費の額	試験研究費の額	平成	円		
		円			
(その他参考となるべき事項)	移転試験研究費の額	平成	円		
		円			
税 理 士 署 名 押 印		Ⓣ			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

29.06改正

(規格A4)

改正前

(174 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>		分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書		※整理番号	
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 親法人		納税地 (フリガナ) 電話() -	〒
		法人名等 (フリガナ)	法人番号 (フリガナ)	代表者氏名	Ⓣ
		代表者住所	〒	代表者住所	〒
		事業種目		事業種目	業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒	整理番号	※	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 電話() -	(局 署)	部 門	税	部 門
	代表者氏名		決 算 期	務	決 算 期
	代表者住所	〒	業 種 番 号	署	業 種 番 号
	事業種目	業	整 理 簿	処	整 理 簿
			回 付 先	欄	回 付 先
分割等による試験研究費の額の区分について 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第11項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第12項 の規定により下記のとおり届け出ます。					
分割法人等又は分割承継法人等		法人名等	納税地等	代表者氏名	
分割等の年月日		年 月 日			
分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度又は連結事業年度に係る試験研究費の額及び移転試験研究費の額	試験研究費の額	平成	円		
		円			
(その他参考となるべき事項)	移転試験研究費の額	平成	円		
		円			
税 理 士 署 名 押 印		Ⓣ			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考
		通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

27.06改正

(規格A4)

改 正 後

(185 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

分割等による試験研究費の額の
区分に関する届出書の記載要領等

- この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合における比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第11項若しくは第39条の39第12項の規定により分割法人等が各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しようとする場合に使用してください。
(注) この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
- この届出書は、分割等の日以後2月以内(平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出してください。
- この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 届出書の各欄は、次により記載します。
 - 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第27条の4第9項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第11項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第8項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第12項

 には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
 - 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。
 - 「分割等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額を記載してください。

イ 単体法人

分割法人等の分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。①において「分割等事業年度」といいます。)開始の日(その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日)から起算して3年前の日からその分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。①において「分割承継等事業年度」という。)開始の日(その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日)から起算して3年前の日からその分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了したその分割法人等の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合にはその連結事業年度とし、その分割等事業年度開始の日がその分割承継等事業年度開始の前日である場合にはその分割等事業年度開始の日からその分割承継等事業年度開始の前日までの期間を含みます。)の租税特別措置法施行令第27条の4第19項に規定する売上金額及び移転売上金額(移転事業に係る売上金額をいいます)。

ロ 連結法人

分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る法人税法第15条の2第1項に規定す

改 正 前

(174 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

分割等による試験研究費の額の
区分に関する届出書の記載要領等

- この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合における比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令第27条の4第11項又は第39条の39第12項の規定により分割法人等が各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しようとする場合に使用してください。
(注) この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
- この届出書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 届出書の各欄は、次により記載します。
 - 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(追加)

- 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
- 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。
- 「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の前日3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、それぞれ記載してください。

(追加)

(追加)

改 正 後

(185 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

る連結親法人事業年度開始の日（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日）から起算して3年前の日からその分割等の日を含む連結事業年度（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度。②において「分割等連結事業年度」という。）開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日）から起算して3年前の日からその分割等連結事業年度開始の日の前日までの期間内に終了したその分割法人等の各連結事業年度（その開始し、又は終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度とし、その分割等連結事業年度開始の日がその分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度（その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度。②において「分割承継等連結事業年度」という。）開始の前日である場合にはその分割等連結事業年度開始の日からその分割承継等連結事業年度開始の日の前日までの期間を含みます。）の租税特別措置法施行令第39条の39第18項に規定する売上金額及び移転売上金額（移転事業に係る売上金額をいいます。）

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(8) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(174 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(186 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		分割等による移転売上金額 の計算方法の認定申請書		※整理番号		
				※連絡先電話番号		
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒		電話() -		
	(フリガナ)					
	法 人 名 等					
	法 人 番 号					
	(フリガナ)					
	代 表 者 氏 名			Ⓜ		
	代 表 者 住 所	〒				
事 業 種 目				業		
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名				整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目	業					
分割等による移転売上金額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第19項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第20項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第18項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第19項 の規定により下記のとおり申請します。 記						
分割承継法人等		法人名等				
		納税地等				
		代表者氏名				
分割等の年月日		年 月 日				
移転事業及び当該移転事業に係る売上金額		円				
分割承継法人等が 移転事業を行うために 当該分割等により 移転する資産及び人員	資 産					
	人 員	人				
認定を受けようとする合理的な方法						
(その他参考となるべき事項)						
添 付 書 類						
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ				
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
					通 信 日 付 印	年 月 日 確 認 印

(規格A4)

29.06改正

改 正 前

(175 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		分割等による移転売上金額 の計算方法の認定申請書		※整理番号		
				※連絡先電話番号		
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒		電話() -		
	(フリガナ)					
	法 人 名 等					
	法 人 番 号					
	(フリガナ)					
	代 表 者 氏 名			Ⓜ		
	代 表 者 住 所	〒				
事 業 種 目				業		
連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名				整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目	業					
分割等による移転売上金額の計算方法について、 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第20項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第19項 の規定により下記のとおり申請します。 記						
分割承継法人等		法人名等				
		納税地等				
		代表者氏名				
分割等の年月日		年 月 日				
移転事業及び当該移転事業に係る売上金額		円				
分割承継法人等が 移転事業を行うために 当該分割等により 移転する資産及び人員	資 産					
	人 員	人				
認定を受けようとする合理的な方法						
(その他参考となるべき事項)						
添 付 書 類						
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ				
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考
					通 信 日 付 印	年 月 日 確 認 印

(規格A4)

27.06改正

改 正 後

(186 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額の
計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第27条の4第16項若しくは第39条の39第15項又は平成29年改正前の措置法施行令（以下「旧措置法施行令」といいます。）第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の金額の計算方法について、第27条の4第19項若しくは第39条の39第18項又は旧措置法施行令第27条の4第20項若しくは旧措置法施行令第39条の39第19項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内（平成29年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日以前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第27条の4第19項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第20項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第18項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第19項

 には、申請の内容に応じて該当する□にレ印を付してください。
 - (4) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (5) 「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る売上金額を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (6) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第20条第21項第5号若しくは第22条の23第21項第6号又は平成29年改正前の措置法施行規則第20条第19項第5号若しくは第22条の23第19項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - (7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - 「分割等による売上金額の区分に関する届出書」の提出
税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、措置法施行令第27条の4第19項若しくは第39条の39第18項又は旧措置法施行令第27条の4第20項若しくは第39条の39第19項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（平成

改 正 前

(175 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

分割等による移転売上金額の
計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第27条の4第17項又は第39条の39第16項の金額の計算方法について、第27条の4第20項又は第39条の39第19項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

（追加）

 - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る売上金額を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第20条第19項第5号又は第22条の23第19項第6号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - 「分割等による売上金額の区分に関する届出書」の提出
税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第20項又は第39条の39第19項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内提出する必要があります。

改 正 後

(186 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

29年改正後の措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内に提出する必要があります。

改 正 前

(175 分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書)

改 正 後

(187 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

分 割 等 に よ る 移 転 売 上 金 額
の 計 算 方 法 の 認 定 通 知 書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額
の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
認 定 し た 計 算 方 法	
(処分の理由)	

(注) この通知は、分割等による移転売上金額の計算方法を認定したものです。
なお、当該計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第19項若しくは第39条の39第18項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第20項若しくは第39条の39第19項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内(平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(176 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

分 割 等 に よ る 移 転 売 上 金 額
の 計 算 方 法 の 認 定 通 知 書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額
の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
認 定 し た 計 算 方 法	
(処分の理由)	

(注) この通知は、分割等による移転売上金額の計算方法を認定したものです。
なお、当該計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第20項又は第39条の39第19項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(187 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
認定した計算方法	通知の内容に応じて根拠条文及び認定した計算方法を記載する。
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(176 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
(追加)	
処分の理由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(188 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  平成 年 月 日 税務署長殿 </div>		分割等による売上金額 の区分に関する届出書		※整理番号	
				※連結グループ整理番号	
提出法人 □ □ 単 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒		電話() -	
	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名			㊟	
代 表 者 住 所	〒				
事 業 種 目			業		

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名				整 理 簿	
代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事 業 種 目			業			

分割等による売上金額の区分について
 租税特別措置法施行令 第27条の4第19項 旧第27条の4第20項 第39条の39第18項 旧第39条の39第19項 の規定により下記のとおり届け出ます。
 記

分割法人等又は分割承継法人等	法 人 名 等		
	納 税 地 等		
	代 表 者 氏 名		

分 割 等 の 年 月 日 年 月 日

分割等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額	売上金額	平成	:	:	円
		平成	:	:	円
		平成	:	:	円
		平成	:	:	円
		平成	:	:	円
	移転売上金額	平成	:	:	円
		平成	:	:	円
		平成	:	:	円
		平成	:	:	円
		平成	:	:	円

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印	㊟	
---------------	---	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

29.06改正

(規格A4)

改正前

(177 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

<div style="text-align: center;">  平成 年 月 日 税務署長殿 </div>		分割等による売上金額 の区分に関する届出書		※整理番号	
				※連結グループ整理番号	
提出法人 □ □ 単 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒		電話() -	
	(フリガナ)				
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名			㊟	
代 表 者 住 所	〒				
事 業 種 目			業		

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等				部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)				業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名				整 理 簿	
代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事 業 種 目			業			

分割等による売上金額の区分について
 租税特別措置法施行令 第27条の4第20項 第39条の39第19項 の規定により下記のとおり届け出ます。
 記

分割法人等又は分割承継法人等	法 人 名 等		
	納 税 地 等		
	代 表 者 氏 名		

分 割 等 の 年 月 日 年 月 日

分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度再開の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額	売上金額	平成	:	:	円
		平成	:	:	円
		平成	:	:	円
		平成	:	:	円
		平成	:	:	円
	移転売上金額	平成	:	:	円
		平成	:	:	円
		平成	:	:	円
		平成	:	:	円
		平成	:	:	円

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印	㊟	
---------------	---	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

27.06改正

(規格A4)

改 正 後

(188 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

分割等による売上金額の
区分に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)である場合における租税特別措置法施行令第27条の4第16項若しくは第39条の39第15項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の金額の計算方法について、第27条の4第19項若しくは第39条の39第18項又は旧第27条の4第20項若しくは旧第39条の39第19項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の売上金額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しようとする場合に使用してください。

(注) この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2 この届出書は、分割等の日以後2月以内(平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内)に提出してください。

3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。

4 届出書の各欄は、次により記載します。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。

(5) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第27条の4第19項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第20項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第19項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第19項

 には、申請の内容に応じて該当する□にレ印を付してください。

(5) 「分割等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継等事業年度開始の日から起算して3年前の日から分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、次の区分に応じをそれぞれ次の額を記載してください。

① 単体法人

分割法人等の分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。①において「分割等事業年度」といいます。)開始の日(その分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日)から起算して3年前の日からその分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等のその分割等の日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その分割等の日を含む連結事業年度。①において「分割承継等事業年度」といいます。)開始の日(その分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度に係る同

改 正 前

(177 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

分割等による売上金額の
区分に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)である場合における租税特別措置法施行令第27条の4第17項又は第39条の39第16項の金額の計算方法について、第27条の4第20項又は第39条の39第19項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の売上金額を移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。)に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しようとする場合に使用してください。

(注) この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全てがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2 この届出書は、分割等の日以後2月以内に提出してください。

3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。

4 届出書の各欄は、次により記載します。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先(分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいいます。)の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(4) 「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。

(追加)

(5) 「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、をそれぞれ記載してください。

(追加)

改 正 後

(188 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

項に規定する連結親法人事業年度開始の日)から起算して3年前の日からその分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了したその分割法人等の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合にはその連結事業年度とし、その分割等事業年度開始の日がその分割承継等事業年度開始の前日である場合にはその分割等事業年度開始の日からその分割承継等事業年度開始の日の前日までの期間を含みます。)の租税特別措置法施行令第27条の4第9項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額(移転事業に係る試験研究費の額をいいます。)

② 連結法人

分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して3年前の日からその分割等の日を含む連結事業年度(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度。②において「分割等連結事業年度」といいます。)開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度開始の日)から起算して3年前の日からその分割等連結事業年度開始の日の前日までの期間内に終了したその分割法人等の各連結事業年度(その開始し、又は終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合にはその事業年度とし、その分割等連結事業年度開始の日がその分割承継法人等のその分割等の日を含む連結事業年度(その分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その事業年度。②において「分割承継等連結事業年度」といいます。)開始の前日である場合にはその分割等連結事業年度開始の日からその分割承継等連結事業年度開始の日の前日までの期間を含みます。)租税特別措置法施行令第39条の39第8項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額(移転事業に係る試験研究費の額をいいます。)

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(177 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

(追 加)

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(195 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書 ※整理番号 ※電話番号		※整理番号								
		※電話番号								
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人 〒 納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目		〒 電話() -								
		〒								
		〒								
		〒								
		〒								
		〒								
		〒								
平成 年 月 日										
税務署受付印										
税務署長殿										
連結子法人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等			※ 税務署処理欄	整理番号					
	〒 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -				部 門					
	(フリガナ) 代表者氏名				決 算 期					
	〒 代表者住所				業 種 番 号					
	事 業 種 目				整 理 簿					
					回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課					
現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、 租税特別措置法施行令 (<input type="checkbox"/> 第27条の4第11項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第13項 <input type="checkbox"/> 第27条の4第21項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第22項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第10項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第14項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第20項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第21項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記										
現物分配法人		法人名等								
		納税地等								
		代表者氏名								
現物分配の年月日		年 月 日								
(その他参考となるべき事項)										
税理士署名押印										
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

改 正 前

(184 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書 ※整理番号 ※電話番号		※整理番号								
		※電話番号								
提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結法親人法人 〒 納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目		〒 電話() -								
		〒								
		〒								
		〒								
		〒								
		〒								
		〒								
平成 年 月 日										
税務署受付印										
税務署長殿										
連結子法人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等			※ 税務署処理欄	整理番号					
	〒 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -				部 門					
	(フリガナ) 代表者氏名				決 算 期					
	〒 代表者住所				業 種 番 号					
	事 業 種 目				整 理 簿					
					回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課					
現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨について、 租税特別措置法施行令 (第27条の4第13項 第27条の4第22項 第39条の39第14項 第39条の39第21項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記										
現物分配法人		法人名等								
		納税地等								
		代表者氏名								
現物分配の年月日		年 月 日								
(その他参考となるべき事項)										
税理士署名押印										
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

改 正 後

(195 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、現物分配により、試験研究用資産の移転を受けていない旨について、租税特別措置法施行令第27条の4第11項、第21項、第39条の39第10項若しくは第20項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第13項、第22項、第39条の39第14項若しくは第21項の規定により届出しようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、現物分配の日(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)以後2月以内(平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた現物分配にあっては、その開始の日以後6月以内)に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

<input type="checkbox"/> 第27条の4第11項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第13項
<input type="checkbox"/> 第27条の4第21項	<input type="checkbox"/> 旧第27条の4第22項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第10項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第14項
<input type="checkbox"/> 第39条の39第20項	<input type="checkbox"/> 旧第39条の39第21項

には、申請の内容に応じて該当する□にレ印を付してください。

 - (4) 「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (5) 「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。
なお、当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(184 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書)

現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出書の記載要領

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、現物分配により、試験研究用資産の移転を受けていない旨について、租税特別措置法施行令第27条の4第13項若しくは第22項又は第39条の39第14項若しくは第21項の規定により届出しようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、現物分配の日(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)以後2月以内に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(追加)

 - (3) 「現物分配法人」の各欄には、現物分配法人の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (4) 「現物分配の年月日」欄には、現物分配の年月日を記載してください。
なお、当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日を記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(203 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 事 業 種 目 資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	〒 電 話 () - 業 円	※ 整 理 番 号 ※ 連 結 グ ル ー プ 整 理 番 号	離 脱
-----------------------	--	--	--------------------------	------------------------------------	-----

法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由	<input type="checkbox"/> 連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合 連結完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合 完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合 連結子法人がなくなった日 平成 年 月 日
が 生 じ た 日	

事由の発生の基因となった事実	<input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 合併による解散 <input type="checkbox"/> 破産手続開始決定 <input type="checkbox"/> 残余財産確定 <input type="checkbox"/> その他 ()	当該事実が発生した法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 (法人名) <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 (法人名)
----------------	---	---

その他参考事項等

連結子法人又は連結子法人となる法人の主要株主等の状況 付表3(連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり

連結完全支配関係等の相手方	(フリガナ) 法 人 名	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名
	納 税 地 〒 電 話 () -		整 理 番 号
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		部 門
	事 業 種 目 業		決 算 期
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額 円		業 種 番 号
			備 考

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	適 用 状 態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	備 考
-------------	-----	-------	---------	-----	-----	---------	-----------------------------	-----

29.06 改正

改 正 前

(192 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名 法 人 番 号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名 事 業 種 目 資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	〒 電 話 () - 業 円	※ 整 理 番 号 ※ 連 結 グ ル ー プ 整 理 番 号	離 脱
-----------------------	--	--	--------------------------	------------------------------------	-----

法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由	<input type="checkbox"/> 連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合 連結完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合 完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合 連結子法人がなくなった日 平成 年 月 日
が 生 じ た 日	

連結完全支配関係等の相手方	(フリガナ) 法 人 名	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名
	納 税 地 〒 電 話 () -		整 理 番 号
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		部 門
	事 業 種 目 業		決 算 期
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額 円		業 種 番 号
			備 考

連結子法人又は連結子法人となる法人の 主要株主等の状況	付表3(連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり
--------------------------------	--------------------------

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	適 用 状 態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	備 考
-------------	-----	-------	---------	-----	-----	---------	-----------------------------	-----

27.06 改正

離 脱

離 脱

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後

(203 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領

1 この書類は、法人税法施行令第 14 条の 9 第 2 項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分通知を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。

- なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。
(1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の 9 ②一）
(2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の 9 ②二）
(3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令 14 の 9 ②三）

2 添付書類
この書類の提出が上記 1 (1)及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各 3 通添付してください。

- (1) 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）
(2) グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表）

3 各欄の記載要領

- (1) この書類の上欄の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。
(2) 「事由の発生の基因となった事実」欄
イ 「事実」欄は該当する口にレ印を付すとともに、「その他」に該当する場合は理由を記載してください。
ロ 「当該事実が発生した法人」欄は該当する口にレ印を付すとともに、「連結子法人」又は「連結子法人となる法人」に該当する場合は、その法人名を記載してください。
ハ 「その他参考事項等」欄は、上記イの事実の参考となる事項（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。
(3) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する口にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。
(4) この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。

改 正 前

(192 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領

1 この書類は、法人税法施行令第 14 条の 9 第 2 項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分通知を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。

- なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。
(1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の 9 ②一）
(2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の 9 ②二）
(3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令 14 の 9 ②三）

2 添付書類
この書類の提出が上記 1 (1)及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各 3 通添付してください。

- (1) 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）
(2) グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表）

3 各欄の記載要領

- (1) この書類の上欄の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。
(2) 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。
(1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合
(2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合
(3) 被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合

(追 加)

- (2) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する口にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。
(3) この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。

改 正 後

(203 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

(削 除)

- (5) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(192 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

- (4) 「事由の発生の基因となった事実」欄は、1に掲げる事由の発生の基因となった事実（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。
また、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表3（連結子法人等の主要株主等の状況）」に記載してこの書類に添付してください。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(228 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書		連 事 年	結 業 年 度	・ ・ ・	法人名	
災害損失欠損金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細書						
災 害 損 失 欠 損 金 額 (8)	(1)	円	(2) の 内 訳	繰り戻す還付所得連結事業年度		繰り戻す災害損失欠損金額
						(3)
				平	・	円
				平	・	円
				平	・	円
				平	・	円
(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰り戻す金額						
(2)						
災害損失欠損金額の計算						
連 結 欠 損 金 額 (別 表 四 の 二 「 5 5 の ① 」)						
(4)						
各 連 結 法 人 の 差 引 災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 の 合 計 額						
(5)						
仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額						
(6)						
(5) - (6) (マイ ナ ス の 場 合 は 0)						
(7)						
(4) と (7) の い ず れ か 少 な い 金 額						
(8)						

付
表

各 連 結 法 人 の 個 別 災 害 損 失 金 額 の 計 算				連 結 法 人 名
災 害 を 受 け た 資 産 の 別		棚 卸 資 産	固 定 資 産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む。)	計 ①+②
		①	②	③
災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額	資 産 の 滅 失 等 に よ り 生 じ た 損 失 の 額	(9)	円	円
	被 害 資 産 の 原 状 回 復 の た め の 費 用 等 に 係 る 損 失 の 額	(10)		
	被 害 の 拡 大 又 は 発 生 の 防 止 の た め の 費 用 に 係 る 損 失 の 額	(11)		
	計 (9) + (10) + (11)	(12)		
保 険 金 又 は 損 害 賠 償 金 等 の 額		(13)		
差 引 災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 (12) - (13)		(14)		

(規
格
A
4)

改正前

(212-3 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書		連 事 年	結 業 年 度	・ ・ ・	法人名	
災害損失欠損金額及び還付所得連結事業年度に繰り戻す金額の明細書						
災 害 損 失 欠 損 金 額 (8)	(1)	円	(2) の 内 訳	繰り戻す還付所得連結事業年度		繰り戻す災害損失欠損金額
						(3)
				平	・	円
				平	・	円
				平	・	円
				平	・	円
(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰り戻す金額						
(2)						
災害損失欠損金額の計算						
連 結 欠 損 金 額 (別 表 四 の 二 「 5 5 の ① 」)						
(4)						
各 連 結 法 人 の 差 引 災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 の 合 計 額						
(5)						
仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額						
(6)						
(5) - (6) (マイ ナ ス の 場 合 は 0)						
(7)						
(4) と (7) の い ず れ か 少 な い 金 額						
(8)						

付
表

各 連 結 法 人 の 個 別 災 害 損 失 金 額 の 計 算				連 結 法 人 名
災 害 を 受 け た 資 産 の 別		棚 卸 資 産	固 定 資 産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む。)	計 ①+②
		①	②	③
災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額	資 産 の 滅 失 等 に よ り 生 じ た 損 失 の 額	(9)	円	円
	被 害 資 産 の 原 状 回 復 の た め の 費 用 等 に 係 る 損 失 の 額	(10)		
	被 害 の 拡 大 又 は 発 生 の 防 止 の た め の 費 用 に 係 る 損 失 の 額	(11)		
	計 (9) + (10) + (11)	(12)		
保 険 金 又 は 損 害 賠 償 金 等 の 額		(13)		
差 引 災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 (12) - (13)		(14)		

(規
格
A
4)

改 正 後

(228 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書の記載の仕方

- この明細書は、連結親法人が法人税法第81条の31(連結法人の災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第81条の20第1項に規定する期間(当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。)において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間(以下「災害欠損連結事業年度」といいます。)開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
- 「災害損失欠損金額及び還付所得連結事業年度に繰戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
 - 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額の計算」欄の「(8)」欄の金額を記載してください。
 - 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄のうち当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得連結事業年度(以下「前2年以内還付所得連結事業年度」といいます。)に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額を限度として記載してください。

(注) 前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得について、当該連結事業年度前に既に法人税法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受けている場合、この「(2)」欄の金額は、前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の連結所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
 - 「繰戻す災害損失欠損金額(3)」には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得連結事業年度の各還付所得連結事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。
- 「災害損失欠損金額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - 「連結欠損金額(4)」欄には、別表四の二の「連結所得金額又は連結欠損金額 55の①」欄の金額を記載してください。
 - 「各連結法人の差引災害により生じた損失の額の合計額(5)」欄には、各連結法人ごとに記載した「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の欄の「差引災害により生じた損失の額(14)」欄に記載した金額の合計額を記載してください。
 - 「仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額(6)」欄には、連結中間申告において災害損失金額の繰戻しをした場合のその災害損失金額を記載してください。
- 「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の各欄は、棚卸資産と固定資産(固定資産に準ずる繰延資産を含みます。)とに区分して、次により記載しますが、申告書別表七の二付表三(平成29年4月1日前終了事業年度分については、申告書別表七(一)の「災害により生じた損失の額の計算」)の各欄を記載し、当該明細書を添付している場合には、重ねて記載する必要はありません。

なお、連結法人が2以上の場合には、各連結法人ごとに記載してください。

 - 「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額(9)」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額(その滅失、損壊又は価値の減少によるその資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。)を記載してください。
 - 「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額(10)」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額を記載してください。
 - 「災害により生じた損失の額」の「被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額(11)」欄には、災害によりその棚卸資産等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合

改 正 前

(212-3 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書の記載の仕方

- この明細書は、連結親法人が法人税法第81条の31(連結法人の災害損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各連結事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する同法第81条の20第1項に規定する期間(当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。)において生じた災害損失欠損金額を、その災害損失欠損金額に係る連結事業年度又は中間期間(以下「災害欠損連結事業年度」といいます。)開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

(注) 平成29年4月1日前1年以内に終了した連結事業年度の法人税の連結確定申告書(期限後申告書を含みます。)を同年4月1日前に提出した連結親法人については、同年5月1日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。これにより法人税の還付を請求する場合には、新たに修正申告書、別表七(一)及び「災害により生じた損失の額に関する明細書」を作成し、提出してください。
- 「災害損失欠損金額及び還付所得連結事業年度に繰戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
 - 「災害損失欠損金額(1)」欄には、「災害損失欠損金額の計算」欄の「(8)」欄の金額を記載してください。
 - 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰戻す金額(2)」欄には、「(1)」欄のうち当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得連結事業年度(以下「前2年以内還付所得連結事業年度」といいます。)に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額を限度として記載してください。

(注) 前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得について、当該連結事業年度前に既に法人税法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定の適用を受けている場合、この「(2)」欄の金額は、前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の連結所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
 - 「繰戻す災害損失欠損金額(3)」には、「(2)」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得連結事業年度の各還付所得連結事業年度に災害損失欠損金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。
- 「災害損失欠損金額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - 「連結欠損金額(4)」欄には、別表四の二の「連結所得金額又は連結欠損金額 55の①」欄の金額を記載してください。
 - 「各連結法人の差引災害により生じた損失の額の合計額(5)」欄には、各連結法人ごとに記載した「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の欄の「差引災害により生じた損失の額(14)」欄に記載した金額の合計額を記載してください。
 - 「仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額(6)」欄には、連結中間申告において災害損失金額の繰戻しをした場合のその災害損失金額を記載してください。
- 「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の各欄は、棚卸資産と固定資産(固定資産に準ずる繰延資産を含みます。)とに区分して、次により記載しますが、申告書別表七(一)の「災害により生じた損失の額の計算」の各欄を記載し、当該明細書を添付している場合には、重ねて記載する必要はありません。

なお、連結法人が2以上の場合には、各連結法人ごとに記載してください。

 - 「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額(9)」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額(その滅失、損壊又は価値の減少によるその資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。)を記載してください。
 - 「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額(10)」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用に係る損失の額を記載してください。
 - 「災害により生じた損失の額」の「被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額(11)」欄には、災害によりその棚卸資産等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合

改 正 後

(228 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

において、その棚卸資産等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額を記載してください。

(4) 「保険金又は損害賠償金等の額(13)」欄には、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を記載してください。

改 正 前

(212-3 連結法人の災害損失欠損金額に関する明細書)

において、その棚卸資産等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額を記載してください。

(4) 「保険金又は損害賠償金等の額(13)」欄には、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を記載してください。

改 正 後

(268 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

平成 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	※整理番号		
	住所又は本店の所在地	〒		
	(フリガナ)	電話 - -		
	氏名又は名称			
法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。			
(フリガナ)				
代表者氏名	㊟			

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給与支払事務所に 関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※ 申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒		
		電話 - -		
	申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月区分	支給人員	支給額
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
年 月		外 人	外 円	
1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細				
2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日				

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	名簿	通信 日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	----	-----------	-----	---------

改 正 前

(249 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

平成 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	※整理番号		
	住所又は本店の所在地	〒		
	(フリガナ)	電話 - -		
	氏名又は名称			
法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。			
(フリガナ)				
代表者氏名	㊟			

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給与支払事務所に 関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※ 申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒		
		電話 - -		
	申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月区分	支給人員	支給額
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
		年 月	外 人	外 円
年 月		外 人	外 円	
1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細				
2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日				

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	名簿	通信 日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	----	-----------	-----	---------

改正後

(271 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書)

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

 <p>平成 年 月 日</p>		住所又は本店の所在地	〒	※整理番号	
		(フリガナ) 氏名又は名称	電話 - -		
<p>税務署長殿</p>		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。		
		(フリガナ) 代表者氏名			

次の給与支払事務所等につき、所得税法第218条の規定により、次のとおり届け出ます。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※ 提出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒
	この届出書を提出する日における給与等の支給人員 [外書は、臨時雇用者に係るもの]	電話 - - 人 (外) 人
	給与等の支払を受ける者の数が、常時10人未満でなくなった理由等	

税理士署名押印	
---------	--

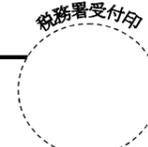
※税務署処理欄	起案	・	・	署長	副署長	統括官	担当者	部門	決算期	業種番号	番号	入力	名簿	通信日付印	確認印
	決裁	・	・											年月日	

29.06 改正

改正前

(252 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書)

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

 <p>平成 年 月 日</p>		住所又は本店の所在地	〒	※整理番号	
		(フリガナ) 氏名又は名称	電話 - -		
<p>税務署長殿</p>		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。		
		(フリガナ) 代表者氏名			

次の給与支払事務所等につき、所得税法第218条の規定により、次のとおり届け出ます。

給与支払事務所等に関する事項	給与支払事務所等の所在地 ※ 提出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒
	この届出書を提出する日における給与等の支給人員 [外書は、臨時雇用者に係るもの]	電話 - - 人 (外) 人
	給与等の支払を受ける者の数が、常時10人未満でなくなった理由等	

税理士署名押印	
---------	--

※税務署処理欄	起案	・	・	署長	副署長	統括官	担当者	部門	決算期	業種番号	番号	入力	名簿	通信日付印	確認印
	決裁	・	・											年月日	

28.06 改正

改 正 後

(273 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項
の電磁的方法による提供の承認申請書

平成 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	〒
	住所又は所在地	電話 - -
	(フリガナ)	
	氏名又は名称	
	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
(フリガナ)		
代表者氏名		㊞

- 第 198 条第 2 項 (給与等関係)
 所得税法 第 203 条第 4 項 (退職手当等関係) に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。
 第 203 条の 5 第 5 項 (公的年金等関係)

電磁的方法の種類	次の 1 又は 2 の方法により提供を受けるための措置を講じています (講ずる予定です)。 1 送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2 光ディスク、磁気ディスク等をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 (注) 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。
----------	--

電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容	次の 1 又は 2 の措置を講じています (講ずる予定です)。 1 給与等、退職手当等又は公的年金等 (以下「給与等」といいます。) の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2 給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号 (ID) 及び暗証符号 (パスワード) を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること (注) 1 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 2 講じている (講ずる予定の) 措置が上記 2 に該当する場合には、その用いる識別符号 (ID) の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 (記載例: 社員番号とイニシャルを組み合わせた 10 桁の英数字)
---------------------------------	--

その他参考事項	
---------	--

税理士署名押印	㊞
---------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	名簿	通信 日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	----	-----------	-----	---------

29.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(254 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項
の電磁的方法による提供の承認申請書

平成 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	〒
	住所又は所在地	電話 - -
	(フリガナ)	
	氏名又は名称	
	法人番号	
(フリガナ)		
代表者氏名		㊞

- 第 198 条第 2 項 (給与等関係)
 所得税法 第 203 条第 4 項 (退職手当等関係) に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。
 第 203 条の 5 第 5 項 (公的年金等関係)

電磁的方法の種類	次の 1 又は 2 の方法により提供を受けるための措置を講じています (講ずる予定です)。 1 送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2 光ディスク、磁気ディスク等をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 (注) 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。
----------	--

電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容	次の 1 又は 2 の措置を講じています (講ずる予定です)。 1 給与等、退職手当等又は公的年金等 (以下「給与等」といいます。) の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2 給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号 (ID) 及び暗証符号 (パスワード) を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること (注) 1 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 2 講じている (講ずる予定の) 措置が上記 2 に該当する場合には、その用いる識別符号 (ID) の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 (記載例: 社員番号とイニシャルを組み合わせた 10 桁の英数字)
---------------------------------	--

その他参考事項	
---------	--

税理士署名押印	㊞
---------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	名簿	通信 日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	----	-----------	-----	---------

28.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(274 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の
電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書

平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		住所又は所在地	〒
		電話	- -
(フリガナ)			
氏名又は名称			
法人番号		※個人の方は個人番号の記載は不要です。	
(フリガナ)			
代表者氏名		㊟	
所得税法 <input type="checkbox"/> 第 198 条第 2 項 (給与等関係) <input type="checkbox"/> 第 203 条第 4 項 (退職手当等関係) の規定の適用を受けることを取りやめたいので <input type="checkbox"/> 第 203 条の 5 第 5 項 (公的年金等関係) この旨届け出ます。			
承認年月日	年 月 日 (承認申請書の提出年月日 年 月 日)		
参考事項			
税理士署名押印		㊟	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
	番号	入力	名簿
	通信 日付印	年 月 日	確認 印

(注意事項)

- この届出書は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について承認を受けている者(所得税法第 198 条第 2 項、第 203 条第 4 項又は第 203 条の 5 第 5 項)が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用します。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日において承認の効力が失われます。

(届出書の書き方)

- 「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。
- 本文には、届出の対象とする特例の該当条文中に、それぞれ「レ」印を付してください。
- 「承認年月日」欄には、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書」を受理している場合にはその通知書に記載されている年月日を、それ以外の場合には承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日を記載してください。また、括弧内には、承認申請書の提出年月日を記載してください。
- 「参考事項」欄には、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由及び参考となるべき事項を記載してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(255 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の
電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書

平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		住所又は所在地	〒
		電話	- -
(フリガナ)			
氏名又は名称			
法人番号		※個人の方は個人番号の記載は不要です。	
(フリガナ)			
代表者氏名		㊟	
所得税法 <input type="checkbox"/> 第 198 条第 2 項 (給与等関係) <input type="checkbox"/> 第 203 条第 4 項 (退職手当等関係) の規定の適用を受けることを取りやめたいので <input type="checkbox"/> 第 203 条の 5 第 5 項 (公的年金等関係) この旨届け出ます。			
承認年月日	年 月 日 (承認申請書の提出年月日 年 月 日)		
参考事項			
税理士署名押印		㊟	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
	番号	入力	名簿
	通信 日付印	年 月 日	確認 印

(注意事項)

- この届出書は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について承認を受けている者(所得税法第 198 条第 2 項、第 203 条第 4 項又は第 203 条の 5 第 5 項)が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用します。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日において承認の効力が失われます。

(届出書の書き方)

- 「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。
- 本文には、届出の対象とする特例の該当条文中に、それぞれ「レ」印を付してください。
- 「承認年月日」欄には、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書」を受理している場合にはその通知書に記載されている年月日を、それ以外の場合には承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日を記載してください。また、括弧内には、承認申請書の提出年月日を記載してください。
- 「参考事項」欄には、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由及び参考となるべき事項を記載してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(304 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書)

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書

Form with fields for tax authority stamp, date, company name, address, and representative name.

Section 1: Declaration of compliance with tax laws and application details.

Section 2: Information about the company's location and residence.

Section 4: Date of incorporation or business start.

Section 5: Date of registration under relevant laws.

Section 6: Summary of income tax liability.

Section 7: Declaration of record-keeping compliance.

Section 8: Summary of permanent establishment activities.

Table 9: Payment recipients and their details.

Table 10: Interest payment recipients and their details.

Section 11: Declaration of eligibility for tax exemption.

Tax official signature and stamp.

Table with columns for processing status, date, and delivery details.

改正前

(285 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書)

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書

Form with fields for tax authority stamp, date, company name, address, and representative name.

Section 1: Declaration of compliance with tax laws and application details.

Section 2: Information about the company's location and residence.

Section 4: Date of incorporation or business start.

Section 5: Date of registration under relevant laws.

Section 6: Summary of income tax liability.

Section 7: Declaration of record-keeping compliance.

Section 8: Summary of permanent establishment activities.

Table 9: Payment recipients and their details.

Table 10: Interest payment recipients and their details.

Section 11: Declaration of eligibility for tax exemption.

Tax official signature and stamp.

Table with columns for processing status, date, and delivery details.

改 正 後

(310 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長殿	※整理番号		
	法人税又は所得税の納税地 にある事務所等の 所在地	所在地	〒
		(フリガナ)	電話
		名称	—
		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
		(フリガナ)	
代表者その他の責任者の氏名		㊟	
納税管理人の氏名	(フリガナ)		㊟

① 所得税法施行令第 条 に規定する要件に該当しなくなったので、次のとおり届け出ます。
なお、平成 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

② 証明書の交付を受ける要件等に該当しなくなったことの事情の詳細

③ 免除証明書を提示した国内源泉所得の支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所を適宜の様式により、添付してください。

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※ 税 務 署 処 理 欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返 還 事 績 等	返還年月日	・
	決裁	・							返還部数	部
	(摘要)								証明書番号	~
									有効期限	・
									失効年月日	・
									公示年月日	・

(規格 A 4)

改 正 前

(291 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長殿	※整理番号		
	法人税又は所得税の納税地 にある事務所等の 所在地	所在地	〒
		(フリガナ)	電話
		名称	—
		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
		(フリガナ)	
代表者その他の責任者の氏名		㊟	
納税管理人の氏名	(フリガナ)		㊟

① 所得税法施行令第 条 に規定する要件に該当しなくなったので、次のとおり届け出ます。
なお、平成 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

② 証明書の交付を受ける要件等に該当しなくなったことの事情の詳細

③ 免除証明書を提示した国内源泉所得の支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所を適宜の様式により、添付してください。

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※ 税 務 署 処 理 欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返 還 事 績 等	返還年月日	・
	決裁	・							返還部数	部
	(摘要)								証明書番号	~
									有効期限	・
									失効年月日	・
									公示年月日	・

(規格 A 4)

改正後

(313 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住の名称、所在地等の変更届出書)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人
又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書

平成 年 月 日 税務署受付印		※整理番号	
		所在地	〒
法人税又は所得税の納税地 にある事務所等の 所在地		電話	— —
		(フリガナ)	
		名称	
法人番号 (フリガナ) 代表者その他の 責任者の氏名		※個人の方は個人番号の記載は不要です。	
		〒	
		〒	
主たる事務所等の 国外にある本店又は		所在地	〒
		電話	— —
		(フリガナ)	
名称 (フリガナ)		〒	
		〒	
代表者氏名		〒	
		〒	

① 平成 年 月 日付で、次に記載のとおり、名称、所在地等を変更しましたので届け出ます。
 なお、平成 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

届出内容	変更内容		変更前		変更後		
	主たる事務所等の 国外にある本店又は	所在地	〒	〒	電話	— —	電話
(フリガナ)							
名称							
法人税等の納税地	所在地	〒	〒	電話	— —	電話	— —
	(フリガナ)						
	名称						
	代表者 その他の 責任者氏名						

税理士署名押印

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還	返還年月日	・	部
	決裁	・						有効期限	・	部	
								証明書番号	～		
							番号	再交付	交付部数	部	
								有効期限	・	部	
								証明書番号	～		
							再交付	交付年月日	・	部	

(規格A4)

改正前

(294 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住の名称、所在地等の変更届出書)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人
又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書

平成 年 月 日 税務署受付印		※整理番号	
		所在地	〒
法人税又は所得税の納税地 にある事務所等の 所在地		電話	— —
		(フリガナ)	
		名称	
法人番号 (フリガナ) 代表者その他の 責任者の氏名		※個人の方は個人番号の記載は不要です。	
		〒	
		〒	
主たる事務所等の 国外にある本店又は		所在地	〒
		電話	— —
		(フリガナ)	
名称 (フリガナ)		〒	
		〒	
代表者氏名		〒	
		〒	

① 平成 年 月 日付で、次に記載のとおり、名称、所在地等を変更しましたので届け出ます。
 なお、平成 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

届出内容	変更内容		変更前		変更後		
	主たる事務所等の 国外にある本店又は	所在地	〒	〒	電話	— —	電話
(フリガナ)							
名称							
法人税等の納税地	所在地	〒	〒	電話	— —	電話	— —
	(フリガナ)						
	名称						
	代表者 その他の 責任者氏名						

税理士署名押印

※税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還	返還年月日	・	部
	決裁	・						有効期限	・	部	
								証明書番号	～		
							番号	再交付	交付部数	部	
								有効期限	・	部	
								証明書番号	～		
							再交付	交付年月日	・	部	

(規格A4)

改 正 後

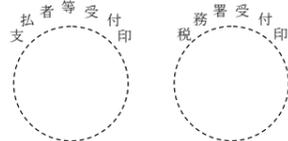
(314) 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

様式 1 FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄) (For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income
Tax for Reconstruction on Dividends

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用; 有、無
番号確認

税務署長殿
To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と...との間の租税条約第...条第...項
The Income Tax Convention between Japan and... Article... para...

- 限度税率 %
Applicable Tax Rate
 免 税
Exemption

- 2 配当の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Dividends

Table with recipient details: Full name, Individual Number or Corporate Number, Domicile or residence, Nationality, Place of head office or main office, Place where the Corporation was established or organized, Place where the business is managed and controlled, Country where the recipient is taxable as resident on Dividends mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8), Name, Address, Details of Business.

- 3 配当の支払者に関する事項;
Details of Payer of Dividends

Table with payer details: (1) Full name, (2) Place of head office, (3) Corporate Number, (4) Number of voting shares issued (Note 9)

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける配当で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項 (注10);
Details of Dividends received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 10)

Table with dividend details: Kind of Principal, Description, Name of Nominee of Principal (Note 11), Quantity of Principal, Of which Quantity of Voting Shares, Date of Acquisition of Principal

- 5 その他参考となるべき事項 (注12);
Others (Note 12)

Blank box for other reference items.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

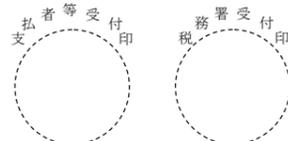
(295) 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

様式 1 FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄) (For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income
Tax for Reconstruction on Dividends

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用; 有、無
番号確認

税務署長殿
To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と...との間の租税条約第...条第...項
The Income Tax Convention between Japan and... Article... para...

- 限度税率 %
Applicable Tax Rate
 免 税
Exemption

- 2 配当の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Dividends

Table with recipient details: Full name, Individual Number or Corporate Number, Domicile or residence, Nationality, Place of head office or main office, Place where the Corporation was established or organized, Place where the business is managed or controlled, Country where the recipient is taxable as resident on Dividends mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8), Name, Address, Details of Business.

- 3 配当の支払者に関する事項;
Details of Payer of Dividends

Table with payer details: (1) Full name, (2) Place of head office, (3) Corporate Number, (4) Number of voting shares issued (Note 9)

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける配当で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項 (注10);
Details of Dividends received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 10)

Table with dividend details: Kind of Principal, Description, Name of Nominee of Principal (Note 11), Quantity of Principal, Of which Quantity of Voting Shares, Date of Acquisition of Principal

- 5 その他参考となるべき事項 (注12);
Others (Note 12)

Blank box for other reference items.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(314 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の配当については、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the dividends mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名 又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5)；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

届出書の「2」の欄に記載した団体は、「4」の配当につき、「1」の欄の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。

The entity mentioned in 2 above is taxable as a corporation regarding the dividends mentioned in 4 above since the following date under the following law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、この届出書の「4」に記載した配当が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Dividends mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

配当の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Dividends or his Agent

8 権限ある当局の証明 (注13)
Certification of competent authority (Note 13)

私は、届出者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ に規定する居住者であることを証明します。 I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____. Date _____ 年 _____ 月 _____ 日 Signature _____	
---	--

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有Yes
Attachment Form for 添付省略 Attachment not required
Limitation on Benefits (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)
Article attached Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article

改 正 前

(295 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の配当につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the dividends mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5)；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

届出書の「2」の欄に記載した団体は、「4」の配当につき、「1」の欄の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。

The entity mentioned in 2 above is taxable as a corporation regarding the dividends mentioned in 4 above since the following date under the following law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、この届出書の「4」に記載した配当が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Dividends mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

配当の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Dividends or his Agent

8 権限ある当局の証明 (注13)
Certification of competent authority (Note 13)

私は、届出者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ に規定する居住者であることを証明します。 I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____. Date _____ 年 _____ 月 _____ 日 Signature _____	
---	--

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有Yes
Attachment Form for 添付省略 Attachment not required
Limitation on Benefits (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)
Article attached Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article

改正後

(314 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

様式 1
FORM

「租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS"

注意事項

届出書の提出について

1 この届出書は、配当に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、配当の支払者(租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する配当の支払の取扱者を含みます。以下同じです。)ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本を、最初にその配当の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「4」の「元本の数量」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます(上場株式の配当等の一定の配当については、既に提出した届出書に記載した配当等と異なる種類の配当等の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出を省略できます。)

無記名の受益証券等に係る配当については、その支払を受ける都度、この届出書を正副2通作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。

4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください(5において同じです。)

外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

- ① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
 - ② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
 - ③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
 - ④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
- なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、すべての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。

- ① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
 - ② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
 - ③ 「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類
 - ④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
- なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。

6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Dividends in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Dividends (including Person in charge of handling payment of Dividends who prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below) .

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Dividends is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Quantity of Principal" mentioned in column 4 (In the case of fixed dividends of listed stock, the submission of the form for transfer purposes could be omitted, when the dividends received differ from those dividends noted on the form that has already been submitted.)

However, in case of Dividends from bearer securities, this form must be submitted in duplicate at the time of each payment of such Dividends.

4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)

In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State(to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:

- ① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.
 - ② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
 - ③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
 - ④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
- Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5 A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

- ① Documents showing that the entity mentioned in 2 is taxable as a corporation in its residence country.
 - ② "List of the Partners of Entity (Form 16)"
 - ③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)"are partners of the entity mentioned in 2.
 - ④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.
- In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

7 Applicable boxes must be checked.

8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

【Continue on the reverse】

改正前

(295 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

様式 1
FORM

「租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS"

注意事項

届出書の提出について

1 この届出書は、配当に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、配当の支払者(租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する配当の支払の取扱者を含みます。以下同じです。)ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本を、最初にその配当の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「4」の「元本の数量」や「配当の金額」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます(上場株式の配当等の一定の配当については、既に提出した届出書に記載した配当等と異なる種類の配当等の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出は省略できます。)

無記名の受益証券等に係る配当については、その支払を受ける都度、この届出書を正副2通作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。

4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください(5において同じです。)

外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

- ① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
 - ② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
 - ③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
 - ④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
- なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、すべての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。

- ① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
 - ② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
 - ③ 「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類
 - ④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
- なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。

6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Dividends in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Dividends (including Person in charge of handling payment of Dividends who prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Special Taxation Measures Law; the same applies below) .

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Dividends is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Quantity of Principal", or "Amount of Dividends" mentioned in column 4 (In the case of fixed dividends of listed stock, the submission of the form for transfer purposes could be omitted, when the dividends received differ from those dividends noted on the form that has already been submitted.)

However, in case of Dividends from bearer securities, this form must be submitted in duplicate at the time of each payment of such Dividends.

4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)

In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State(to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:

- ① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.
 - ② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
 - ③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
 - ④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
- Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5 A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

- ① Documents showing that the entity mentioned in 2 is taxable as a corporation in its residence country.
 - ② "List of the Partners of Entity (Form 16)"
 - ③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)"are partners of the entity mentioned in 2.
 - ④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.
- In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

7 Applicable blocks must be checked.

8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

【Continue on the reverse】

改正後	改正前
<p>(314 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))</p> <p>9 届出書の「3」の「4」の欄には、配当の支払を受ける者が配当の支払者の議決権のある発行済株式の10%以上を所有している場合に記載してください。</p> <p>10 届出書の「4」の各欄には、配当の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない配当について記載してください。</p> <p>11 届出書の「4」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者一配当の支払を受ける者以外の者一の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書「2 配当の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。</p> <p>12 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。 なお、配当の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3(b)(i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し(組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。</p> <p>13 支払を受ける配当が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項14の場合を除きます。)</p> <p>14 注意事項13の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。) なお、配当の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について配当の支払者の確認を受けたとき(届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。)は、居住者証明書の添付を省略することができます。 この場合、上記の確認をした配当の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。</p>	<p>(295 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))</p> <p>9 届出書の「3」の「4」の欄には、配当の支払を受ける者が配当の支払者の議決権のある発行済株式の10%以上を所有している場合に記載してください。</p> <p>10 届出書の「4」の各欄には、配当の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない配当について記載してください。</p> <p>11 届出書の「4」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者一配当の支払を受ける者以外の者一の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書「2 配当の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。</p> <p>12 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。 なお、配当の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3(b)(i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し(組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。</p> <p>13 支払を受ける配当が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項14の場合を除きます。)</p> <p>14 注意事項13の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。) なお、配当の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について配当の支払者の確認を受けたとき(届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。)は、居住者証明書の添付を省略することができます。 この場合、上記の確認をした配当の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。</p>
<p>この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。</p>	<p>この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。</p>

改正後 改正前

(315) 租税条約に関する特例届出書 (上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

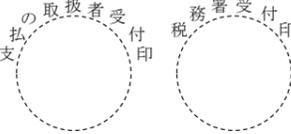
(296) 租税条約に関する特例届出書 (上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

様式 1-2
FORM

租税条約に関する特例届出書

(税務署整理欄)
For official use only

SPECIAL APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends of Listed Stocks

適用：有、無
番号
確認

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署長殿
To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約
The Income Tax Convention between Japan and _____

2 上場株式等の配当等の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Dividends of Listed Stocks

Table with columns for Name, Full name, Individual Number or Corporate Number, Domicile or residence, Nationality, Place of head office or main office, Place where the Corporation was established or organized, Place where the business is managed and controlled, Country where the recipient is taxable as resident on Dividends of Listed Stocks and the place where he is to pay tax (Note 8), Name, Address, Details of Business.

3 上場株式等の配当等の支払の取扱者に関する事項;
Details of Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks

Table with columns for Name, Full name, Place of head office, Corporate Number.

4 その他参考となるべき事項;
Others

Blank box for other reference items.

5 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人が「3」の支払の取扱者から交付を受ける上場株式等の配当等については、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable regarding the dividends of Listed Stocks which paid by the person in charge of handling payment mentioned in 3 above in the other contracting country mentioned in 1 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

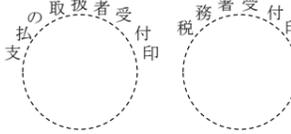
【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

様式 1-2
FORM

租税条約に関する特例届出書

(税務署整理欄)
For official use only

SPECIAL APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends of Listed Stocks

適用：有、無
番号
確認

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署長殿
To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約
The Income Tax Convention between Japan and _____

2 上場株式等の配当等の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Dividends of Listed Stocks

Table with columns for Name, Full name, Individual Number or Corporate Number, Domicile or residence, Nationality, Place of head office or main office, Place where the Corporation was established or organized, Place where the business is managed or controlled, Country where the recipient is taxable as resident on Dividends of Listed Stocks and the place where he is to pay tax (Note 8), Name, Address, Details of Business.

3 上場株式等の配当等の支払の取扱者に関する事項;
Details of Person in charge of handling payment of Dividends of Listed Stocks

Table with columns for Name, Full name, Place of head office, Corporate Number.

4 その他参考となるべき事項;
Others

Blank box for other reference items.

5 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、上場株式等の配当等につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable regarding the dividends of Listed Stocks in the other contracting country mentioned in 1 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後	改 正 前
<p>(315) 租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）</p> <p>様式 1-2 FORM</p> <p>「租税条約に関する特例届出書(上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項</p> <p>INSTRUCTIONS FOR "SPECIAL APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS OF LISTED STOCKS"</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>特例届出書の提出について</p> <p>1 この届出書は、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除きます。）に係る日本の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合において、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第2条第10項、第2条の2第9項、第2条の3第8項、第2条の4第8項、第2条の5第9項、第9条の5第7項、第9条の6第7項、第9条の7第8項、第9条の8第8項及び第9条の9第8項に規定する特例届出書を提出する者が使用します。</p> <p>2 この届出書は、上場株式等の配当等の支払の取扱者ごとに作成してください。</p> <p>3 この届出書は、正副2通を作成して上場株式等の配当等の支払の取扱者に提出し、その支払の取扱者は、正本を、その支払の取扱者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。</p> <p>4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（5において同じです。）。</p> <p>外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。</p> <p>① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類</p> <p>② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」</p> <p>③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類</p> <p>④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書</p> <p>なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。</p> <p>5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。</p> <p>なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。</p> <p>① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類</p> <p>② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」</p> <p>③ 「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類</p> <p>④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書</p> <p>なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。</p> <p>6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。</p> <p>届出書の記載について</p> <p>7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。</p> <p style="text-align: center;">【裏面に続きます】</p>	<p>(296) 租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）</p> <p>様式 1-2 FORM</p> <p>「租税条約に関する特例届出書(上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項</p> <p>INSTRUCTIONS FOR "SPECIAL APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS OF LISTED STOCKS"</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>特例届出書の提出について</p> <p>1 この届出書は、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除きます。）に係る日本の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合において、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第2条第10項、第2条の2第9項、第2条の3第8項、第2条の4第8項、第2条の5第9項、第9条の5第7項、第9条の6第7項、第9条の7第8項、第9条の8第8項及び第9条の9第8項に規定する特例届出書を提出する者が使用します。</p> <p>2 この届出書は、上場株式等の配当等の支払の取扱者ごとに作成してください。</p> <p>3 この届出書は、正副2通を作成して上場株式等の配当等の支払の取扱者に提出し、その支払の取扱者は、正本を、その支払の取扱者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。</p> <p>4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（5において同じです。）。</p> <p>外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。</p> <p>① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類</p> <p>② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」</p> <p>③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類</p> <p>④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書</p> <p>なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。</p> <p>5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。</p> <p>なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。</p> <p>① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類</p> <p>② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」</p> <p>③ 「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類</p> <p>④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書</p> <p>なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。</p> <p>6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。</p> <p>届出書の記載について</p> <p>7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。</p> <p style="text-align: center;">【裏面に続きます】</p>
<p style="text-align: center;">【Continue on the reverse】</p>	<p style="text-align: center;">【Continue on the reverse】</p>

改 正 後

(315 租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除））

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 前

(296 租税条約に関する特例届出書（上場株式等の配当等に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除））

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改正後 改正前

(317) 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

様式 2 FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄) (For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Interest

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用;有、無
番号確認 身元確認



To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention
日本国ととの間の租税条約第条第項
The Income Tax Convention between Japan and, Article, para.

限度税率% Applicable Tax Rate
免税 Exemption

2 利子の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Interest

氏名又は名称 Full name
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number
個人の場合 住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
法人その他の団体の場合 本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)

3 利子の支払者に関する事項; Details of Payer of Interest

氏名又は名称 Full name
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan
名称 Name (事業の内容 Details of Business)
所在地 Address (電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける利子で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9); Details of Interest received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

(1) 債券に係る利子の場合; In case of Interest derived from securities

Table with 4 columns: 債券の銘柄, 名義人の氏名又は名称, 債券の取得年月, 額面金額, 債券の数量, 利子の支払期日, 利子の金額

(2) 債券以外のものに係る利子の場合; In case of other Interest

Table with 5 columns: 支払の基因となった契約の内容, 契約の締結年月日, 契約期間, 元本の金額, 利子の支払期日, 利子の金額

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

(298) 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

様式 2 FORM

租税条約に関する届出書

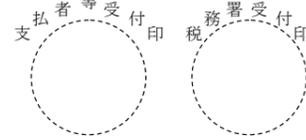
(税務署整理欄) (For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Interest

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用;有、無
番号確認 身元確認



To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention
日本国ととの間の租税条約第条第項
The Income Tax Convention between Japan and, Article, para.

限度税率% Applicable Tax Rate
免税 Exemption

2 利子の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Interest

氏名又は名称 Full name
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number
個人の場合 住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
法人その他の団体の場合 本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)

3 利子の支払者に関する事項; Details of Payer of Interest

氏名又は名称 Full name
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan
名称 Name (事業の内容 Details of Business)
所在地 Address (電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける利子で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9); Details of Interest received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

(1) 債券に係る利子の場合; In case of Interest derived from securities

Table with 4 columns: 債券の銘柄, 名義人の氏名又は名称, 債券の取得年月, 額面金額, 債券の数量, 利子の支払期日, 利子の金額

(2) 債券以外のものに係る利子の場合; In case of other Interest

Table with 5 columns: 支払の基因となった契約の内容, 契約の締結年月日, 契約期間, 元本の金額, 利子の支払期日, 利子の金額

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改正後

(317 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

5 その他参考となるべき事項 (注11) ; Others (Note 11)

Blank box for item 5 details.

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等 (注4) ;

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の利子については、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the interest mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

Table with 4 columns: Name of member, Indirect Ownership, Ratio of Ownership, Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention.

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等 (注5) ;

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

届出書の「2」に記載した団体は、「4」の利子につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。

The entity mentioned in 2 above is taxable as a corporation regarding the interest mentioned in 4 above since the following date under the following law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、この届出書の「4」に記載した利子が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date 年 月 日

利子の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Interest or his Agent

8 権限ある当局の証明 (注12)
Certification of competent authority (Note 12)

Box for certification of resident status under the Income Tax Convention between Japan and the applicant's country.

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 4 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered, Telephone Number.

* 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

* "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 □有Yes □添付省略 Attachment not required
Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefit Article

改正前

(298 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

5 その他参考となるべき事項 (注11) ; Others (Note 11)

Blank box for item 5 details.

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項 (注4) ;

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の利子につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the interest mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

Table with 4 columns: Name of member, Indirect Ownership, Ratio of Ownership, Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention.

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等 (注5) ;

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

届出書の「2」に記載した団体は、「4」の利子につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。

The entity mentioned in 2 above is taxable as a corporation regarding the interest mentioned in 4 above since the following date under the following law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、この届出書の「4」に記載した利子が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date 年 月 日

利子の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Interest or his Agent

8 権限ある当局の証明 (注12)
Certification of competent authority (Note 12)

Box for certification of resident status under the Income Tax Convention between Japan and the applicant's country.

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 4 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered, Telephone Number.

* 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

* "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 □有Yes □添付省略 Attachment not required
Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefit Article

改正後

(317 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

様式 2
FORM

「租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON INTEREST"

注意事項

届出書の提出について

- この届出書は、利子に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。
- この届出書は、利子の支払者（租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する利子の支払の取扱者を含みます。以下同じです。）ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して利子の支払者に提出し、利子の支払者は、正本を、最初にその利子の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「4(1)」の「額面金額」、「債券の数量」若しくは「利子の金額」又は「4(2)」の「元本金額」若しくは「利子の金額」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます（公募社債の利子等の一定の利子については、既に提出した届出書に記載した利子と異なる種類の利子の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出を省略できます。）。
無記名の債券に係る利子については、その支払を受ける都度、この届出書を正副2通作成して利子の支払者に提出し、利子の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。

- 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（5において同じです。）。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

- その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。))は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
③ 「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。))は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。

- この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付けてください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

【裏面に続きます】

改正前

(298 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

様式 2
FORM

「租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON INTEREST"

注意事項

届出書の提出について

- この届出書は、利子に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。
- この届出書は、利子の支払者（租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する利子の支払の取扱者を含みます。以下同じです。）ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して利子の支払者に提出し、利子の支払者は、正本を、最初にその利子の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「4」の「額面金額」、「数量」又は「利子の金額」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます（公募社債の利子等の一定の利子については、既に提出した届出書に記載した利子と異なる種類の利子の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出は省略できます。）。
無記名の債券に係る利子については、その支払を受ける都度、この届出書を正副2通作成して利子の支払者に提出し、利子の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。

- 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（5において同じです。）。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

- その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。))は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
③ 「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。))は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。

- この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付けてください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

【裏面に続きます】

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Recipient of Interest in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.
- This form must be prepared separately for each Payer of Interest (including Person in charge of handling payment of Interest who prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Special Taxation Measures Law; the same applies below).
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Interest, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Interest is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Face Value of Securities", Quantity of Securities", or "Amount of Interest" mentioned in column 4 (In the case of the fixed interest of collective corporate bonds, the submission of the form for transfer purposes could be omitted when the interest received differs from those interest amounts noted on the form that has already been submitted.).
However, in case of Interest from bearer securities, this form must be submitted in duplicate at the time of each payment of such Interest.

- In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.

- A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and submits "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed submit the application form.
① Documents showing that the entity mentioned in 2 is taxable as a corporation in its residence country.
② "List of the Partners of Entity (Form 16)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)" are partners of the entity mentioned in 2.
④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.
In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

- Applicable blocks must be checked.

- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number .

【Continue on the reverse】

改 正 後

(317 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

9 届出書の「4」の各欄には、利子の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない利子について記載してください。

10 届出書の「4」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者(利子の支払を受ける者以外の者)の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書の「2 利子の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。

11 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
なお、利子の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3(b)(i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組員又は構成員の持ち分の割合を記載し(組員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

12 支払を受ける利子が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項13の場合を除きます。)

13 注意事項12の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)、及び権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限り。)
なお、利子の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について利子の支払者の確認を受けたとき(届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限り。))は、居住者証明書の添付を省略することができます。
この場合、上記の確認をした利子の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

9 Enter into column 4 the Interest which is not attributed to a permanent establishment in Japan of Recipient (such Interest as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

10 Enter into item "Name of Nominee of Securities" of column 4 the registered name of the owner of securities in question. If the registered name is different from the name of Recipient of Interest, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such security is the Recipient stated in column 2, together with its Japanese translation and why the securities are registered in a name other than that of the beneficial owners.

11 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.
If the Recipient of Dividends is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b) (i) of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter details into this Column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Dividends, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter information into this Column to that effect.

12 If the Interest is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, Column 8 must be entered with the certification by the competent authority before this form is submitted to the payer. (except for cases described in Note 13).

13 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 12, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" entered in line 5 (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).
In the case that the recipient of the interest shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the interest, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.
In this case, the payer of the interest who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient."); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certificate is shown.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 前

(298 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

(同 左)

改正後

(318) 租税条約に関する届出書 (使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

様式 3 FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄) For official use only

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除 Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Royalties

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用：有、無
番号確認 身元確認

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国と...との間の租税条約第...条第...項 The Income Tax Convention between Japan and..., Article..., para....

2 使用料の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Royalties

氏名又は名称 Full name
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number
個人の場合 Individual Domicile or residence, Nationality
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity Place of head office or main office, Place where the Corporation was established or organized, Place where the business is managed and controlled
下記「4」の使用料につき居住者として課税される国及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Royalties mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan Name, Address, Details of Business

3 使用料の支払者に関する事項; Details of Payer of Royalties

氏名又は名称 Full name
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan Name, Address, Details of Business

4 上記「3」の支払者から支払を受ける使用料で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9); Details of Royalties received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

Table with 6 columns: Description of Royalties, Date of Contract, Period of Contract, Method of Computation for Royalties, Due Date for Payment, Amount of Royalties

5 その他参考となるべき事項(注10); Others (Note 10)

【裏面に続きます(Continue on the reverse)】

改正前

(299) 租税条約に関する届出書 (使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

様式 3 FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄) For official use only

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除 Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Royalties

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用：有、無
番号確認 身元確認

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国と...との間の租税条約第...条第...項 The Income Tax Convention between Japan and..., Article..., para....

2 使用料の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Royalties

氏名又は名称 Full name
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number
個人の場合 Individual Domicile or residence, Nationality
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity Place of head office or main office, Place where the Corporation was established or organized, Place where the business is managed or controlled
下記「4」の使用料につき居住者として課税される国及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Royalties mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan Name, Address, Details of Business

3 使用料の支払者に関する事項; Details of Payer of Royalties

氏名又は名称 Full name
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan Name, Address, Details of Business

4 上記「3」の支払者から支払を受ける使用料で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9); Details of Royalties received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

Table with 6 columns: Description of Royalties, Date of Contract, Period of Contract, Method of Computation for Royalties, Due Date for Payment, Amount of Royalties

5 その他参考となるべき事項(注10); Others (Note 10)

【裏面に続きます(Continue on the reverse)】

改 正 後

(318 租税条約に関する届出書 (使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の使用料については、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the royalties mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5)；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

届出書の「2」に記載した団体は、「4」の使用料につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。

The entity mentioned in 2 above is taxable as a corporation regarding the royalties mentioned in 4 above since the following date under the following law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、この届出書の「4」に記載した使用料が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date 年 月 日

使用料の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Royalties or his Agent

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有Yes

Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article

改 正 前

(299 租税条約に関する届出書 (使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項(注4)；

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の使用料につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the royalties mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合＝ 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5)；

Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

届出書の「2」に記載した団体は、「4」の使用料につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。

The entity mentioned in 2 above is taxable as a corporation regarding the royalties mentioned in 4 above since the following date under the following law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、この届出書の「4」に記載した使用料が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date 年 月 日

使用料の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Royalties or his Agent

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有Yes

Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article

改 正 後	改 正 前
<p>(318 租税条約に関する届出書 (使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))</p> <p>様式 3 FORM</p> <p>「租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項</p> <p>INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON ROYALTIES"</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>届出書の提出について</p> <p>1 この届出書は、使用料に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。</p> <p>2 この届出書は、使用料の支払者ごとに作成してください。</p> <p>3 この届出書は、正副2通を作成して使用料の支払者に提出し、使用料の支払者は、正本を、最初にその使用料の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。</p> <p>4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。(5において同じです。)</p> <p>外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。</p> <p>① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類</p> <p>② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」</p> <p>③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類</p> <p>④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書 なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。</p> <p>5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地域の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。</p> <p>なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。</p> <p>① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地域において法人として課税を受けていることを明らかにする書類</p> <p>② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」</p> <p>③ 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類</p> <p>④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書 なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。</p> <p>6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。</p> <p>届出書の記載について</p> <p>7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。</p> <p>8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。</p> <p>9 届出書の「4」の各欄には、使用料の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない使用料について記載してください。 工業所有権、著作権等の譲渡収益で租税条約において使用料に準じて取り扱われるものについては、その譲渡収益の内容、譲渡価額の計算方法、支払期日、支払金額等を、それぞれ使用料の場合に準じて記載してください。</p> <p style="text-align: center;">【裏面に続きます】</p>	<p>(299 租税条約に関する届出書 (使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))</p> <p>様式 3 FORM</p> <p>「租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項</p> <p>INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON ROYALTIES"</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>届出書の提出について</p> <p>1 この届出書は、使用料に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。</p> <p>2 この届出書は、使用料の支払者ごとに作成してください。</p> <p>3 この届出書は、正副2通を作成して使用料の支払者に提出し、使用料の支払者は、正本を、最初にその使用料の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。</p> <p>4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。(5において同じです。)</p> <p>外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。</p> <p>① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類</p> <p>② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」</p> <p>③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類</p> <p>④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書 なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。</p> <p>5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地域の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。</p> <p>なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。</p> <p>① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地域において法人として課税を受けていることを明らかにする書類</p> <p>② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」</p> <p>③ 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類</p> <p>④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書 なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。</p> <p>6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。</p> <p>届出書の記載について</p> <p>7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。</p> <p>8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。</p> <p>9 届出書の「4」の各欄には、使用料の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない使用料について記載してください。 工業所有権、著作権等の譲渡収益で租税条約において使用料に準じて取り扱われるものについては、その譲渡収益の内容、譲渡価額の計算方法、支払期日、支払金額等を、それぞれ使用料の場合に準じて記載してください。</p> <p style="text-align: center;">【裏面に続きます】</p>
<p style="text-align: center;">【Continue on the reverse】</p>	<p style="text-align: center;">【Continue on the reverse】</p>

改 正 後 改 正 前

(318 租税条約に関する届出書（使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除））

10 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

なお、使用料の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3(b) (i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨（組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。）、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し（組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。）、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

11 租税条約に定める「1」の規定の適用を受けることにより免税となる場合には、使用料の支払の基因となった契約の内容を記載した書類（届出書「4」の記載事項などについて、契約の内容が判るもの）及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。この場合において、届出書の「4」の記載事項については、記載を省略しても差し支えありません。（平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。）

なお、使用料の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限り、）を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について使用料の支払者の確認を受けたとき（届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限り、）は、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした使用料の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

10 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.

If the Recipient of Royalties is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b) (i) of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter into this column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Royalties, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If the said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter into this column to that effect.

11 If royalty will be exempted from tax by the application of the convention mentioned in 1 above, document which describes the content of the agreement underlying the royalty payment (document clarifying the content of the agreement regarding items in column 4) and the residency certification issued by the competent authority must be attached. In this case, it is not required to enter items of column 4 (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).

In the case that the recipient of the royalties shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the royalties, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of the residency certification is not required.

In this case, the payer of the royalties who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of confirmation (e.g., 'I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2 having been shown residency certification by the recipient. '); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certification is shown.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

(299 租税条約に関する届出書（使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除））

10 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

なお、使用料の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3(b) (i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨（組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。）、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し（組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。）、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

11 租税条約に定める「1」の規定の適用を受けることにより免税となる場合には、使用料の支払の基因となった契約の内容を記載した書類（届出書「4」の記載事項などについて、契約の内容が判るもの）及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。この場合において、届出書の「4」の記載事項については、記載を省略しても差し支えありません。（平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。）

なお、使用料の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限り、）を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について使用料の支払者の確認を受けたとき（届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限り、）は、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした使用料の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

10 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.

If the Recipient of Royalties is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b) (i) of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter into this column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Royalties, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If the said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter into this column to that effect.

11 If royalty will be exempted from tax by the application of the convention mentioned in 1 above, document which describes the content of the agreement underlying the royalty payment (document clarifying the content of the agreement regarding items in column 4) and the residency certification issued by the competent authority must be attached. In this case, it is not required to enter items of column 4 (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).

In the case that the recipient of the royalties shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the royalties, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of the residency certification is not required.

In this case, the payer of the royalties who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of confirmation (e.g., 'I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2 having been shown residency certification by the recipient. '); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certification is shown.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改正後

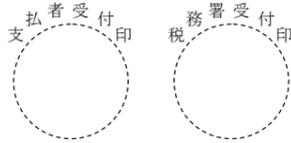
(321 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 6 FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄) (For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration Derived from Rendering Personal Services

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用;有、無
番号確認 身元確認

税務署長殿
To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と...との間の租税条約第...条第...項
The Income Tax Convention between Japan and..., Article..., para....

2 対価の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Remuneration

Table for recipient details including Full name, Individual Number or Corporate Number, Domicile, Residence in Japan, Nationality, Status of Residence, Place of head office, Date of opening business, Country where recipient is taxable, Permanent establishment in Japan, and Details of Business.

3 対価の支払者に関する事項;
Details of Payer of Remuneration

Table for payer details including Full name, Domicile, Place of head office, Individual Number or Corporate Number, Permanent establishment in Japan, and Details of Business.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける人的役務提供事業の対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9);
Details of Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

Table with 5 columns: Description of Services rendered, Period of Services rendered, Due Date for Payment, Method of Payment, Amount of Remuneration.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改正前

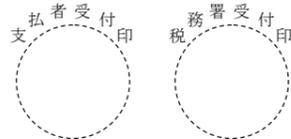
(302 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 6 FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄) (For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration Derived from Rendering Personal Services

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用;有、無
番号確認 身元確認

税務署長殿
To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と...との間の租税条約第...条第...項
The Income Tax Convention between Japan and..., Article..., para....

2 対価の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Remuneration

Table for recipient details including Full name, Individual Number or Corporate Number, Domicile, Residence in Japan, Nationality, Status of Residence, Place of head office, Date of opening business, Country where recipient is taxable, Permanent establishment in Japan, and Details of Business.

3 対価の支払者に関する事項;
Details of Payer of Remuneration

Table for payer details including Full name, Domicile, Place of head office, Individual Number or Corporate Number, Permanent establishment in Japan, and Details of Business.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける人的役務提供事業の対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9);
Details of Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

Table with 5 columns: Description of Services rendered, Period of Services rendered, Due Date for Payment, Method of Payment, Amount of Remuneration.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後 改 正 前

(321 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除)) (302 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

5 その他参考となるべき事項 (注10) ;
Others (Note 10)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4) ;

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の対価については、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the remuneration mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名 又は名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合= 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

私は、この届出書の「4」に記載した対価が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

対価の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Remuneration or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有Yes
Attachment Form for 添付省略 Attachment not required
Limitation on Benefits (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
Article attached Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form Limitation on Benefits Article

5 その他参考となるべき事項 (注10) ;
Others (Note 10)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4) ;

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の対価につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the remuneration mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合= 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

私は、この届出書の「4」に記載した対価が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

対価の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Remuneration or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有Yes
Attachment Form for 添付省略 Attachment not required
Limitation on Benefits (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
Article attached Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form Limitation on Benefits Article

改 正 後	改 正 前
<p>(321 租税条約に関する届出書（人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除））</p> <p>様式 6 FORM</p> <p>「租税条約に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項</p> <p>INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES”</p> <hr/> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <hr/> <p>届出書の提出について</p> <p>1 この届出書は、所得税法第161条第1項第6号に掲げる人的役務提供事業の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。</p> <p>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条第1項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合には、この届出書ではなく、様式12を提出してください。</p> <p>2 この届出書は、対価の支払者ごとに作成してください。</p> <p>3 この届出書は、正副2通を作成して対価の支払者に提出し、対価の支払者は、正本を、最初にその対価の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。</p> <p>4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。</p> <p>外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。</p> <p>① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類</p> <p>② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」</p> <p>③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類</p> <p>④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書</p> <p>なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。</p> <p>5 対価を受ける者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの届出書に添付してください。</p> <p>6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。</p> <p>届出書の記載について</p> <p>7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。</p> <p>8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。</p> <p>9 届出書の「4」の各欄には、対価の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、この恒久的施設に帰せられない対価について記載してください。</p> <p>10 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <hr/> <p>Submission of the FORM</p> <p>1 This form is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering Personal Services prescribed in subparagraph 6 of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Law in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.</p> <p>Instead of this form, Form 12 is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.</p> <p>2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration.</p> <p>3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.</p> <p>4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.</p> <p>In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:</p> <p>① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as a taxable person in the Contracting State.</p> <p>② “List of the Members of the Foreign Company (Form 16)”</p> <p>③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.</p> <p>④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.</p> <p>Also attach “Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)”(including attachment) completed for each of the members described in ③.</p> <p>5 To qualify for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of certain Tax Conventions with respect to the Remuneration derived from the activities which are exercised pursuant to a special program between the Governments of the two Contracting States and / or which are supported substantially by the public funds of the Government or the like, this form must be accompanied by supporting documents to the effects stated above.</p> <p>6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.</p> <p>Completion of the FORM</p> <p>7 Applicable <u>boxes</u> must be checked.</p> <p>8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.</p> <p>9 Enter into column 4 Remuneration which is not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Remuneration as are not accounted for in the books of the permanent establishment).</p> <p>10 Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.</p> <hr/> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <hr/> <p>If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.</p>	<p>(302 租税条約に関する届出書（人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除））</p> <p>様式 6 FORM</p> <p>「租税条約に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項</p> <p>INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES”</p> <hr/> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <hr/> <p>届出書の提出について</p> <p>1 この届出書は、所得税法第161条第1項第6号に掲げる人的役務提供事業の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。</p> <p>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条第1項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合には、この届出書ではなく、様式12を提出してください。</p> <p>2 この届出書は、対価の支払者ごとに作成してください。</p> <p>3 この届出書は、正副2通を作成して対価の支払者に提出し、対価の支払者は、正本を、最初にその対価の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。</p> <p>4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。</p> <p>外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。</p> <p>① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類</p> <p>② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」</p> <p>③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類</p> <p>④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書</p> <p>なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。</p> <p>5 対価を受ける者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの届出書に添付してください。</p> <p>6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。</p> <p>届出書の記載について</p> <p>7 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。</p> <p>8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。</p> <p>9 届出書の「4」の各欄には、対価の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、この恒久的施設に帰せられない対価について記載してください。</p> <p>10 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <hr/> <p>Submission of the FORM</p> <p>1 This form is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering Personal Services prescribed in subparagraph 6 of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Law in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.</p> <p>Instead of this form, Form 12 is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.</p> <p>2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration.</p> <p>3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.</p> <p>4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.</p> <p>In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:</p> <p>① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as a taxable person in the Contracting State.</p> <p>② “List of the Members of the Foreign Company (Form 16)”</p> <p>③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.</p> <p>④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.</p> <p>Also attach “Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)”(including attachment) completed for each of the members described in ③.</p> <p>5 To qualify for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of certain Tax Conventions with respect to the Remuneration derived from the activities which are exercised pursuant to a special program between the Governments of the two Contracting States and / or which are supported substantially by the public funds of the Government or the like, this form must be accompanied by supporting documents to the effects stated above.</p> <p>6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.</p> <p>Completion of the FORM</p> <p>7 Applicable <u>blocks</u> must be checked.</p> <p>8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.</p> <p>9 Enter into column 4 Remuneration which is not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Remuneration as are not accounted for in the books of the permanent establishment).</p> <p>10 Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.</p> <hr/> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <hr/> <p>If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.</p>

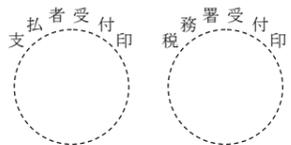
改正後

(322 租税条約に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 7 FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄) (For official use only)



APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。

適用;有、無

To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention

2 報酬・給与の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Salary or Remuneration

Recipient details form including name, domicile, individual number, residence in Japan, nationality, date of entry, authorized period of stay, status of residence, taxpayer identification number, and business details.

3 報酬・給与の支払者に関する事項; Details of Payer of Salary or Remuneration

Payer details form including name, domicile, individual or corporate number, business details, and office address in Japan.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・給与で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項 (注7);

Table with 5 columns: Description of Services performed, Period of Services performed, Due Date for Payment, Method of Payment of Salary, etc., Amount of Salary, etc. (per month, year)

5 上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給与に関する事項 (注8);

Blank box for other salaries or remuneration paid by persons other than 3 above for personal services performed in Japan.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

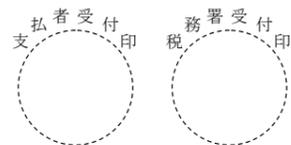
改正前

(303 租税条約に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 7 FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄) (For official use only)



APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。

適用;有、無

To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention

2 報酬・給与の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Salary or Remuneration

Recipient details form including name, domicile, individual number, residence in Japan, nationality, date of entry, authorized period of stay, status of residence, taxpayer identification number, and business details.

3 報酬・給与の支払者に関する事項; Details of Payer of Salary or Remuneration

Payer details form including name, domicile, individual or corporate number, business details, and office address in Japan.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・給与で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項 (注7);

Table with 5 columns: Description of Services performed, Period of Services performed, Due Date for Payment, Method of Payment of Salary, etc., Amount of Salary, etc. (per month, year)

5 上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給与に関する事項 (注8);

Blank box for other salaries or remuneration paid by persons other than 3 above for personal services performed in Japan.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(322 租税条約に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

6 その他参考となるべき事項 (注9) ;
Others (Note 9)

私は、この届出書の「4」に記載した報酬・給与が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Salary etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 月 日

報酬・給与の支払を受ける者
Signature of the Recipient of Salary or Remuneration _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent			

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有 Yes
Attachment Form for Limitation on Benefits (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 月 日)
Article attached 添付省略 Attachment not required
Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article _____

改 正 前

(303 租税条約に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

6 その他参考となるべき事項 (注9) ;
Others (Note 9)

私は、この届出書の「4」に記載した報酬・給与が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Salary etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 月 日

報酬・給与の支払を受ける者
Signature of the Recipient of Salary or Remuneration _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent			

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有 Yes
Attachment Form for Limitation on Benefits (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 月 日)
Article attached 添付省略 Attachment not required
Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article _____

改 正 後	改 正 前
<p>(322 租税条約に関する届出書（自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除））</p>	<p>(303 租税条約に関する届出書（自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除））</p>
<p>様 式 7 FORM</p>	<p>様 式 7 FORM</p>
<p>「租税条約に関する届出書(自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項 INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON INCOME EARNED BY PROFESSIONALS, ENTERTAINERS, SPORTSMEN, OR TEMPORARY VISITORS”</p>	<p>「租税条約に関する届出書(自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項 INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON INCOME EARNED BY PROFESSIONALS, ENTERTAINERS, SPORTSMEN, OR TEMPORARY VISITORS”</p>
<p>— 注 意 事 項 —</p>	<p>— 注 意 事 項 —</p>
<p>届出書の提出について</p> <p>1 この届出書は、自由職業者、芸能人若しくは運動家又は日本国内における滞在が年間若しくは継続する12月の期間中183日若しくはそれより短い租税条約に定める一定の期間を超えない者（以下「短期滞在者」といいます。）が支払を受ける所得税法第161条第1項第12号イに掲げる報酬又は給与に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。</p> <p>2 この届出書は、報酬又は給与の支払者ごとに作成してください。</p> <p>3 この届出書は、正副2通を作成して報酬又は給与の支払者に提出し、その支払者は、正本を、最初にその報酬又は給与の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。</p> <p>4 報酬を受ける者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの届出書に添付してください。</p> <p>届出書の記載について</p> <p>5 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。</p> <p>6 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。</p> <p>7 届出書の「4」の各欄には、次により記載してください。</p> <p>(1) 自由職業者、芸能人又は運動家（それぞれ②の短期滞在者に該当する者を除く。）としての報酬については、その自由職業者、芸能人又は運動家が日本国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合には、これらの施設に帰せられない報酬について記載してください。</p> <p>(2) 短期滞在者としての報酬又は給与については、その報酬又は給与の支払者が日本国内に恒久的施設又は固定的施設を有している場合には、これらの施設が負担しない報酬又は給与（これらの施設の利得の計算上控除されないもの）について記載してください。</p> <p>8 届出書の「5」の欄には、短期滞在者又は当該報酬につき一定の金額を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける自由職業者、芸能人若しくは運動家の場合に、報酬又は給与の支払者の氏名（名称）、住所（所在地）及び提供する役務の概要、報酬又は給与の金額等を「4」の各欄に準じて記載してください。</p> <p>9 届出書の「6」の欄には、「2」から「5」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。</p>	<p>届出書の提出について</p> <p>1 この届出書は、自由職業者、芸能人若しくは運動家又は日本国内における滞在が年間若しくは継続する12月の期間中183日若しくはそれより短い租税条約に定める一定の期間を超えない者（以下「短期滞在者」といいます。）が支払を受ける所得税法第161条第1項第12号イに掲げる報酬又は給与に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。</p> <p>2 この届出書は、報酬又は給与の支払者ごとに作成してください。</p> <p>3 この届出書は、正副2通を作成して報酬又は給与の支払者に提出し、その支払者は、正本を、最初にその報酬又は給与の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。</p> <p>4 報酬を受ける者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの届出書に添付してください。</p> <p>届出書の記載について</p> <p>5 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。</p> <p>6 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。</p> <p>7 届出書の「4」の各欄には、次により記載してください。</p> <p>(1) 自由職業者、芸能人又は運動家（それぞれ②の短期滞在者に該当する者を除く。）としての報酬については、その自由職業者、芸能人又は運動家が日本国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合には、これらの施設に帰せられない報酬について記載してください。</p> <p>(2) 短期滞在者としての報酬又は給与については、その報酬又は給与の支払者が日本国内に恒久的施設又は固定的施設を有している場合には、これらの施設が負担しない報酬又は給与（これらの施設の利得の計算上控除されないもの）について記載してください。</p> <p>8 届出書の「5」の欄には、短期滞在者又は当該報酬につき一定の金額を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける自由職業者、芸能人若しくは運動家の場合に、報酬又は給与の支払者の氏名（名称）、住所（所在地）及び提供する役務の概要、報酬又は給与の金額等を「4」の各欄に準じて記載してください。</p> <p>9 届出書の「6」の欄には、「2」から「5」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。</p>
<p>この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。</p>	<p>この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。</p>
<p>If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.</p>	<p>If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.</p>

改 正 後

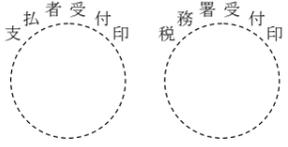
(323 租税条約に関する届出書 (教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 8
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

(税務署整理欄)
For official use only

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remunerations, Grants, etc., Received by Professors, Students, or Business Apprentices

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用;有、無

番号 確認		身元 確認	
----------	--	----------	--

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 報酬・交付金等の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Remuneration, etc.

氏 名 Full name	
日本国内における住所又は居所 Domicile or residence in Japan	(電話番号 Telephone Number)
個人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number (Limited to case of a holder)	
入国前の住所 Domicile before entry into Japan	(電話番号 Telephone Number)
(年齢 Age) (国籍 Nationality) (入国年月日 Date of Entry) (在留期間 Authorized Period of Stay) (在留資格 Status of Residence)	
下記「4」の報酬・交付金等につき居住者として課税される国及び納税地(注6) Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本国において教育若しくは研究を行い又は在学し若しくは訓練を受ける学校、事業所等 School or place of business in Japan where the Recipient teaches, studies or is trained	名 称 Name 所在地 Address (電話番号 Telephone Number)

3 報酬・交付金等の支払者に関する事項;
Details of Payer of Remuneration, etc.

氏 名 又 は 名 称 Full name	
住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名 称 Name 所在地 Address (電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・交付金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Remuneration, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

所得の種類 Kind of Income	契約期間 Period of Contract	報酬・交付金等の支払期日 Due Date for Payment	報酬・交付金等の支払方法 Method of Payment of Remunerations, etc.	報酬・交付金等の金額及び月額・年額の区分 Amount of Remunerations, etc. (per month, year).

報酬・交付金等の支払を受ける者の資格及び提供する役務の内容
Status of Recipient of Remuneration, etc., and the Description of Services rendered

5 上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給料に関する事項 (注7);
Other Remuneration, etc., paid by Persons other than 3 above for Personal Services, etc., performed in Japan (Note 7)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

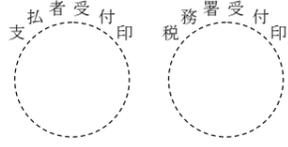
(304 租税条約に関する届出書 (教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 8
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

(税務署整理欄)
For official use only

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remunerations, Grants, etc., Received by Professors, Students, or Business Apprentices

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用;有、無

番号 確認		身元 確認	
----------	--	----------	--

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 報酬・交付金等の支払を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Remuneration, etc.

氏 名 Full name	
日本国内における住所又は居所 Domicile or residence in Japan	(電話番号 Telephone Number)
個人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number (Limited to case of a holder)	
入国前の住所 Domicile before entry into Japan	(電話番号 Telephone Number)
(年齢 Age) (国籍 Nationality) (入国年月日 Date of Entry) (在留期間 Authorized Period of Stay) (在留資格 Status of Residence)	
下記「4」の報酬・交付金等につき居住者として課税される国及び納税地(注6) Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本国において教育若しくは研究を行い又は在学し若しくは訓練を受ける学校、事業所等 School or place of business in Japan where the Recipient teaches, studies or is trained	名 称 Name 所在地 Address (電話番号 Telephone Number)

3 報酬・交付金等の支払者に関する事項;
Details of Payer of Remuneration, etc.

氏 名 又 は 名 称 Full name	
住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number	
日本国内の恒久的施設又は固定的施設の状況 Permanent establishment or fixed base in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes), <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name 所在地 Address (電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・交付金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Remuneration, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

所得の種類 Kind of Income	契約期間 Period of Contract	報酬・交付金等の支払期日 Due Date for Payment	報酬・交付金等の支払方法 Method of Payment of Remunerations, etc.	報酬・交付金等の金額及び月額・年額の区分 Amount of Remunerations, etc. (per month, year).

報酬・交付金等の支払を受ける者の資格及び提供する役務の内容
Status of Recipient of Remuneration, etc., and the Description of Services rendered

5 上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給料に関する事項 (注7);
Other Remuneration, etc., paid by Persons other than 3 above for Personal Services, etc., performed in Japan (Note 7)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(323 租税条約に関する届出書 (教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

6 その他参考となるべき事項 (注8) ;
Others (Note 8)

私は、この届出書の「4」に記載した報酬・交付金等が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration, etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 月 日

報酬・交付金等の支払を受ける者の署名
Signature of the Recipient of Remuneration, etc. _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有 Yes
Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略 Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article _____

改 正 前

(304 租税条約に関する届出書 (教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

6 その他参考となるべき事項 (注8) ;
Others (Note 8)

私は、この届出書の「4」に記載した報酬・交付金等が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration, etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 月 日

報酬・交付金等の支払を受ける者の署名
Signature of the Recipient of Remuneration, etc. _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有 Yes
Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略 Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article _____

改 正 後

(323 租税条約に関する届出書 (教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様 式 8
FORM

「租税条約に関する届出書(教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION, GRANTS, ETC., RECEIVED BY PROFESSORS, STUDENTS, OR BUSINESS APPRENTICES”

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、次の報酬、交付金等に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
 - 大学、高等学校等において教育又は研究を行う者が教育又は研究を行うことにより支払を受ける報酬
 - ①留学生として、②事業、職業若しくは技術の修習者（以下「事業等の修習者」といいます。）として、又は③政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの主として勉学若しくは研究のための交付金、奨励金等の受領者（以下「交付金等の受領者」といいます。）として日本国内に一時的に滞在する者が、その者の生計、教育、勉学、研究若しくは訓練のために支払を受ける日本国外からの給付若しくは送金、その支払を受ける交付金等又はこれらの者が日本国内に一時的に滞在して行った人的役務の提供の対価として支払を受ける給与その他の報酬
(注) 上記の「留学生」、「事業等の修習者」又は「交付金等の受領者」には、日本国政府又はその機関との取決めにに基づき、専ら訓練、研究又は勉学のため日本国内に一時的に滞在する者も含まれます。
- この届出書は、報酬、交付金等の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して報酬、交付金等の支払者に提出し、報酬、交付金等の支払者は、正本を、最初にその報酬、交付金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
- 報酬・交付金等の支払を受ける者が次に該当するときは、それぞれ次の書類をこの届出書に添付してください。
 - 留学生である場合 その者が在学する学校の発行する在学証明書
 - 事業等の修習者である場合 その者が訓練を受ける施設又は事業所の発行する、その者が事業等の修習者であることを証明する書類
 - 交付金等の受領者である場合 交付金等の支給者が発行する、その者が交付金等の受領者であることを証明する書類

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 届出書の「5」の欄には、報酬又は給与の支払者の氏名（名称）、住所（所在地）及び提供する役務の概要、報酬又は給与の金額等を「4」の各欄に準じて記載してください。
- 届出書の「6」の欄には、「2」から「5」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Recipient of the following incomes in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.
 - Remuneration derived by a professor or teacher who makes a temporary visit to Japan for the purpose of teaching or conducting research at an accredited university, college, etc.
 - Gift from abroad for the purpose of maintenance, education, study, research or training the grant or award, or income from personal services performed in Japan and which is received or derived by, (a) Student, (b) Business trainee * or (c) Recipient of Grant, etc., from the governmental, religious, and * the like bodies. *
* Student, Business Apprentice or Recipient of Grant, etc., above include such a person who makes a temporary visit to Japan as a participant in a program sponsored by the Government of Japan or other governmental institution.
- This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration, Grant, etc.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, Grant, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration, etc., is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.
- The applicant must attach the following documents:
 - In case of Student: a certificate issued by the university, etc., where he is registered as a student.
 - In case of Business Trainee: a certificate issued by the training institution, etc., where he takes training.
 - In case of Recipient of Grant: a certificate issued by the institution from which he receives the grant, etc.

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Column 5 must be filled out in the same way as column 4.
- Enter into column 6 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 前

(304 租税条約に関する届出書 (教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様 式 8
FORM

「租税条約に関する届出書(教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION, GRANTS, ETC., RECEIVED BY PROFESSORS, STUDENTS, OR BUSINESS APPRENTICES”

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、次の報酬、交付金等に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
 - 大学、高等学校等において教育又は研究を行う者が教育又は研究を行うことにより支払を受ける報酬
 - ①留学生として、②事業、職業若しくは技術の修習者（以下「事業等の修習者」といいます。）として、又は③政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの主として勉学若しくは研究のための交付金、奨励金等の受領者（以下「交付金等の受領者」といいます。）として日本国内に一時的に滞在する者が、その者の生計、教育、勉学、研究若しくは訓練のために支払を受ける日本国外から給付若しくは送金、その支払を受ける交付金等又はこれらの者が日本国内に一時的に滞在して行った人的役務の提供の対価として支払を受ける給与その他の報酬
(注) 上記の「留学生」、「事業等の修習者」又は「交付金等の受領者」には、日本国政府又はその機関との取決めにに基づき、専ら訓練、研究又は勉学のため日本国内に一時的に滞在する者も含まれます。
- この届出書は、報酬、交付金等の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して報酬、交付金等の支払者に提出し、報酬、交付金等の支払者は、正本を、最初にその報酬、交付金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
- 報酬・交付金等の支払を受ける者が次に該当するときは、それぞれ次の書類をこの届出書に添付してください。
 - 留学生である場合 その者が在学する学校の発行する在学証明書
 - 事業等の修習者である場合 その者が訓練を受ける施設又は事業所の発行する、その者が事業等の修習者であることを証明する書類
 - 交付金等の受領者である場合 交付金等の支給者が発行する、その者が交付金等の受領者であることを証明する書類

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 届出書の「5」の欄には、報酬又は給与の支払者の氏名（名称）、住所（所在地）及び提供する役務の概要、報酬又は給与の金額等を「4」の各欄に準じて記載してください。
- 届出書の「6」の欄には、「2」から「5」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Recipient of the following incomes in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.
 - Remuneration derived by a professor or teacher who makes a temporary visit to Japan for the purpose of teaching or conducting research at an accredited university, college, etc.
 - Gift from abroad for the purpose of maintenance, education, study, research or training the grant or award, or income from personal services performed in Japan and which is received or derived by, (a) Student, (b) Business trainee * or (c) Recipient of Grant, etc., from the governmental, religious, and * the like bodies. *
* Student, Business Apprentice or Recipient of Grant, etc., above include such a person who makes a temporary visit to Japan as a participant in a program sponsored by the Government of Japan or other governmental institution.
- This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration, Grant, etc.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, Grant, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration, etc., is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.
- The applicant must attach the following documents:
 - In case of Student: a certificate issued by the university, etc., where he is registered as a student.
 - In case of Business Trainee: a certificate issued by the training institution, etc., where he takes training.
 - In case of Recipient of Grant: a certificate issued by the institution from which he receives the grant, etc.

Completion of the FORM

- Applicable blocks must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Column 5 must be filled out in the same way as column 4.
- Enter into column 6 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

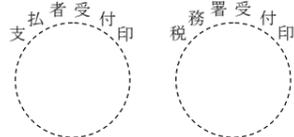
改 正 後

(324 租税条約に関する届出書 (退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 9
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税務署整理欄)
(For official use only)



退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax
for Reconstruction on Pensions, Annuities, etc.
この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

適用；有、無
番号
確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 年金等の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Pensions, etc.

氏 名 Full name	(国籍 Nationality)
住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
個 人 番 号 (有する場合のみ記入) Individual Number (Limited to case of a holder)	
下記「4」の年金等につき居住者として課税される 国及び納税地(注5) Country where the recipient is taxable as resident on Pensions, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)

3 年金等の支払者に関する事項；
Details of Payer of Pensions, etc.

名 称 Full name	(電話番号 Telephone Number)
本 店 (主たる事務所) の所在地 Place of head office (main office)	
法 人 番 号 Corporate Number	
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名 称 Name (事業の内容 Details of Business)
	所 在 地 Address (電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける年金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Pensions, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

年 金 等 の 種 類 Kind of Pensions, etc.	支 払 回 数 Frequency of Payments	支 払 期 日 Due Date for Payment	支 払 方 法 Method of Payment	1 回 の 支 払 金 額 Amount of Each Payment
退職年金等の場合：年金等の 支払の基因となった過去の 勤務に係る雇用者 In case of Pensions: Description of the employer for whom the past services giving rise to the Pension, etc. was rendered	氏 名 又 は 名 称 Full name			
	住 所 (居所) 又は本店 (主た る事務所) の所在地 Address			(電話番号 Telephone Number)
	日本国内にあ る事務所等 Office, etc. located in Japan	名 称 Name		(電話番号 Telephone Number)
		所 在 地 Address		
保険年金の場合：年金の 支払の基因となった契約 の内容 In case of Annuities: Particulars of contract under which the Annuities are paid	(契約の締結年月日 Date of Contract)	(契約金額 Amount contracted)	(契約期間 Period of Contract)	

5 その他参考となるべき事項 (注6) ；
Others (Note 6)

Blank box for other reference items.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

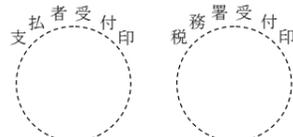
改 正 前

(305 租税条約に関する届出書 (退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 9
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税務署整理欄)
(For official use only)



退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax
for Reconstruction on Pensions, Annuities, etc.
この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

適用；有、無
番号
確認

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 年金等の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Pensions, etc.

氏 名 Full name	(国籍 Nationality)
住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
個 人 番 号 (有する場合のみ記入) Individual Number (Limited to case of a holder)	
下記「4」の年金等につき居住者として課税される 国及び納税地(注5) Country where the recipient is taxable as resident on Pensions, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)

3 年金等の支払者に関する事項；
Details of Payer of Pensions, etc.

名 称 Full name	(電話番号 Telephone Number)
本 店 (主たる事務所) の所在地 Place of head office (main office)	
法 人 番 号 Corporate Number	
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan	名 称 Name (事業の内容 Details of Business)
<input type="checkbox"/> 有(Yes) <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	所 在 地 Address (電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける年金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Pensions, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

年 金 等 の 種 類 Kind of Pensions, etc.	支 払 回 数 Frequency of Payments	支 払 期 日 Due Date for Payment	支 払 方 法 Method of Payment	1 回 の 支 払 金 額 Amount of Each Payment
退職年金の場合：年金等の 支払の基因となった日本国 内における過去の勤務に係 る雇用者 In case of Pensions: Description of the employer for whom the past services in Japan giving rise to the Pension, was rendered	名 称 Full name			
	所 在 地 Address			(電話番号 Telephone Number)
	日本国内の 恒久的施設 Permanent establishment in Japan	名 称 Name		(電話番号 Telephone Number)
		所 在 地 Address		
保険年金の場合：年金の 支払の基因となった契約 の内容 In case of Annuities: Particulars of contract under which the Annuities are paid	(契約の締結年月日 Date of Contract)	(契約金額 Amount contracted)	(契約期間 Period of Contract)	

5 その他参考となるべき事項 (注6) ；
Others (Note 6)

Blank box for other reference items.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(324 租税条約に関する届出書 (退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

私は、この届出書の「4」に記載した年金等が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Pensions, etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

年金等の支払を受ける者の署名
Signature of the Recipient of Pensions, etc. _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有Yes
 添付省略 Attachment not required
“Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached”
特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Date of previous submission of the application for income tax convention with the “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” _____

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、退職年金、保険年金等に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
- この届出書は、年金等の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して年金等の支払者に提出し、年金等の支払者は、正本を、最初にその年金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

届出書の記載について

- 届出書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Recipient of Pensions, Annuities, etc. in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.
- This form must be prepared separately for each Payer of Pensions, etc.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Pensions, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 前

(305 租税条約に関する届出書 (退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

私は、この届出書の「4」に記載した年金等が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Pensions, etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

年金等の支払を受ける者の署名
Signature of the Recipient of Pensions, etc. _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有Yes
 添付省略 Attachment not required
“Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached”
特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Date of previous submission of the application for income tax convention with the “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” _____

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、退職年金又は保険年金に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
- この届出書は、年金等の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して年金等の支払者に提出し、年金等の支払者は、正本を、最初にその年金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

届出書の記載について

- 届出書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

注 意 事 項

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Recipient of Pensions or Annuities in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.
- This form must be prepared separately for each Payer of Pensions, etc.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Pensions, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

Completion of the FORM

- Applicable blocks must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改正後

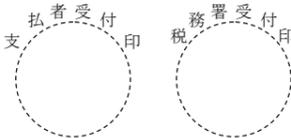
(325 租税条約に関する届出書 (所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 10 FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄) (For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income Not Expressly Mentioned in the Income Tax Convention

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。 See instructions on the reverse side.

適用; 有、無
番号確認 身元確認

税務署長殿

To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention
日本国ととの間の租税条約第条第項
The Income Tax Convention between Japan and, Article, para.

2 所得の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Income

Table for recipient details including full name, individual/corporate number, domicile, nationality, place of head office, and tax identification number.

3 所得の支払者に関する事項; Details of Payer of Income

Table for payer details including full name, domicile, individual/corporate number, and office address in Japan.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける所得で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Income received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

Table with 6 columns: Kind of Income, Description of contract, Date of Contract, Due Date for Payment, Method of Payment, Amount of Payment.

5 その他参考となるべき事項 (注 7); Others (Note 7)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改正前

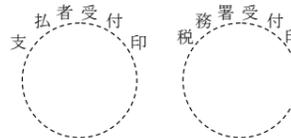
(306 租税条約に関する届出書 (所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 10 FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄) (For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income Not Expressly Mentioned in the Income Tax Convention

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。 See instructions on the reverse side.

適用; 有、無
番号確認 身元確認

税務署長殿

To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention
日本国ととの間の租税条約第条第項
The Income Tax Convention between Japan and, Article, para.

2 所得の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Income

Table for recipient details including full name, individual/corporate number, domicile, nationality, place of head office, and tax identification number.

3 所得の支払者に関する事項; Details of Payer of Income

Table for payer details including full name, domicile, individual/corporate number, and office address in Japan.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける所得で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Income received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

Table with 6 columns: Kind of Income, Description of contract, Date of Contract, Due Date for Payment, Method of Payment, Amount of Payment.

5 その他参考となるべき事項 (注 7); Others (Note 7)

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後

(325 租税条約に関する届出書 (所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

私は、この届出書の「4」に記載した所得が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 月 日

所得の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Income or his Agent _____

○ 代理人に関する事項：この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number) _____ 税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有Yes
"Attachment Form for
Limitation on Benefits
Article" attached 添付省略Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax
convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits
Article"

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第161条第1項第7号から第11号まで、第13号、第15号又は第16号に掲げる所得（租税条約に規定する配当、利子又は使用料に該当するものを除きます。）の支払を受ける者が、これらの所得に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、所得の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は、正本を、最初にその所得の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

5 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

6 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

7 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書の記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Income mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filling a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有Yes
"Attachment Form for
Limitation on Benefits
Article" attached 添付省略Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax
convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits
Article"

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Incomes provided in subparagraphs 7 through 11, 13, 15 and 16 of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act other than those defined as dividends, interest or royalties under the provisions of the Convention in claiming the relief from Japanese income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of the above Income.

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Income, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of such incomes is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

5 Applicable boxes must be checked.

6 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

7 Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 前

(306 租税条約に関する届出書 (所得税法第 161 条第 1 項第 7 号から第 11 号まで、第 13 号、第 15 号又は第 16 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

私は、この届出書の「4」に記載した所得が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 月 日

所得の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Income or his Agent _____

○ 代理人に関する事項：この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number) _____ 税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有Yes
"Attachment Form for
Limitation on Benefits
Article" attached 添付省略Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax
convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits
Article"

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第161条第1項第7号から第11号まで、第13号、第15号又は第16号に掲げる所得（租税条約に規定する配当、利子又は使用料に該当するものを除きます。）の支払を受ける者が、これらの所得に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、所得の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は、正本を、最初にその所得の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

5 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

6 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

7 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書の記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Income mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filling a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有Yes
"Attachment Form for
Limitation on Benefits
Article" attached 添付省略Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax
convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits
Article"

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Incomes provided in subparagraphs 7 through 11, 13, 15 and 16 of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Law other than those defined as dividends, interest or royalties under the provisions of the Convention in claiming the relief from Japanese income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of the above Income.

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Income, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of such incomes is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

5 Applicable blocks must be checked.

6 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

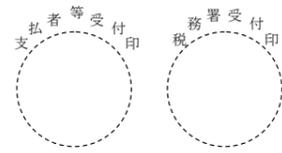
7 Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後 改 正 前

(326 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))

様式 11 FORM 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書 (税務署整理欄) (For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION
この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

通 信 日付印	・ ・
確認印	
還付金；有、無	
番号 確認	身元 確認

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

1 還付の請求をする者(所得の支払を受ける者)に関する事項;
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)

フリガナ Furigana 氏 名 又 は 名 称 (注5) Full name (Note 5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	

2 還付請求金額に関する事項;
Details of Refund

(1) 還付を請求する還付金の種類;(該当する下記の条項の□欄に✓印を付してください(注6)。)
Kind of Refund claimed; (Check applicable box below (Note 6).)

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第1項 Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article 15

第1号(Subparagraph 1)
 第3号(Subparagraph 3)
 第5号(Subparagraph 5)
 第7号(Subparagraph 7)

に掲げる還付金 Refund in accordance with the relevant subparagraph

(2) 還付を請求する金額;
Amount of Refund claimed

¥ 円

(3) 還付金の受領場所等に関する希望;(該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。)
Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座 番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
<input type="checkbox"/> 日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
<input type="checkbox"/> 日本国外の預金口座 a bank account outside Japan	支店住所(国名、都市名)Branch Address (Country ,City):			
<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank	—			
<input type="checkbox"/> 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)	—			

3 支払者に関する事項;
Details of Payer

氏 名 又 は 名 称 Full name	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	

4 源泉徴収義務者の証明事項;
Items to be certified by the withholding agent

(1) 所得の種類 Kind of Income	(2) 所得の支払期日 Due Date for Payment	(3) 所得の支払金額 Amount paid	(4)(3)の支払金額から源泉徴収した税額 Withholding Tax on (3)	(5)(4)の税額の納付年月日 Date of Payment of (4)	(6)租税条約を適用した場合に源泉徴収すべき税額 Tax Amount to be withheld under Tax Convention	(7)還付を受けるべき金額 Amount to be refunded ((4)-(6))
		円 yen	円 yen		円 yen	円 yen

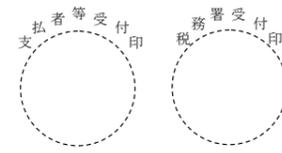
上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税及び復興特別所得税を徴収し、納付したことを証明します。
I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.

年 月 日 源泉徴収義務者
Date _____ Signature of withholding agent _____ 印

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

(307 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))

様式 11 FORM 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書 (税務署整理欄) (For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION
この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

通 信 日付印	・ ・
確認印	
還付金；有、無	
番号 確認	身元 確認

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

1 還付の請求をする者(所得の支払を受ける者)に関する事項;
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)

フリガナ Furigana 氏 名 又 は 名 称 (注5) Full name (Note 5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	

2 還付請求金額に関する事項;
Details of Refund

(1) 還付を請求する還付金の種類;(該当する下記の条項の□欄に✓印を付してください(注6)。)
Kind of Refund claimed; (Check applicable block below (Note 6).)

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第1項 Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article 15

第1号(Subparagraph 1)
 第3号(Subparagraph 3)
 第5号(Subparagraph 5)
 第7号(Subparagraph 7)

に掲げる還付金 Refund in accordance with the relevant subparagraph

(2) 還付を請求する金額;
Amount of Refund claimed

¥ 円

(3) 還付金の受領場所等に関する希望;(該当する下記の□欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。)
Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

受取希望場所 Receipt by transfer to:	銀行 Bank	支店 Branch	預金種類及び口座 番号又は記号番号 Type of account and account number	口座名義人 Name of account holder
<input type="checkbox"/> 日本国内の預金口座 a Japanese bank account				
<input type="checkbox"/> 日本国外の預金口座 a bank account outside Japan	支店住所(国名、都市名)Branch Address (Country ,City):			
<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行の貯金口座 an ordinary savings account at the Japan Post Bank	—			
<input type="checkbox"/> 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 the Japan Post Bank or the post office (receipt in person)	—			

3 支払者に関する事項;
Details of Payer

氏 名 又 は 名 称 Full name	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate Number	

4 源泉徴収義務者の証明事項;
Items to be certified by the withholding agent

(1) 所得の種類 Kind of Income	(2) 所得の支払期日 Due Date for Payment	(3) 所得の支払金額 Amount paid	(4)(3)の支払金額から源泉徴収した税額 Withholding Tax on (3)	(5)(4)の税額の納付年月日 Date of Payment of (4)	(6)租税条約を適用した場合に源泉徴収すべき税額 Tax Amount to be withheld under Tax Convention	(7)還付を受けるべき金額 Amount to be refunded ((4)-(6))
		円 yen	円 yen		円 yen	円 yen

上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税及び復興特別所得税を徴収し、納付したことを証明します。
I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.

年 月 日 源泉徴収義務者
Date _____ Signature of withholding agent _____ 印

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改正後

(326 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))

私は、日本国と_____との間の租税条約第_____条第_____項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により還付の請求をするとともに、この還付請求書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____年 _____月 _____日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered. Includes checkboxes for Tax Agent and Other Agent.

※ 「納税管理人」については、「租税条約に関する届出書」の裏面の説明を参照してください。

注意事項

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者(租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する利子等の支払の取扱者を含みます。以下同じです。)ごとに作成してください。
2 この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式(様式1~様式3、様式6~様式10及び様式19)による「租税条約に関する届出書」(その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含みます。)とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
4 この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状及び還付請求をする者(所得の支払を受ける者)のサイン証明書または印鑑証明書を、これらの翻訳文とともに添付してください。

還付請求書の記載について

- 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
6 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。
□第1号..... 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を2以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受けるため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
□第3号..... 第1号及び第5号以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
□第5号..... 特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
□第7号..... 租税条約の規定が遡及して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby claim the refund of tax withheld on the Income of 4 above to which subparagraph_____of paragraph_____of Article_____of Income Tax Convention between Japan and_____is applicable and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____年 _____月 _____日

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered. Includes checkboxes for Tax Agent and Other Agent.

※ “Tax Agent” is explained on the reverse side of the “Application Form for Income Tax Convention”.

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded(including Person in charge of handling payment of Interest or other payment who prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Act on Special Measures Concerning Taxation; the same applies below).
2 Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the “Application Form for Income Tax Convention” (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above (including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.
3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
4 The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent is an Agent other than a Tax Agent, a power of attorney and a guarantee of signature or seal-impression of the applicant (recipient of income) must be attached together with their Japanese translations.

Completion of the FORM

- 5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
6 The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:
□Subpara.1... For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” for the value.
□Subpara.3... For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” in cases other thanSubpara.1 and Subpara.5.
□Subpara.5... For the refund of tax which was withheld at the source from wages or remuneration with which designated insurance premiums were paid or from which said premiums are deducted.
□Subpara.7... For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

改正前

(307 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書(発行時に源泉徴収の対象となる割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))

私は、日本国と_____との間の租税条約第_____条第_____項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により還付の請求をするとともに、この還付請求書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____年 _____月 _____日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered. Includes checkboxes for Tax Agent and Other Agent.

※ 「納税管理人」については、「租税条約に関する届出書」の裏面の説明を参照してください。

注意事項

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者(租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する利子等の支払の取扱者を含みます。以下同じです。)ごとに作成してください。
2 この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式(様式1~様式3、様式6~様式10及び様式19)による「租税条約に関する届出書」(その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含みます。)とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
4 この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状及び還付請求をする者(所得の支払を受ける者)のサイン証明書または印鑑証明書を、これらの翻訳文とともに添付してください。

還付請求書の記載について

- 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
6 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。
□第1号..... 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を2以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受けるため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
□第3号..... 第1号及び第5号以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
□第5号..... 特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
□第7号..... 租税条約の規定が遡及して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby claim the refund of tax withheld on the Income of 4 above to which subparagraph_____of paragraph_____of Article_____of Income Tax Convention between Japan and_____is applicable and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____年 _____月 _____日

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered. Includes checkboxes for Tax Agent and Other Agent.

※ “Tax Agent” is explained on the reverse side of the “Application Form for Income Tax Convention”.

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded(including Person in charge of handling payment of Interest or other payment who prescribed in paragraph 1 of Article 9-3-2 of the Special Taxation Measures Law; the same applies below).
2 Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the “Application Form for Income Tax Convention” (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above(including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.
3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
4 The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent a Tax Agent, a power of attorney and a guarantee of signature or seal-impression of the applicant (recipient of income) must be attached together with their Japanese translations.

Completion of the FORM

- 5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
6 The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:
□Subpara.1... For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” for the value.
□Subpara.3... For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the “Application Form for Income Tax Convention” in cases other thanSubpara.1 and Subpara.5.
□Subpara.5... For the refund of tax which was withheld at the source from wages or remuneration with which designated insurance premiums were paid or from which said premiums are deducted.
□Subpara.7... For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

改 正 後

(327 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

様式 12
FORM

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の
対価に係る源泉徴収税額の還付請求書

(税務署整理欄)
For official use only

税務署受付印

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX
ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL
SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN
IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 還付の請求をする者(対価の支払を受ける者)に関する事項;
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Remuneration)

Table with 2 columns: Field Name (e.g., Full name, Domicile or residence, Nationality, Place of head office or main office, Date of opening business, Country where the recipient is taxable, Full name of Tax Agent, Domicile of Tax Agent, Name of Tax Office) and Value/Remarks (e.g., Telephone Number, Taxpayer Identification Number, Tax Office). Includes sections for Individual and Corporation cases.

3 還付請求金額に関する事項;
Details of the refund

(1) 還付を請求する金額;
Amount of Refund claimed ¥ [] 円

(2) 還付金の受領場所等に関する希望;(該当する下記の口欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。)
Options for receiving your refund;(Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

Table with 5 columns: Receipt by transfer to (Bank/Branch), Type of account and account number, Name of account holder, and checkboxes for Japanese bank account, bank account outside Japan, ordinary savings account at the Japan Post Bank, and receipt in person.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 前

(308 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

様式 12
FORM

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の
対価に係る源泉徴収税額の還付請求書

(税務署整理欄)
For official use only

税務署受付印

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX
ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL
SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN
IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 還付の請求をする者(対価の支払を受ける者)に関する事項;
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Remuneration)

Table with 2 columns: Field Name (e.g., Full name, Domicile or residence, Nationality, Place of head office or main office, Date of opening business, Country where the recipient is taxable, Full name of Tax Agent, Domicile of Tax Agent, Name of Tax Office) and Value/Remarks (e.g., Telephone Number, Taxpayer Identification Number, Tax Office). Includes sections for Individual and Corporation cases.

3 還付請求金額に関する事項;
Details of the refund

(1) 還付を請求する金額;
Amount of Refund claimed ¥ [] 円

(2) 還付金の受領場所等に関する希望;(該当する下記の口欄に✓印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。)
Options for receiving your refund;(Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

Table with 5 columns: Receipt by transfer to (Bank/Branch), Type of account and account number, Name of account holder, and checkboxes for Japanese bank account, bank account outside Japan, ordinary savings account at the Japan Post Bank, and receipt in person.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後 改 正 前

(327 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

4 還付を請求する税額の源泉徴収をした対価の支払者に関する事項;
Details of Payer of Remuneration who withheld the Income Tax to be refunded

氏 名 又 は 名 称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
日本国内にある事務所等 Office, etc. located in Japan	名 称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所 在 地 Address	（電話番号 Telephone Number）

5 上記「4」の支払者から支払を受ける免税対象の役務提供対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Remuneration received from the Payer of Remuneration to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

(1) 提 供 す る 役 務 の 概 要 Description of Services rendered		(2) 役 務 提 供 期 間 Period of Services rendered	
(3) 対 価 の 支 払 期 日 Due Date for Payment	(4) 対 価 の 支 払 方 法 Method of Payment	(5) 対 価 の 金 額 Amount of Remuneration	(6) (5)の対価から源泉徴収された税額 Amount of Withholding Tax on (5)
			円 yen

6 還付の請求をする者から報酬・給与又は対価の支払を受けるものに関する事項;
Details of Recipient of Remuneration or Salary paid by the Person claiming the refunded

氏 名 又 は 名 称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled		（電話番号 Telephone Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有 (Yes) , <input type="checkbox"/> 無 (No) If "Yes", explain:	名 称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所 在 地 Address	（電話番号 Telephone Number）

7 上記「6」の所得者に対して支払う報酬・給与又は対価に関する事項;
Details of Remuneration or Salary paid to Recipient mentioned in 6 above by the Person claiming the Refund

(1)提供する役務の概要 Description of Services exercised	(2)役務提供期間 Period of Services exercised	(3)報酬・給与又は対価の支払期日 Due Date for Payment	(4)報酬・給与又は対価の支払方法 Method of Payment	(5)報酬・給与又は対価の金額 Amount of Remuneration, etc.	(6)源泉徴収すべき税額 Amount of the Withholding Tax on (5)	(7)(6)のうち納付した税額 Amount of the Tax paid within (6)
					円 yen	円 yen

(8) 未納付の源泉徴収税額がある場合の納付に関する事項;
Details of Payment of the Unpaid Withholding Tax

A 未納付の源泉徴収税額を後日納付する予定のときは、右の納付予定年月日を記入してください。
If you pay the unpaid withholding tax later, fill out the date of payment.

納付予定年月日 the date of payment

B 未納付の源泉徴収税額にこの還付請求書による還付金を充てたいときは、次の欄に署名してください。
If you want to appropriate the refund for payment of such unpaid withholding tax, sign below.
私は、未納付の源泉徴収税額を納付せず、この還付請求書による還付金をその源泉徴収税額に充てたいと思いますので、申し上げます。
I will appropriate the refund for payment of the unpaid withholding tax, therefore hereby offer that.
還付の請求をする者又はその納税管理人の署名
Signature of the Applicant or his Tax Agent _____

8 還付の請求をする者が法人である場合の上記「6」の所得者（個人に限る。）との関係に関する事項;
Details of the Relation between the Corporation or other entity claiming the Refund and the Recipient (Individual) mentioned in 6 above

(1) 上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の支配関係がないことに関する参考事項;
Description of Facts that Corporation or other entity is not controlled directly by Recipient mentioned in 6 above

--

(2) 上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の株式の保有割合等;
The Percentage of the shares in such corporation or other entity, etc. owned by the Recipient mentioned in 6 above

当該法人その他の団体が日本国内で取得する所得のうち上記「6」の所得者の役務提供から生ずる割合 Percentage of the income derived by such corporation or other entity from services exercised by the Recipient mentioned in 6 above	当該法人その他の団体の総議決権のうち上記「6」の所得者が所有する割合 Percentage of the voting power of all classes of stock entitled to vote of such corporation or other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該法人その他の団体の株式の総価額のうち上記「6」の所得者が所有する割合 Percentage of the total value of all classes of stock of such corporation or other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該その他の団体の資産のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合 Percentage of an interest in the assets of such other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該その他の団体の所得のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合 Percentage of a right of the profits of such other entity owned by Recipient mentioned in 6 above
%	%	%	%	%

【次葉に続きます (Continue on the next sheet)】

(308 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

4 還付を請求する税額の源泉徴収をした対価の支払者に関する事項;
Details of Payer of Remuneration who withheld the Income Tax to be refunded

氏 名 又 は 名 称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有 (Yes) , <input type="checkbox"/> 無 (No) If "Yes", explain:	名 称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所 在 地 Address	（電話番号 Telephone Number）

5 上記「4」の支払者から支払を受ける免税対象の役務提供対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Remuneration received from the Payer of Remuneration to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

(1) 提 供 す る 役 務 の 概 要 Description of Services rendered		(2) 役 務 提 供 期 間 Period of Services rendered	
(3) 対 価 の 支 払 期 日 Due Date for Payment	(4) 対 価 の 支 払 方 法 Method of Payment	(5) 対 価 の 金 額 Amount of Remuneration	(6) (5)の対価から源泉徴収した税額 Amount of Withholding Tax on (5)
			円 yen

6 還付の請求をする者から報酬・給与又は対価の支払を受けるものに関する事項;
Details of Recipient of Remuneration or Salary paid by the Person claiming the refunded

氏 名 又 は 名 称 Full name		
住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地 Domicile (residence) or place of head office (main office)		（電話番号 Telephone Number）
事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled		（電話番号 Telephone Number）
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan	名 称 Name	（事業の内容 Details of Business）
	所 在 地 Address	（電話番号 Telephone Number）

7 上記「6」の所得者に対して支払う報酬・給与又は対価に関する事項;
Details of Remuneration or Salary paid to Recipient mentioned in 6 above by the Person claiming the Refund

(1)提供する役務の概要 Description of Services exercised	(2)役務提供期間 Period of Services exercised	(3)報酬・給与又は対価の支払期日 Due Date for Payment	(4)報酬・給与又は対価の支払方法 Method of Payment	(5)報酬・給与又は対価の金額 Amount of Remuneration, etc.	(6)源泉徴収すべき税額 Amount of the Withholding Tax on (5)	(7)(6)のうち納付した税額 Amount of the Tax paid within (6)
					円 yen	円 yen

(8) 未納付の源泉徴収税額がある場合の納付に関する事項;
Details of Payment of the Unpaid Withholding Tax

A 未納付の源泉徴収税額を後日納付する予定のときは、右の納付予定年月日を記入してください。
If you pay the unpaid withholding tax later, fill out the date of payment.

納付予定年月日 the date of payment

B 未納付の源泉徴収税額にこの還付請求書による還付金を充てたいときは、次の欄に署名してください。
If you want to appropriate the refund for payment of such unpaid withholding tax, sign below.
私は、未納付の源泉徴収税額を納付せず、この還付請求書による還付金をその源泉徴収税額に充てたいと思いますので、申し上げます。
I will appropriate the refund for payment of the unpaid withholding tax, therefore hereby offer that.
還付の請求をする者又はその納税管理人の署名
Signature of the Applicant or his Tax Agent _____

8 還付の請求をする者が法人である場合の上記「6」の所得者（個人に限る。）との関係に関する事項;
Details of the Relation between the Corporation or other entity claiming the Refund and the Recipient (Individual) mentioned in 6 above

(1) 上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の支配関係がないことに関する参考事項;
Description of Facts that Corporation or other entity is not controlled directly by Recipient mentioned in 6 above

--

(2) 上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の株式の保有割合等;
The Percentage of the shares in such corporation or other entity, etc. owned by the Recipient mentioned in 6 above

当該法人その他の団体が日本国内で取得する所得のうち上記「6」の所得者の役務提供から生ずる割合 Percentage of the income derived by such corporation or other entity from services exercised by the Recipient mentioned in 6 above	当該法人その他の団体の総議決権のうち上記「6」の所得者が所有する割合 Percentage of the voting power of all classes of stock entitled to vote of such corporation or other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該法人その他の団体の株式の総価額のうち上記「6」の所得者が所有する割合 Percentage of the total value of all classes of stock of such corporation or other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該その他の団体の資産のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合 Percentage of an interest in the assets of such other entity owned by Recipient mentioned in 6 above	当該その他の団体の所得のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合 Percentage of a right of the profits of such other entity owned by Recipient mentioned in 6 above
%	%	%	%	%

【次葉に続きます (Continue on the next sheet)】

改 正 後

(327 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

様式 12
FORM

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION”

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条第1項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
- この還付請求書は、還付請求をする税額の源泉徴収された対価の支払者ごとに作成してください。
- この還付請求書は、所得税法第212条第1項又は租税特別措置法第41条の22第1項及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第28条第1項の規定により徴収すべき所得税及び復興特別所得税を納付したことを証する書類（この還付請求書による還付金を充てたい旨の申し出を行う場合を除きます。）と還付請求書の「7」の欄に記載された事項を明らかにする契約書を添付して、還付請求書の「4」の欄に記載した対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。
なお、特典条項のある租税条約の規定に基づき免除を受ける場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」も添付してください。
- 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてののみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 請求書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。
- 還付請求書の「6」の欄に記載した者が日本国内での滞在日数が年間若しくは継続する12月の期間中183日又はそれより短い租税条約に定める一定の期間を超えない者（以下「短期滞在者」といいます。）で、その支払を受ける所得税法第161条第1項第12号イに掲げる報酬又は給与に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。
- 還付請求書の「6」の欄に記載した者が所得税法の規定に基づき所得税の源泉徴収税額が免除されている場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。
- この還付請求書による還付金を納税管理人が管理する請求者の預貯金口座への振込によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。
※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

【裏面に続きます】

改 正 前

(308 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

様式 12
FORM

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION”

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条第1項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
- この還付請求書は、還付請求をする税額の源泉徴収された対価の支払者ごとに作成してください。
- この還付請求書は、所得税法第212条第1項又は租税特別措置法第41条の22第1項及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第28条第1項の規定により徴収すべき所得税及び復興特別所得税を納付したことを証する書類（この還付請求書による還付金を充てたい旨の申し出を行う場合を除きます。）と還付請求書の「7」の欄に記載された事項を明らかにする契約書を添付して、還付請求書の「4」の欄に記載した対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。
なお、特典条項のある租税条約の規定に基づき免除を受ける場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」も添付してください。
- 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてののみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 請求書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。
- 還付請求書の「6」の欄に記載した者が日本国内での滞在日数が年間若しくは継続する12月の期間中183日又はそれより短い租税条約に定める一定の期間を超えない者（以下「短期滞在者」といいます。）で、その支払を受ける所得税法第161条第1項第12号イに掲げる報酬又は給与に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。
- 還付請求書の「6」の欄に記載した者が所得税法の規定に基づき所得税の源泉徴収税額が免除されている場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。
- この還付請求書による還付金を納税管理人が管理する請求者の預貯金口座への振込によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。
※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- This form is to be used by a Recipient of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman as prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.
- This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration who withheld the tax to be refunded.
- This form must be submitted to the District Director of Tax Office where the Payer mentioned in column 4 resides, together with documentary evidence of payment made under the provisions of paragraph 1 of Article 212 of the Income Tax Law or paragraph 1 of Article 41-22 of the Special Taxation Measures Law and the provisions of paragraph 1 of Article 28 of the Act on Special Measures concerning Securing Financial Resources Necessary for Implementing Measures for Reconstruction in Response to the Great East Japan Earthquake and the details of the contract mentioned in column 7 above. (If you indicate that you wish to allocate the refund for payment of unpaid withholding tax, the documentary evidence of payment need not be attached.) In the case that you apply for exemption under the provisions of income tax convention with Limitation on Benefits Article, attach “Attachment Form for Limitation on Benefits Article”(Form 17).
- In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.
In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as a taxable person in the Contracting State.
② “List of the Members of the Foreign Company (Form 16)”
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach “Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)”(including attachment) completed for each of the members described in ③.
- If the Recipient mentioned in column 6 is a Temporary Visitor* claiming exemption from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration or Salary as provided in subparagraph 12 (a) of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Law under the provisions of the Income Tax Convention, this form must be accompanied by documentary evidence to that effect.
* “Temporary Visitor” means a non-resident of Japan who stays in Japan for the period not exceeding the period prescribed in the Convention (183 days or less in a calendar year or in any consecutive twelve-month period).
- If Recipient mentioned in column 6 qualifies for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Law, this form must be accompanied by documentary evidence to that effect.
- An applicant who wishes to receive the refund through his own bank account managed by the Tax Agent must state this on this form.
※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of General Law for National Taxes.

【Continue on the reverse】

改

正

後

(327 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

還付請求書の記載について

- 8 請求書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 10 還付請求書の「6」の欄に記載する者が複数あるときは、「6」及び「7」に掲げる事項を記載した明細書をこの還付請求書に添付してください。
- 11 還付請求書の「9」の欄には、「2」、「5」及び「8」の各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

Completion of the FORM

- 8 Applicable boxes must be checked.
- 9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- 10 If Recipients mentioned in column 6 are plural, the specifications described the same details in columns 6 and 7 must be attached to this form.
- 11 Enter into column 9 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

この請求書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改

正

前

(308 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

還付請求書の記載について

- 8 請求書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。
- 9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 10 還付請求書の「6」の欄に記載する者が複数あるときは、「6」及び「7」に掲げる事項を記載した明細書をこの還付請求書に添付してください。
- 11 還付請求書の「9」の欄には、「2」、「5」及び「8」の各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

Completion of the FORM

- 8 Applicable blocks must be checked.
- 9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- 10 If Recipients mentioned in column 6 are plural, the specifications described the same details in columns 6 and 7 must be attached to this form.
- 11 Enter into column 9 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

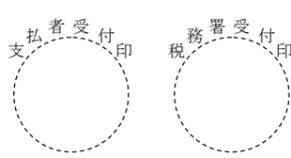
この請求書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後

(329 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

様式 14 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (税務署整理欄) (割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT BONDS WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用；有、無
番号確認

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国と...との間の租税条約第...条第...項 The Income Tax Convention between Japan and...Article...para...

2 還付の請求をする者 (償還差益の支払を受ける者) に関する事項; Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

Table with columns for Name, Individual Number, Domicile, Nationality, Place of head office, and Taxpayer Identification Number.

3 償還差益の支払者に関する事項; Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

Table with columns for Name, Place of head office, and Corporate Number.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

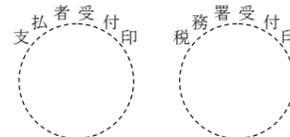
Table with 5 columns for tax details: Issue, Date of Maturity, Date of Acquisition, Total Amount of Face Value, Issue Price of Debentures, Total Issue Price Paid, Stated Redemption Price, Rate of Withholding tax, Ceiling Tax Rate, Amount of Tax Withheld, Holding Period, Ratio of Holding Period to Stated Life of Bonds, Amount of Tax to be Refunded.

5 その他参考となるべき事項 (注14) ; Others (Note 14)

改 正 前

(310 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

様式 14 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (税務署整理欄) (割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用；有、無
番号確認

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国と...との間の租税条約第...条第...項 The Income Tax Convention between Japan and...Article...para...

2 還付の請求をする者 (償還差益の支払を受ける者) に関する事項; Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

Table with columns for Name, Individual Number, Domicile, Nationality, Place of head office, and Taxpayer Identification Number.

3 償還差益の支払者に関する事項; Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

Table with columns for Name, Place of head office, and Corporate Number.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

Table with 5 columns for tax details: Issue, Date of Maturity, Date of Acquisition, Total Amount of Face Value, Issue Price of Debentures, Total Issue Price Paid, Stated Redemption Price, Rate of Withholding tax, Ceiling Tax Rate, Amount of Tax Withheld, Holding Period, Ratio of Holding Period to Stated Life of Debentures, Amount of Tax to be Refunded.

5 その他参考となるべき事項 (注13) ; Others (Note 13)

改 正 後

(329 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

6 当該割引債に関する証明書；Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売 渡 証 明 書
Certificate of Sale
上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引債を上記記載(銘柄・回号、取得年月日、額面金額の合計額)のとおり売り渡したことを証明します。
I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Issue, Date of Purchase, Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.

・売渡証明書欄に上記割引債を購入したことを証明する書面を貼付するか、又は購入先の証明を受けること。
Attach here a form which certifies the fact of the purchase above discount bonds, or get a certification of sale from the seller.

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が支払を受ける「4」の償還差益については、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

Table with 4 columns: Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable; Indirect Ownership; Ratio of Ownership; Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention.

私は、日本国と...との間の租税条約第...条第...項の規定の適用を受ける上記「4」の償還差益について源泉徴収された税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which subparagraph... of paragraph... of Article... of Income Tax Convention between Japan and is applicable and also hereby declare that the statement on this form and attachment form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Person claiming the Refund or his Agent

8 権限ある当局の証明(注15)
Certification of competent authority (Note 15)

私は、請求者が、日本国と...との間の租税条約第...条第...項に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and... Article..., para....

○ 代理人に関する事項；この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent；If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan; Full name; Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered; Domicile (Residence or location); Telephone Number; Tax Office.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached. □有Yes

改 正 前

(310 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

6 当該割引債に関する証明書；Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売 渡 証 明 書
Certificate of Sale
上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引債を上記記載(銘柄・回号、取得年月日、額面金額の合計額)のとおり売り渡したことを証明します。
I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Issue, Date of Purchase, Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)；

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の償還差益につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

Table with 4 columns: Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable; Indirect Ownership; Ratio of Ownership; Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention.

私は、日本国と...との間の租税条約第...条第...項の規定の適用を受ける上記「4」の償還差益について源泉徴収された税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which subparagraph... of paragraph... of Article... of Income Tax Convention between Japan and... is applicable and also hereby declare that the statement on this form and attachment form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent

8 権限ある当局の証明(注14)
Certification of competent authority (Note 14)

私は、請求者が、日本国と...との間の租税条約第...条第...項に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and... Article..., para....

○ 代理人に関する事項；この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent；If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan; Full name; Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered; Domicile (Residence or location); Telephone Number; Tax Office.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合；
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached. □有Yes

改 正 後

(329 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

様式 14
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT BONDS WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)"

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書は、還付を請求する税額に係る償還金の支払者ごとに作成してください。
2 この還付請求書は、割引国債以外の割引債の償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてののみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

還付請求書の記載について

- 5 還付請求書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
6 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
7 ④欄の取得年月日は債券の受渡日を記載します。
8 ⑥欄には、売却期間中に購入したものは売却価額を、売却最終日以後購入したものは売却最終日価額を記載します。また、乗換により購入した債券は、売却最終日価額を記載し、更に余白部に(乗換)と表示します。
9 ⑦欄の売却価額の合計額は、次の算式により計算した金額を記載します。
⑥ × (⑤ / 1万円)
10 ⑩欄の源泉徴収税額は、次の算式により計算した金額を記載します。
(⑤ - ⑦) × (⑨ / (100 - ⑨))
11 ⑫欄の所有期間の月数は、取得の日から償還の日までの月数(買入消却の場合には、取得の日から買入消却の日までの月数。1月未満の端数は1月とします。)を記載します。
12 ⑬欄の所有期間の割合は、⑭欄の所有期間の月数に応じ次により記載します。
1月...0.084 5月...0.417 9月...0.75
2月...0.167 6月...0.5 10月...0.834
3月...0.25 7月...0.584 11月...0.917
4月...0.334 8月...0.667 12月...1
なお、発行の日から償還の日までの月数(買入消却の場合には、発行の日から買入消却の日までの月数。1月未満の端数はこれを切り捨てます。)が12月以外である場合には、その月数のうちに所有期間の月数の占める割合を上記に準じて記載します。

【裏面に続きます】

改 正 前

(310 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

様式 14
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES WHICH ARE SUBJECT TO WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)"

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書は、還付を請求する税額に係る償還金の支払者ごとに作成してください。
2 この還付請求書は、償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてののみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

還付請求書の記載について

- 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
6 ④欄の取得年月日は債券の受渡日を記載します。
7 ⑥欄には、売却期間中に購入したものは売却価額を、売却最終日以後購入したものは売却最終日価額を記載します。また、乗換により購入した債券は、売却最終日価額を記載し、更に余白部に(乗換)と表示します。
8 ⑦欄の売却価額の合計額は、次の算式により計算した金額を記載します。
⑥ × (⑤ / 1万円)
9 ⑩欄の源泉徴収税額は、次の算式により計算した金額を記載します。
(⑤ - ⑦) × (⑨ / (100 - ⑨))
10 ⑫欄の所有期間の月数は、所得の日から償還の日までの月数(1月未満の端数は1月とする。)を記載します。
11 ⑬欄の所有期間の割合は、⑭欄の所有期間の月数に応じ次により記載します。
1ヵ月...0.084 5ヵ月...0.417 9ヵ月...0.75
2ヵ月...0.167 6ヵ月...0.5 10ヵ月...0.834
3ヵ月...0.25 7ヵ月...0.584 11ヵ月...0.917
4ヵ月...0.334 8ヵ月...0.667 12ヵ月...1
なお、繰上償還又は買入消却の場合には、上記に準じて算出した割合を記載します。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form must be prepared separately for each Payer of redemption of securities who withheld the tax to be refunded.
2 Submit this form in duplicate to the Payer of redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the item in 4 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.
3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) completed for each of the members described in ③.

Completion of the FORM

- 5 Applicable boxes must be checked.
6 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
7 Date of Acquisition means the date of purchase.
8 ⑥shall mean issuing price if purchased within offering period, and if purchased on or after the last days of the offering period, it shall mean the issuing price on the last day of the offering period.
9 ⑦shall be calculated by the following formula ;
⑥ × (⑤ / 10,000yen)
10 ⑩shall be calculated by the following formula ;
(⑤ - ⑦) × (⑨ / (100 - ⑨))
11 Holding Period shall be the number of complete months such bonds have been held plus one month if held for any additional days.
12 Corresponding ratios below shall be used for the purpose of⑬.
1M...0.084 5M...0.417 9 M...0.75
2M...0.167 6M...0.5 10M...0.834
3M...0.25 7M...0.584 11M...0.917
4M...0.334 8M...0.667 12M...1
The above ratios shall be adjusted according to the redemption period. In case of repurchase, these ratios shall be adjusted according to the life of the repurchased bond.

【Continue on the reverse】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form must be prepared separately for each Payer of profit from redemption of securities who withheld the tax to be refunded.
2 Submit this form in duplicate to the Payer of profit from redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the item in 4 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.
3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) completed for each of the members described in ③.

Completion of the FORM

- 5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
6 Date of Acquisition means the date of purchase.
7 ⑥shall mean issuing price if purchased within offering period, and if purchased on or after the last days of the offering period, it shall mean the issuing price on the last day of the offering period.
8 ⑦shall be calculated by the following formula ;
⑥ × (⑤ / 10,000yen)
9 ⑩shall be calculated by the following formula ;
(⑤ - ⑦) × (⑨ / (100 - ⑨))
10 Holding Period shall be the number of complete months such debentures have been held plus one month if held for any additional days.
11 Corresponding ratios below shall be used for the purpose of⑬.
1M...0.084 5M...0.417 9 M...0.75
2M...0.167 6M...0.5 10M...0.834
3M...0.25 7M...0.584 11M...0.917
4M...0.334 8M...0.667 12M...1
In case of early redemption or repurchase, the above ratios shall be adjusted according to the life of the redeemed or repurchased debenture.

【Continue on the reverse】

改 正 後 改 正 前

(329 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

13 ⑬欄の還付請求金額は、その償還が償還期限後であるか、又は償還期限前であるかに応じ、次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{期限後償還の場合 } ⑪ \times ⑬ - [(⑤ - ⑦) \times \frac{⑩}{100 - ⑨}] \times ⑬$$

$$\text{繰上償還・買入消却の場合 } [⑪ - (⑤ - ⑧) \times \frac{⑨}{100}] \times ⑬$$

$$- [(⑤ - ⑦) \times \frac{⑩}{100 - ⑨}] - [(⑤ - ⑧) \times \frac{⑩}{100}] \times ⑬$$

14 還付請求書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

15 支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(平成16年7月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限り。また、注意事項16の場合を除きます。)

16 注意事項15の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。

なお、償還金の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限り。提示し、還付請求書の「2」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき(還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限り。))は、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「5」の欄に①確認をした旨(例:請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

13 ⑬shall be calculated by the following formula ;

• when stated redemption price was received on or after the date of maturity ;

$$⑪ \times ⑬ - [(⑤ - ⑦) \times \frac{⑩}{100 - ⑨}] \times ⑬$$

• when redeemed or repurchased prior to maturity ;

$$[⑪ - (⑤ - ⑧) \times \frac{⑨}{100}] \times ⑬$$

$$- [(⑤ - ⑦) \times \frac{⑩}{100 - ⑨}] - [(⑤ - ⑧) \times \frac{⑩}{100}] \times ⑬$$

14 Enter into line 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 4.

15 If the profit from redemption of securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004, and except for cases described in Note 16).

16 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 15, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.

In the case that the recipient of the redemption of securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the redemption of securities, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.

In this case, the payer of the redemption of securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant."); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date of the showing.

(310 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書(割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用))

12 ⑬欄の還付請求金額は、その償還が償還期限後であるか、又は償還期限前であるかに応じ、次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{期限後償還の場合 } ⑪ \times ⑬ - [(⑤ - ⑦) \times \frac{⑩}{100 - ⑨}] \times ⑬$$

$$\text{繰上償還・買入消却の場合 } [⑪ - (⑤ - ⑧) \times \frac{⑨}{100}] \times ⑬$$

$$- [(⑤ - ⑦) \times \frac{⑩}{100 - ⑨}] - [(⑤ - ⑧) \times \frac{⑩}{100}] \times ⑬$$

13 還付請求書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

14 支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(平成16年7月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限り。また、注意事項15の場合を除きます。)

15 注意事項14の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。

なお、償還金の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限り。提示し、還付請求書の「2」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき(還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限り。))は、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「5」の欄に①確認をした旨(例:請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

12 ⑬shall be calculated by the following formula ;

• when stated redemption price was received on or after the date of maturity ;

$$⑪ \times ⑬ - [(⑤ - ⑦) \times \frac{⑩}{100 - ⑨}] \times ⑬$$

• when redeemed or repurchased prior to maturity ;

$$[⑪ - (⑤ - ⑧) \times \frac{⑨}{100}] \times ⑬$$

$$- [(⑤ - ⑦) \times \frac{⑩}{100 - ⑨}] - [(⑤ - ⑧) \times \frac{⑩}{100}] \times ⑬$$

13 Enter into line 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 4.

14 If the profit from redemption of securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004, and except for cases described in Note 15).

15 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 14, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.

In the case that the recipient of the profit from redemption of securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the profit from redemption of securities, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.

In this case, the payer of the profit from redemption of securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, hereby confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant."); ② the name and affiliation of the individual who making the confirmation; ③ the date that certification is shown; and ④ the date of issue of residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date of the showing.

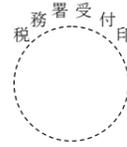
改正後 改正前

(330) 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)

(311) 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)

様式 15 FORM 租税条約に関する届出書 (税務署整理欄)

様式 15 FORM 租税条約に関する届出書 (税務署整理欄)



APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除 Relief from Japanese Income Tax or Corporation Tax for Japanese Source Income to report

申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除 Relief from Japanese Income Tax or Corporation Tax for Japanese Source Income to report

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

前回提出年月日：(注6) 年 月 日 Date of Previous Submission (Note 6)

前回提出年月日：(注6) 年 月 日 Date of Previous Submission (Note 6)

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国と... 間の租税条約第...条第...項... Exemption

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国と... 間の租税条約第...条第...項... Exemption

- 2 申告対象国内源泉所得を有する者に関する事項; Details of Recipient of Japanese Source Income to Report

- 2 申告対象国内源泉所得を有する者に関する事項; Details of Recipient of Japanese Source Income to Report

Table with recipient details: Full name, Individual Number or Corporate Number, Domicile or residence, Nationality, Place of head office or main office, Place where the Corporation was established or organized, Place where the business is managed and controlled, Country where the recipient is taxable as resident on the income, and the place where he is to pay tax, Description of business in Japan, if any, Place where he is to pay tax in Japan, if tax return is filed in Japan.

Table with recipient details: Full name, Individual Number or Corporate Number, Domicile or residence, Nationality, Place of head office or main office, Place where the Corporation was established or organized, Place where the business is managed and controlled, Country where the recipient is taxable as resident on the income, and the place where he is to pay tax, Description of business in Japan, if any, Place where he is to pay tax in Japan, if tax return is filed in Japan.

- 3 申告対象国内源泉所得のうち「1」の租税条約の規定の適用を受けるもの(条約適用所得)に関する事項(注10); Details of Japanese Source Income to report to which the Convention mentioned in 1 above is applicable(Applicable Income)(Note10)

- 3 申告対象国内源泉所得のうち「1」の租税条約の規定の適用を受けるもの(条約適用所得)に関する事項(注10); Details of Japanese Source Income to report to which the Convention mentioned in 1 above is applicable(Applicable Income)(Note10)

Table for applicable income details: Type and Description of applicable Income, Japanese Source Income prescribed in Subparagraph... of Paragraph 1 of Article... of Tax Act.

Table for applicable income details: Type and Description of applicable Income, Japanese Source Income prescribed in Subparagraph... of Article... of Tax Law.

- 4 「1」の租税条約の規定の適用を受ける条約適用所得の支払者に関する事項(注11); Details of Payer of Applicable Income to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note11)

- 4 「1」の租税条約の規定の適用を受ける条約適用所得の支払者に関する事項(注11); Details of Payer of Applicable Income to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note11)

Table for payer details: Type of Income, Full name, Domicile (residence) or place of head office (main office), Telephone Number.

Table for payer details: Type of Income, Full name, Domicile (residence) or place of head office (main office), Telephone Number.

- 5 その他参考となるべき事項(注12); Others (Note12)

- 5 その他参考となるべき事項(注12); Others (Note12)

改 正 後

(330 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

6 「2」の外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分に対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項 (注13);
 Details of Members of Foreign Company etc. If the Convention mentioned in 1 above is applicable to Part of Income treated as Income of Members of Foreign Company mentioned in 2 above (Note 13)

(1) 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項 (注14);
 Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 14)
 (_____ : _____ 第 _____ 条第 _____ 項)
 (_____ : _____ , Article _____ , para. _____)

(2) 外国法人の株主等である者の各人別の申告対象株主等所得の金額に関する事項 (注15);
 Amount of Japanese Source Income to report of respective Members (Note 15)

外国法人の株主等の氏名又は名称 Full Name of Member of Foreign Company	申告対象株主等所得の金額 (a) Amount of Japanese Source Income to report	軽減又は免除を受ける金額 (b) Amount applicable to the Relief of Convention	差引金額 (a)-(b) Balance
	(%)		_____
	(%)		_____
	(%)		_____
「1」の租税条約の規定の適用を受けない申告対象株主等所得に係る外国法人の株主等 Amount not applicable to the Relief of Convention mentioned in 1 above	(%)	_____	
合 計 Total	(100.0%)		

7 「2」の非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われるものに対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項 (注16);
 Details of Entity, etc., if the Convention mentioned in 1 above is applicable to Income treated as Income of the Entity of which Non-resident or Foreign Corporation mentioned in 2 above is a Member (Note 16)

(1) 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項 (注17);
 Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 17)
 (_____ : _____ 第 _____ 条第 _____ 項)
 (_____ : _____ , Article _____ , para. _____)

(2) 相手国団体に関する事項;
 Entity in the other contracting country

団 体 の 名 称 Name of entity	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
設立又は組織された場所 Place where entity was established or organized	
事業が管理・支配されている場所 Place where business is managed and controlled	(電話番号 Telephone Number)
申告対象相手国団体所得の金額 Amount of income of the entity to report	

私は、この届出書の「3」に記載した申告対象国内源泉所得(「6」の②に記載した申告対象株主等所得又は「7」の②に記載した申告対象相手国団体所得)が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above are applicable to the Japanese source income to report mentioned in 3 above (Japanese source income of members to report in 6(2) above or Japanese source income of entity to report in 7(2) above). I also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年 月 日
 Date _____

申告対象国内源泉所得を有する者の署名
 Signature of the Recipient of Japanese Source Income to report _____
 代理人に関する事項; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location) (電話番号 Telephone Number)	税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改 正 前

(311 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

6 「2」の外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分に対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項 (注13);
 Details of Members of Foreign Company etc. If the Convention mentioned in 1 above is applicable to Part of Income treated as Income of Members of Foreign Company mentioned in 2 above (Note 13)

(1) 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項 (注14);
 Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 14)
 (_____ : _____ 第 _____ 条第 _____ 項)
 (_____ : _____ , Article _____ , para. _____)

(2) 外国法人の株主等である者の各人別の申告対象株主等所得の金額に関する事項 (注15);
 Amount of Japanese Source Income to report of respective Members (Note 15)

外国法人の株主等の氏名又は名称 Full Name of Member of Foreign Company	申告対象株主等所得の金額 (a) Amount of Japanese Source Income to report	軽減又は免除を受ける金額 (b) Amount applicable to the Relief of Convention	差引金額 (a)-(b) Balance
	(%)		_____
	(%)		_____
	(%)		_____
「1」の租税条約の規定の適用を受けない申告対象株主等所得に係る外国法人の株主等 Amount not applicable to the Relief of Convention mentioned in 1 above	(%)	_____	
合 計 Total	(100.0%)		

7 「2」の非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われる部分に対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項 (注16);
 Details of Entity etc., if the Convention mentioned in 1 above is applicable to Part of Income treated as Income of the Entity of which Non-resident or Foreign Corporation mentioned in 2 above is a Member (Note 16)

(1) 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項 (注17);
 Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 17)
 (_____ : _____ 第 _____ 条第 _____ 項)
 (_____ : _____ , Article _____ , para. _____)

(2) 相手国団体に関する事項;
 Entity in the other contracting country

団 体 の 名 称 Name of entity	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
設立又は組織された場所 Place where entity was established or organized	
事業が管理・支配されている場所 Place where business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
申告対象相手国団体所得の金額 Amount of income of the entity to report	

私は、この届出書の「3」に記載した申告対象国内源泉所得(「6」の②に記載した申告対象株主等所得又は「7」の②に記載した申告対象相手国団体所得)が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above are applicable to the Japanese source income to report mentioned in 3 above (Japanese source income of members to report in 6(2) above or Japanese source income of entity to report in 7(2) above). I also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年 月 日
 Date _____

申告対象国内源泉所得を有する者の署名
 Signature of the Recipient of Japanese Source Income to report _____
 代理人に関する事項; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location) (電話番号 Telephone Number)	税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

改 正 後

(330 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

様 式 15

FORM

「租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX OR CORPORATION TAX FOR JAPANESE SOURCE INCOME TO REPORT"

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第 161 条第 1 項 (旧所得税法第 161 条) 又は法人税法第 138 条第 1 項 (旧法人税法第 138 条) に規定する国内源泉所得のうち、所得税法第 165 条又は法人税法第 142 条若しくは法人税法第 142 条の 10 の規定の適用を受けるもの (申告対象国内源泉所得) に対する所得税又は法人税につき、特典条項のある租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、租税条約の規定の適用を受けようとする年又は事業年度ごとに作成してください。
3 この届出書には、「特典条項に関する付表 (様式 17)」を添付してください。

4 この届出書は、所得税確定申告書又は法人税確定申告書若しくは法人税中間申告書 (法人税法第 72 条第 1 項各号に掲げる事項を記載したものに限ります。) に添付してください。
個人は、その年の前年以前 2 年内のいずれかの年分の所得税につき、この届出書の添付がある所得税確定申告書を提出し、その後において連続して所得税確定申告書を提出している場合には、この届出書の添付を省略することができます (ただし、届出書の記載事項に異動がある場合を除きます。)

法人 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 9 条の 2 第 5 項に掲げる認定適格者等 (以下、「認定適格者等」といいます。)) を除きます。) は、その事業年度開始の前日 2 年以内に開始した各事業年度のうちのいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書の添付がある法人税確定申告書又は法人税中間申告書を提出している場合には、この届出書の添付を省略することができます (ただし、届出書の記載事項に異動がある場合を除きます。)

5 個人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する所得税につき租税条約の規定に基づき免除を受けることにより、所得税確定申告書を提出しないこととなる場合には、この届出書を、その年の翌年 3 月 15 日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。
その年の前年以前 2 年内のいずれかの年分の所得税につき、この届出書を提出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます (ただし、付表の記載事項に異動がある場合を除きます。)

6 法人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する法人税につき租税条約の規定に基づき免除を受けることにより、法人税確定申告書を提出しないこととなる場合には、この届出書を、その事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、法人税の納税地の所轄税務署長に提出してください。
その事業年度開始の前日 2 年以内に開始した各事業年度のうちのいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書を提出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます (ただし、認定適格者及び付表の記載事項に異動がある場合を除きます。)

7 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

8 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

10 届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受けようとする国内源泉所得 (条約適用所得) について、所得税法第 161 条第 1 項 (旧所得税法第 161 条) 又は法人税法第 138 条第 1 項 (旧法人税法第 138 条) の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧内に簡記してください。

11 所得の支払者が 3 名を超える場合には、適宜の様式に記載し添付してください。
また、支払者が多数に上り、各支払者について氏名及び住所等を記載することが困難な場合には、その事情及び当該事項に代わるべき事項の詳細を、適宜の様式に記載し添付してください。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used to apply for reduction of or exemption from Japanese Income Tax or Japanese Corporation Tax in accordance with the provisions of the income tax convention with limitation on benefits article regarding Japanese source income stipulated in Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act (Paragraph 1 of Article 161 of the former Income Tax Act) or Paragraph 1 of Article 138 of the Corporation Tax Act (Paragraph 1 of Article 138 of the former Corporation Tax Act) to which Article 165 of the Income Tax Act, Article 142 of the Corporation Tax Act or Article 142-10 of the Corporation Tax Act is applicable (Japanese source income to report).

2 A separate form must be prepared for each taxable year for which application of convention is sought.
3 Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" (Form17) to this form.

4 This form must be attached to the final income tax return, final corporation tax return or interim corporation tax return (limited to one with information required by subparagraphs of paragraph 1 of Article 72 of Corporation Tax Act).

If an individual filed a final income tax return with this form for any of the 2 years preceding the applicable year and if income tax return was filed continuously for subsequent years, this form need not be attached to the final tax return for the applicable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).

If a corporation (excluding specific qualified person prescribed in paragraph 5 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions (hereinafter referred to as "Specific Qualified Person")) filed a final corporation tax return or interim corporation tax return with this form for any of the taxable years starting within the 2-year-period preceding to the beginning of the applicable taxable year, this form need not be attached to the final tax return for the applicable taxable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).

5 In case an individual will not file final individual income tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the individual would pay tax by March 15 of the year following the applicable year.

If this form was filed regarding individual income tax for either of the 2 years preceding the applicable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases when there has been change in information provided in the attachment)

6 In case a corporation will not file final corporation tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the corporation would pay tax within two months from the day following the end of the applicable taxable year.

If this form was filed regarding corporation tax for any of the taxable years beginning within the 2-year-period preceding the beginning of the applicable taxable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases of Specific Qualified Person, and when there has been change in information provided in the attachment.)

7 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the form

8 Applicable boxes must be checked.

9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10 For Japanese source income to which the application of convention mentioned in 1 is sought, enter the number of the applicable subparagraph of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act (Paragraph 1 of Article 161 of the former Income Tax Act) or Paragraph 1 of Article 138 of the Corporation Tax Act (Paragraph 1 of Article 138 of the former Corporation Tax Act), and provide a description of income in brackets.

11 If the number of payers of income is more than three, use a separate sheet.
If payers are too numerous to provide all names and domiciles, explain the situation on a separate sheet such situation and provide appropriate details to substitute for such information.

【Continue on the reverse】

改 正 前

(311 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

様 式 15

FORM

「租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX OR CORPORATION TAX FOR JAPANESE SOURCE INCOME TO REPORT"

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第 161 条第 1 項 (旧所得税法第 161 条) 又は法人税法第 138 条第 1 項 (旧法人税法第 138 条) に規定する国内源泉所得のうち、所得税法第 165 条又は法人税法第 142 条若しくは法人税法第 142 条の 10 の規定の適用を受けるもの (申告対象国内源泉所得) に対する所得税又は法人税につき、特典条項のある租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、租税条約の規定の適用を受けようとする年又は事業年度ごとに作成してください。
3 この届出書には、「特典条項に関する付表 (様式 17)」を添付してください。

4 この届出書は、所得税確定申告書又は法人税確定申告書若しくは法人税中間申告書 (法人税法第 72 条第 1 項各号に掲げる事項を記載したものに限ります。) に添付してください。

個人は、その年の前年以前 2 年内のいずれかの年分の所得税につき、この届出書の添付がある所得税確定申告書を提出し、その後において連続して所得税確定申告書を提出している場合には、この届出書の添付を省略することができます (ただし、届出書の記載事項に異動がある場合を除きます。)

法人 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 9 条の 2 第 5 項に掲げる認定適格者等 (以下、「認定適格者等」といいます。)) を除きます。) は、その事業年度開始の前日 2 年以内に開始した各事業年度のうちのいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書の添付がある法人税確定申告書又は法人税中間申告書を提出している場合には、この届出書の添付を省略することができます (ただし、届出書の記載事項に異動がある場合を除きます。)

5 個人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する所得税につき租税条約の規定に基づき免除を受けることにより、所得税確定申告書を提出しないこととなる場合には、この届出書を、その年の翌年 3 月 15 日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。
その年の前年以前 2 年内のいずれかの年分の所得税につき、この届出書を提出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます (ただし、付表の記載事項に異動がある場合を除きます。)

6 法人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する法人税につき租税条約の規定に基づき免除を受けることにより、法人税確定申告書を提出しないこととなる場合には、この届出書を、その事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、法人税の納税地の所轄税務署長に提出してください。
その事業年度開始の前日 2 年以内に開始した各事業年度のうちのいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書を提出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます (ただし、認定適格者及び付表の記載事項に異動がある場合を除きます。)

7 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

8 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません

10 届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受けようとする国内源泉所得 (条約適用所得) について、所得税法第 161 条第 1 項 (旧所得税法第 161 条) 又は法人税法第 138 条第 1 項 (旧法人税法第 138 条) の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧内に簡記してください。

11 所得の支払者が 3 名を超える場合には、適宜の様式に記載し添付してください。
また、支払者が多数に上り、各支払者について氏名及び住所等を記載することが困難な場合には、その事情及び当該事項に代わるべき事項の詳細を、適宜の様式に記載し添付してください。

【裏面に続きます】

Submission of the FORM

1 This form is to be used to apply for reduction of or exemption from Japanese Income Tax or Japanese Corporation Tax in accordance with the provisions of the income tax convention with limitation on benefits article regarding Japanese source income stipulated in Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Law (Paragraph 1 of Article 161 of the former Income Tax Law) or Paragraph 1 of Article 138 of the Corporation Tax Law (Paragraph 1 of Article 138 of the former Corporation Tax Law) to which Article 165 of the Income Tax Law, Article 142 of the Corporation Tax Law or Article 142-10 of the Corporation Tax Law is applicable (Japanese source income to report).

2 A separate form must be prepared for each taxable year for which application of convention is sought.
3 Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" (Form17) to this form.

4 This form must be attached to the final income tax return, final corporation tax return or interim corporation tax return (limited to one with information required by subparagraphs of paragraph 1 of Article 72 of Corporation Tax Law).

If an individual filed a final income tax return with this form for any of the 2 years preceding the applicable year and if income tax return was filed continuously for subsequent years, this form need not be attached to the final tax return for the applicable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).

If a corporation (excluding specific qualified person prescribed in paragraph 5 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions (hereinafter referred to as "Specific Qualified Person")) filed a final corporation tax return or interim corporation tax return with this form for any of the taxable years starting within the 2-year-period preceding to the beginning of the applicable taxable year, this form need not be attached to the final tax return for the applicable taxable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).

5 In case an individual will not file final individual income tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the individual would pay tax by March 15 of the year following the applicable year.

If this form was filed regarding individual income tax for either of the 2 years preceding the applicable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases when there has been change in information provided in the attachment)

6 In case a corporation will not file final corporation tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the corporation would pay tax within two months from the day following the end of the applicable taxable year.

If this form was filed regarding corporation tax for any of the taxable years beginning within the 2-year-period preceding the beginning of the applicable taxable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases of Specific Qualified Person, and when there has been change in information provided in the attachment.)

7 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the form

8 Applicable boxes must be checked.

9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10 For Japanese source income to which the application of convention mentioned in 1 is sought, enter the number of the applicable subparagraph of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Law (Paragraph 1 of Article 161 of the former Income Tax Law) or Paragraph 1 of Article 138 of the Corporation Tax Law (Paragraph 1 of Article 138 of the former Corporation Tax Law), and provide a description of income in brackets.

11 If the number of payers of income is more than three, use a separate sheet.
If payers are too numerous to provide all names and domiciles, explain the situation on a separate sheet such situation and provide appropriate details to substitute for such information.

【Continue on the reverse】

改 正 後 改 正 前

(330) 租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）

12 届出書の「5」の欄には、届出書の「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める届出書の「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
恒久的施設の範囲につき、届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受ける場合には、その旨及びその恒久的施設の概要（在庫保管代理人、注文取得代理人、建設工事、建設工事監督など）を記載してください。
日本国内に恒久的施設を有する個人が、所得税法第161条第1項第12号(旧所得税法第161条8号)に規定する国内源泉所得につき、届出書の「1」の租税条約の規定（短期滞在者免稅、芸能人免稅、教授等免稅）の適用を受ける場合には、その旨及び在留資格、入出国年月日などを記載してください。

13 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得のうち、届出書の「1」の租税条約の相手国においてその法令に基づき外国法人の株主等である者の所得として取り扱われるもの（申告対象株主等所得）に対する法人税につき、届出書の「1」の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合に記載します。
その場合には、次の書類を添付してください。
① 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において外国法人の株主等である者の所得として取り扱われていることを明らかにする書類（その書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。）
② 「外国法人の株主等の名簿（様式16）」（全ての株主等である者について記載してください。）
③ 届出書の「1」の租税条約の規定の適用に係る株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
なお、この場合、「特典条項に関する付表（様式17）」は、③の株主等である者のものを添付してください。

14 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる根拠となっている相手国の法令の条項を記載してください。

15 届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受ける申告対象株主等所得（条約適用株主等所得）に係る外国法人の株主等が3名を超える場合には、各事項を適宜の様式に記載し添付してください。

16 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得のうち、届出書の「1」の租税条約の相手国においてその法令に基づき非居住者又は外国法人が構成員となっている団体（相手国団体）の所得として取り扱われるもの（申告対象相手国団体所得）に対する所得税又は法人税につき、届出書の「1」の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合に記載します。
その場合には、次の書類を添付してください。
① 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われていることを明らかにする書類（その書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。）
② 届出書の「2」の非居住者又は外国法人が届出書の「1」の租税条約の規定の適用に係る相手国団体の構成員であることを明らかにする書類
なお、この場合、「特典条項に関する付表（様式17）」は、②の相手国団体のものを添付してください。

17 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われる根拠となっている相手国の法令の条項を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

12 Enter in line 5 detailed explanation as to the conditions stipulated in the convention for the application of the convention mentioned in 1, along with information entered in column 2 through 4.
If the application of convention mentioned in 1 is sought for the scope of permanent establishment, enter such intention and description of the permanent establishment (e.g., person who maintains a stock of merchandise, person who habitually deals with orders for contracts, construction project and supervision of construction project).
If the application of convention mentioned in 1 is sought for the Japanese source income prescribed in subparagraph 12 of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Act or subparagraph 8 of Paragraph 1 of Article 161 of the former Income Tax Act (exemption for short-term visitor, exemption for entertainer and exemption for professor, etc.), enter such intention and other relevant information such as, resident status and the date of entry into or exit from Japan.

13 Fill in this section, if you are applying for reduction of or exemption from the Japanese Corporation Tax under the provisions of the convention mentioned in 1 regarding Japanese source income to report of the foreign company mentioned in 2, which is treated as income of the members of the foreign company under the provisions of the laws in the other contracting country of the convention (Members' income to report)
In this case, attach following documents to this form.
① Documents (including Japanese translation, if the documents are written in foreign language,) showing that the Japanese source income to report of the foreign company mentioned in 2 is treated as income of the members of the foreign company in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the members regarding the application of the convention mentioned in 1 are members of the foreign corporation.
Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" for members described in ③.

14 Enter the number of provision of the law of the other contracting country of the convention mentioned in 1 under which the Japanese source income of the foreign company is treated as income of the members of the foreign company in the other contracting country.

15 Regarding the members' income to report to which the convention mentioned in 1 is applicable (Applicable members' income to report), if there are more than three members of the foreign company, provide the information in a separate sheet.

16 Fill in this section if you are applying for reduction of or exemption from the Japanese Income or Corporation Tax under the provisions of the convention mentioned in 1 regarding Japanese source income to report of non resident or foreign corporation, which is treated as income of the entity of which the non resident or the foreign corporation is a member under the provision of the laws in the other contracting country of the convention mentioned in 1 (Entity's income to report).
In this case, attach the following documents to this form.
① Documents (including Japanese translation, if the documents are written in foreign language) showing that the Japanese source income of non-resident or foreign corporation mentioned in 2 is treated as income of the entity of which the non-resident or the foreign corporation is a member in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
② Documents showing that the non-residents or foreign corporation mentioned in 2 is a member of an entity in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17) for this entity described in ②.

17 Enter the number of the provision of the law of the other contracting country of the convention mentioned in 1 under which the Japanese source income to report of non-resident or the foreign corporation mentioned in 2 is treated as income of an entity of which the non-resident or the foreign corporation is a member in the other contracting country.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

(311) 租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）

12 届出書の「5」の欄には、届出書の「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める届出書の「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
恒久的施設の範囲につき、届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受ける場合には、その旨及びその恒久的施設の概要（在庫保管代理人、注文取得代理人、建設工事、建設工事監督など）を記載してください。
日本国内に恒久的施設を有する個人が、所得税法第161条第1項第12号(旧所得税法第161条8号)に規定する国内源泉所得につき、届出書の「1」の租税条約の規定（短期滞在者免稅、芸能人免稅、教授等免稅）の適用を受ける場合には、その旨及び在留資格、入出国年月日などを記載してください。

13 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得のうち、届出書の「1」の租税条約の相手国においてその法令に基づき外国法人の株主等である者の所得として取り扱われるもの（申告対象株主等所得）に対する法人税につき、届出書の「1」の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合に記載します。
その場合には、次の書類を添付してください。
① 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において外国法人の株主等である者の所得として取り扱われていることを明らかにする書類（その書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。）
② 「外国法人の株主等の名簿（様式16）」（全ての株主等である者について記載してください。）
③ 届出書の「1」の租税条約の規定の適用に係る株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
なお、この場合、「特典条項に関する付表（様式17）」は、③の株主等である者のものを添付してください。

14 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる根拠となっている相手国の法令の条項を記載してください。

15 届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受ける申告対象株主等所得（条約適用株主等所得）に係る外国法人の株主等が3名を超える場合には、各事項を適宜の様式に記載し添付してください。

16 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得のうち、届出書の「1」の租税条約の相手国においてその法令に基づき非居住者又は外国法人が構成員となっている団体（相手国団体）の所得として取り扱われるもの（申告対象相手国団体所得）に対する所得税又は法人税につき、届出書の「1」の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合に記載します。
その場合には、次の書類を添付してください。
① 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われていることを明らかにする書類（その書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。）
② 届出書の「2」の非居住者又は外国法人が届出書の「1」の租税条約の規定の適用に係る相手国団体の構成員であることを明らかにする書類
なお、この場合、「特典条項に関する付表（様式17）」は、②の相手国団体のものを添付してください。

17 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われる根拠となっている相手国の法令の条項を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

12 Enter in line 5 detailed explanation as to the conditions stipulated in the convention for the application of the convention mentioned in 1, along with information entered in column 2 through 4.
If the application of convention mentioned in 1 is sought for the scope of permanent establishment, enter such intention and description of the permanent establishment (e.g., person who maintains a stock of merchandise, person who habitually deals with orders for contracts, construction project and supervision of construction project).
If the application of convention mentioned in 1 is sought for the Japanese source income prescribed in subparagraph 12 of Paragraph 1 of Article 161 of the Income Tax Law or subparagraph 8 of Paragraph 1 of Article 161 of the former Income Tax Law (exemption for short-term visitor, exemption for entertainer and exemption for professor, etc.), enter such intention and other relevant information such as, resident status and the date of entry into or exit from Japan.

13 Fill in this section, if you are applying for reduction of or exemption from the Japanese Corporation Tax under the provisions of the convention mentioned in 1 regarding Japanese source income to report of the foreign company mentioned in 2, which is treated as income of the members of the foreign company under the provisions of the laws in the other contracting country of the convention (Members' income to report)
In this case, attach following documents to this form.
① Documents (including Japanese translation, if the documents are written in foreign language,) showing that the Japanese source income to report of the foreign company mentioned in 2 is treated as income of the members of the foreign company in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the members regarding the application of the convention mentioned in 1 are members of the foreign corporation.
Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" for members described in ③.

14 Enter the number of provision of the law of the other contracting country of the convention mentioned in 1 under which the Japanese source income of the foreign company is treated as income of the members of the foreign company in the other contracting country.

15 Regarding the members' income to report to which the convention mentioned in 1 is applicable (Applicable members' income to report), if there are more than three members of the foreign company, provide the information in a separate sheet.

16 Fill in this section if you are applying for reduction of or exemption from the Japanese Income or Corporation Tax under the provisions of the convention mentioned in 1 regarding Japanese source income to report of non resident or foreign corporation, which is treated as income of the entity of which the non resident or the foreign corporation is a member under the provision of the laws in the other contracting country of the convention mentioned in 1 (Entity's income to report).
In this case, attach the following documents to this form.
① Documents (including Japanese translation, if the documents are written in foreign language) showing that the Japanese source income of non-resident or foreign corporation mentioned in 2 is treated as income of the entity of which the non-resident or the foreign corporation is a member in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
② Documents showing that the non-residents or foreign corporation mentioned in 2 is a member of an entity in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17) for this entity described in ②.

17 Enter the number of the provision of the law of the other contracting country of the convention mentioned in 1 under which the Japanese source income to report of non-resident or the foreign corporation mentioned in 2 is treated as income of an entity of which the non-resident or the foreign corporation is a member in the other contracting country.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改正後

(331 外国法人の株主等の名簿兼相手国団体の構成員の名簿)

様式 16
FORM

外国法人の株主等の名簿 兼 相手国団体の構成員の名簿

LIST OF THE MEMBERS OF FOREIGN COMPANY OR LIST OF THE PARTNERS OF ENTITY

この届出書の記載に当たっては、末尾の注意事項を参照してください。
See instructions at the end.

氏名又は名称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国及び納税地(注1) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note 1)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内源泉所得の金額又は持分の割合(注2) Amount of Japanese Source Income or Ratio of Interest (Note 2)		
氏名又は名称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国及び納税地(注1) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note 1)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内源泉所得の金額又は持分の割合(注2) Amount of Japanese Source Income or Ratio of Interest (Note 2)		
氏名又は名称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed and controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国及び納税地(注1) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note 1)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内源泉所得の金額又は持分の割合(注2) Amount of Japanese Source Income or Ratio of Interest (Note 2)		

注意事項

名簿の記載について

1 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

2 外国法人の株主等又は相手国団体の構成員ごとの国内源泉所得の金額又は持分の割合を記入してください。

INSTRUCTIONS

Completion of the LIST

1 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

2 Enter the amount of Japanese source income or the proportion of the interest of each member of foreign company or partner of entity.

改正前

(312 外国法人の株主等の名簿兼相手国団体の構成員の名簿)

様式 16
FORM

外国法人の株主等の名簿 兼 相手国団体の構成員の名簿

LIST OF THE MEMBERS OF FOREIGN COMPANY OR LIST OF THE PARTNERS OF ENTITY

この届出書の記載に当たっては、末尾の注意事項を参照してください。
See instructions at the end.

氏名又は名称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注1) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note 1)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内源泉所得の金額又は持分の割合(注2) Amount of Japanese Source Income or Ratio of Interest (Note 2)		
氏名又は名称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注1) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note 1)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内源泉所得の金額又は持分の割合(注2) Amount of Japanese Source Income or Ratio of Interest (Note 2)		
氏名又は名称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注1) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note 1)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内源泉所得の金額又は持分の割合(注2) Amount of Japanese Source Income or Ratio of Interest (Note 2)		

注意事項

名簿の記載について

1 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

2 外国法人の株主等又は相手国団体の構成員ごとの国内源泉所得の金額又は持分の割合を記入してください。

INSTRUCTIONS

Completion of the LIST

1 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

2 Enter the amount of Japanese source income or the proportion of the interest of each member of foreign company or partner of entity.

改正後

(342) 租税条約に基づく認定を受けるための申請書

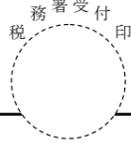
様式18 FORM

租税条約に基づく認定を受けるための申請書

APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION

この申請書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。

See separate instructions.



整理番号

Form fields for applicant name, address, and identification numbers.

Field for place where you are to pay Corporation Tax in Japan.

Field for type and description of income for determination.

Field for applicable income tax convention.

Field for other required information and attachments.

Main body text of the application form, including declarations and legal references.

I hereby declare that this statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date

Signature of the representative of the applicant

Details of Agent; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following Columns.

Table with 4 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Telephone Number, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered.

* 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

* "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改正前

(321) 租税条約に基づく認定を受けるための申請書

様式18 FORM

租税条約に基づく認定を受けるための申請書

APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION

この申請書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。

See separate instructions.



整理番号

Form fields for applicant name, address, and identification numbers.

Field for place where you are to pay Corporation Tax in Japan.

Field for type and description of income for determination.

Field for applicable income tax convention.

Field for other required information and attachments.

Main body text of the application form, including declarations and legal references.

I hereby declare that this statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date

Signature of the representative of the applicant

Details of Agent; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following Columns.

Table with 4 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Telephone Number, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered.

* 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

* "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

改 正 後

(342 租税条約に基づく認定を受けるための申請書)

様式 18 FORM (別紙)

- 【その他の必要な記載事項】(これらの記載事項は、適宜の様式に記載してください。)
 [Other required Information] (The following information should be provided in other appropriate forms.)
- 認定を受けることができる理由の詳細
 Details of the reasons you are to be given determination
 - 租税条約に規定する特典条項の基準を満たさない理由の詳細
 Details of the Reasons You do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of the Convention
 - 租税条約に規定する特典条項の基準を満たさないにも関わらず、租税条約により認められる特典を受けようとする理由の詳細
 Details of the Reasons you apply for Benefits of the Convention, although You do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of Convention
 - その設立、取得又は維持及びその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的とするものではないとする理由の詳細
 Details of the Reasons the Establishment, Acquisition or Maintenance of the Applicant and the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of their principle purposes
 - 居住地国における法人税に相当する税の課税状況 (直前3事業年度分)
 Descriptions of Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to the Japanese Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)
 - 認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容
 Amount of each Kind, method of Payment, Date of Payment and Summary of underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested
 - 認定を受けようとする国内源泉所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地
 Full name and Domicile or Residence; or Name and Place of head Office or main Office of the Payer of the Japanese Source Income for which Determination is requested
 - その他参考となる事項
 Other relevant Information
 - 日本の税法上、外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);
 Details of proportion of income to which the convention is applicable, if the foreign company is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)
 申請書に記載した外国法人が支払を受ける認定を受けようとする株主等所得については、租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その外国法人の株主等である者が課税されることとされています。
 The member of the foreign company is taxable in the other contracting country regarding the income for determination since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の氏名又は名称 Name of member of the foreign company to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合= 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention	
	<input type="checkbox"/>	%		%
	<input type="checkbox"/>	%		%
	<input type="checkbox"/>	%		%
	<input type="checkbox"/>	%		%
	<input type="checkbox"/>	%		%
合計 Total		%		%

- 日本の税法上、団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われるものに対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5);
 Details if, while the partner of the entity is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)
 申請書に記載した団体は、認定を受けようとする相手国団体所得、第三国団体所得又は特定所得につき、租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。
 The entity is taxable as a corporation regarding the income for determination since the following date under the following law in the other contracting country of the convention.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

(次の事項は、上記1から5の中に必ず記入してください。)
 (Following Information must be included in 1 through 5 above.)

- 設立又は組織年月日
 Date of Establishment or Organization
- 設立又は組織された場所
 Place where Corporation was established or organized
- 資本金額又は出資金額
 Amount of Capital
- 居住地国における営業又は事業活動の内容
 Description of Business in Country of Residence
- 日本国内において営業又は事業活動を行っている場合、その営業又は事業活動の内容
 Details of Business in Japan, if any
- 日本国内に恒久的施設を有する場合、その名称及び所在地
 Name and Address of Permanent Establishment(s) in Japan, if any

改 正 前

(321 租税条約に基づく認定を受けるための申請書)

様式 18 FORM (別紙)

- 【その他の必要な記載事項】(これらの記載事項は、適宜の様式に記載してください。)
 [Other required Information] (The following information should be provided in other appropriate forms.)
- 認定を受けることができる理由の詳細
 Details of the reasons you are to be given determination
 - 租税条約に規定する特典条項の基準を満たさない理由の詳細
 Details of the Reasons You do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of the Convention
 - 租税条約に規定する特典条項の基準を満たさないにも関わらず、租税条約により認められる特典を受けようとする理由の詳細
 Details of the Reasons you apply for Benefits of the Convention, although You do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of Convention
 - その設立、取得又は維持及びその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的とするものではないとする理由の詳細
 Details of the Reasons the Establishment, Acquisition or Maintenance of the Applicant and the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of their principle purposes
 - 居住地国における法人税に相当する税の課税状況 (直前3事業年度分)
 Descriptions of Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to the Japanese Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)
 - 認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容
 Amount of each Kind, method of Payment, Date of Payment and Summary of underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested
 - 認定を受けようとする国内源泉所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地
 Full name and Domicile or Residence; or Name and Place of head Office or main Office of the Payer of the Japanese Source Income for which Determination is requested
 - その他参考となる事項
 Other relevant Information
 - 日本の税法上、外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);
 Details of proportion of income to which the convention is applicable, if the foreign company is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)
 申請書に記載した外国法人は、認定を受けようとする株主等所得につき、租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。
 The member of the foreign company is taxable in the other contracting country regarding the income for determination since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合= 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

- 日本の税法上、団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5);
 Details if, while the partner of the entity is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)
 申請書に記載した団体は、認定を受けようとする相手国団体所得、第三国団体所得又は特定所得につき、租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。
 The entity is taxable as a corporation regarding the income for determination since the following date under the following law in the other contracting country of the convention.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
 Applicable law Effective date

(次の事項は、上記1から5の中に必ず記入してください。)
 (Following Information must be included in 1 through 5 above.)

- 設立又は組織年月日
 Date of Establishment or Organization
- 設立又は組織された場所
 Place where Corporation was established or organized
- 資本金額又は出資金額
 Amount of Capital
- 居住地国における営業又は事業活動の内容
 Description of Business in Country of Residence
- 日本国内において営業又は事業活動を行っている場合、その営業又は事業活動の内容
 Details of Business in Japan, if any
- 日本国内に恒久的施設を有する場合、その名称及び所在地
 Name and Address of Permanent Establishment(s) in Japan, if any

改 正 後

(342 租税条約に基づく認定を受けるための申請書)

様 式 18
FORM

(別紙)

【必要な添付書類】(注 10、11)

Required Attachments (note 10 and 11)

1	居住地域の権限ある当局が発行した居住者証明書 Residency Certification issued by the Competent Authority of the Country of Residence	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
2	認定を受けることができるとする理由の詳細を明らかにする書類 Documents showing the Details of Reasons You are to be given Determination	
(1)	租税条約に規定する特典条項の基準を満たさない理由の詳細に関して参考となる書類 Documents relevant to the Reasons you do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of Convention	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
(2)	その設立、取得又は維持及びその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的とするものではないことを明らかにする書類 Documents showing that the Establishment, Acquisition or Maintenance of the Applicant and the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of their principle purposes	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
(3)	その他参考となる書類 Other relevant Documents	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
3	居住地国における法人税に相当する税の課税状況を明らかにする書類 (直前3事業年度分) Documents showing Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to Japanese Corporation Tax (for preceding taxable 3 Years)	
(1)	居住地国における法人税に相当する税の税務申告書の写し (直前3事業年度分) Copies of final Tax Returns for Tax that is equivalent to Japanese Corporation Tax (for preceding taxable 3 Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
(2)	財務諸表の写し (直前3事業年度分) Copies of financial Statements (for preceding taxable 3 Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
4	認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容を明らかにする書類 Documents showing the Amount of each Kind, Method of Payment, Date of Payment and underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested	<input type="checkbox"/> 添付 Attached

改 正 前

(321 租税条約に基づく認定を受けるための申請書)

(同 左)

改 正 後

(342 租税条約に基づく認定を受けるための申請書)

様式 18 「租税条約に基づく認定を受けるための申請書」に関する注意事項
FORM INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION”

注 意 事 項

- 申請書の提出について
- この申請書は、租税条約の特典条項の要件を満たさない者が、租税条約の特典を受けるために、租税条約に基づく権限ある当局の認定を受けようとする場合に使用します。
 - この申請書は、正副 2 通を作成して麴町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。
 - この申請書の記載事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた事項、その異動を生じた日その他参考となるべき事項を適宜の様式に記載し、速やかに麴町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。
 - 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（5 において同じです）。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 申請書に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿（様式16）」
③ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、添付書類については、各株主等のうち、租税条約に基づく認定を要する者のものを添付してください。
 - その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員（その団体の居住地域の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含まれます。以下同じです。）は、この申請書に次の書類（申請書に記載した団体に係るもの）を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿（様式16）」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿（様式16）」を提出した場合には、全ての構成員が申請書を提出しているものとみなされま
す。
① 申請書に記載した団体が居住地域において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
② 「相手国団体の構成員の名簿（様式16）」
③ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
 - この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

- 申請書の記載について
- 申請書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
 - 居住地域において納税者番号を有する場合には、その納税者番号を括弧書きで記載してください。
納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

- 認定を受けようとする国内源泉所得について、所得税第 161 条又は法人税法第 138 条の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧書きで簡記してください。

- 申請書の添付書類について
- 添付した書類については、□欄に✓印を付してください。
 - 居住者証明書以外の添付書類については、その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を合わせて添付してください。

この申請書に記載された事項その他租税条約に基づく認定を行うために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

I N S T R U C T I O N S

- Submission of the form
- This form is to be used when a person who does NOT qualify under the Limitation of Benefits Article in the Convention applies for competent authority determination in order to be granted benefits of Convention.
 - This form must be submitted in duplicate to the Commissioner of the National Tax Agency via the District Director of Kojimachi Tax Office.
 - To make a any change to the information submitted on this form, describe the change, the date of the change occurred and other relevant information on separate sheet and submit it to the Commissioner of the National Tax Agency via the District Director of Kojimachi Tax Office as soon as possible.
 - In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted (same as for column 5).
In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company is treated as a taxable person in the Contracting State.
② “List of the Members of the Foreign Company (Form 16)”
③ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Note that those documents must be for the members among those described in ② who require the competent authority determination.
 - A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents (those documents must be for the entity).
If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in “List of the Partners of Entity (Form 16)” by all of the other partners and “List of the Partners of Entity (Form 16)” filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
① Documents showing that the entity is taxable as a corporation in its residence country.
② “List of the Partners of Entity (Form 16)”
③ The residency certification for entity of competent authority in the other country
 - An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

- Preparation of the form
- Applicable boxes must be checked.
 - Enter the Taxpayer Identification Number in brackets, if you have it in country of residence.
The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
 - Enter the number of the applicable subparagraph the Article 161 of the Income Tax Act or of the Article 138 of the Corporation Tax Act regarding the Japanese source income for which application for determination is requested, and indicate the income in brackets.

- Attachments to the form
- Applicable boxes must be checked.
 - Attach Japanese translations if attached documents are written in foreign language (except for residency certification).

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information and documents for items stated in this form and other necessary items for determination.

改 正 前

(321 租税条約に基づく認定を受けるための申請書)

様式 18 「租税条約に基づく認定を受けるための申請書」に関する注意事項
FORM INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION”

注 意 事 項

- 申請書の提出について
- この申請書は、租税条約の特典条項の要件を満たさない者が、租税条約の特典を受けるために、租税条約に基づく権限ある当局の認定を受けようとする場合に使用します。
 - この申請書は、正副 2 通を作成して麴町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。
 - この申請書の記載事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた事項、その異動を生じた日その他参考となるべき事項を適宜の様式に記載し、速やかに麴町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。
 - 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（5 において同じです）。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 申請書に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿（様式16）」
③ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、添付書類については、各株主等のうち、租税条約に基づく認定を要する者のものを添付してください。
 - その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員（その団体の居住地域の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含まれます。以下同じです。）は、この申請書に次の書類を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿（様式16）」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿（様式16）」を提出した場合には、全ての構成員が申請書を提出しているものとみなされま
す。
① 申請書に記載した団体が居住地域において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
② 「相手国団体の構成員の名簿（様式16）」
③ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
なお、この場合には、添付書類は、申請書に記載した団体のものを添付してください。
 - この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

- 申請書の記載について
- 申請書の□欄には、該当する項目について✓印を付してください。
 - 居住地域において納税者番号を有する場合には、その納税者番号を括弧書きで記載してください。
納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません

- 認定を受けようとする国内源泉所得について、所得税第 161 条又は法人税法第 138 条の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧書きで簡記してください。

- 申請書の添付書類について
- 添付した書類については、□欄に✓印を付してください。
 - 居住者証明書以外の添付書類については、その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を合わせて添付してください。

この申請書に記載された事項その他租税条約に基づく認定を行うために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

I N S T R U C T I O N S

- Submission of the form
- This form is to be used when a person who does NOT qualify under the Limitation of Benefits Article in the Convention applies for competent authority determination in order to be granted benefits of Convention.
 - This form must be submitted in duplicate to the Commissioner of the National Tax Agency via the District Director of Kojimachi Tax Office.
 - To make a any change to the information submitted on this form, describe the change, the date of the change occurred and other relevant information on separate sheet and submit it to the Commissioner of the National Tax Agency via the District Director of Kojimachi Tax Office as soon as possible.
 - In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted (same as for column 5).
In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company is treated as a taxable person in the Contracting State.
② “List of the Members of the Foreign Company (Form 16)”
③ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach the attachments to the form for the members among those described in ② who require the competent authority determination.
 - A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in “List of the Partners of Entity (Form 16)” by all of the other partners and “List of the Partners of Entity (Form 16)” filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
① Documents showing that the entity is taxable as a corporation in its residence country.
② “List of the Partners of Entity (Form 16)”
③ The residency certification for entity of competent authority in the other country
In this case, attach the attachments to the form for the entity.
 - An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

- Preparation of the form
- Applicable blocks must be checked.
 - Enter the Taxpayer Identification Number in brackets, if you have it in country of residence.
The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
 - Enter the number of the applicable subparagraph the Article 161 of the Income Tax Law or of the Article 138 of the Corporation Tax Law regarding the Japanese source income for which application for determination is requested, and indicate the income in brackets.

- Attachments to the form
- Applicable blocks must be checked.
 - Attach Japanese translations if attached documents are written in foreign language (except for residency certification).

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information and documents for items stated in this form and other necessary items for determination.

改正後

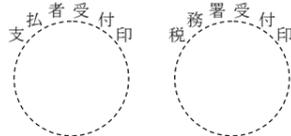
(343) 租税条約に関する届出書 (組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除)

様式 19 FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄) For official use only

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除 Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Distribution of Business Profits from Partnership Agreements

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用;有、無 番号確認 身元確認

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国ととの間の租税条約第条第項 The Income Tax Convention between Japan and, Article, para.

2 利益の配分(支払)を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Distribution of Business Profits

Table with 2 columns: Field Name (e.g., Full name, Domicile or residence, Nationality) and Telephone Number. Includes sections for Individual and Corporation cases.

3 組合(これに類するものを含みます。)に関する事項; Details of Partnership (including similar entity)

Table with 2 columns: Field Name (e.g., Full name, Place of head office) and Telephone Number. Includes sections for main office abroad and in Japan.

4 利益の支払者(組合員)に関する事項(注8); Details of Payer of Distribution of Business Profits (partner) (Note 8)

Table with 2 columns: Field Name (e.g., Place where the payer is to pay withholding tax, Full name, Domicile or Place of head office) and Telephone Number. Includes sections for payer and multiple recipients.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改正前

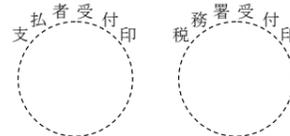
(322) 租税条約に関する届出書 (組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除)

様式 19 FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄) For official use only

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除 Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Distribution of Business Profits from Partnership Agreements

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用;有、無 番号確認 身元確認

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国ととの間の租税条約第条第項 The Income Tax Convention between Japan and, Article, para.

2 利益の配分(支払)を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Distribution of Business Profits

Table with 2 columns: Field Name (e.g., Full name, Domicile or residence, Nationality) and Telephone Number. Includes sections for Individual and Corporation cases.

3 組合(これに類するものを含みます。)に関する事項; Details of Partnership (including similar entity)

Table with 2 columns: Field Name (e.g., Full name, Place of head office) and Telephone Number. Includes sections for main office abroad and in Japan.

4 利益の支払者(組合員)に関する事項(注8); Details of Payer of Distribution of Business Profits (partner) (Note 8)

Table with 2 columns: Field Name (e.g., Place where the payer is to pay withholding tax, Full name, Domicile or Place of head office) and Telephone Number. Includes sections for payer and multiple recipients.

【裏面に続きます (Continue on the reverse)】

改 正 後 改 正 前

(343 租税条約に関する届出書 (組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

5 届出書の「4」の支払者から配分(支払)を受ける利益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9) ;
 Details of Distribution of Business Profits received from the Payer to which Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

計 算 期 間 Period of computation	金 銭 等 の 交 付 日 Date of issuance of distribution of business profits (money, etc.)	当該計算期間における利益の総額 (A) Total amount of business profits in computation period	配分を受ける割合 (B) Proportion of distribution received	配分を受ける利益の額(A×B) Amount of distribution of business profits received
~			%	

6 その他参考となるべき事項(注10) ;
 Others (Note 10)

私は、この届出書の「5」に記載した利益が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Distribution of Business Profits mentioned in 5 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 月 日

利益の配分(支払)を受ける者又はその代理人の署名
 Signature of the Recipient of Distribution of Business Profits or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
 If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有Yes
 Attachment Form for Limitation on Benefits 添付省略 Attachment not required
 Article attached (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 月 日)
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article

(322 租税条約に関する届出書 (組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

5 届出書の「4」の支払者から配分(支払)を受ける利益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9) ;
 Details of Distribution of Business Profits received from the Payer to which Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

計 算 期 間 Period of computation	金 銭 等 の 交 付 日 Date of issuance of distribution of business profits (money, etc.)	当該計算期間における利益の総額 (A) Total amount of business profits in computation period	配分を受ける割合 (B) Proportion of distribution received	配分を受ける利益の額(A×B) Amount of distribution of business profits received
~			%	

6 その他参考となるべき事項(注10) ;
 Others (Note 10)

私は、この届出書の「5」に記載した利益が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Distribution of Business Profits mentioned in 5 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 月 日

利益の配分(支払)を受ける者又はその代理人の署名
 Signature of the Recipient of Distribution of Business Profits or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the Act on General Rules for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
 If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有Yes
 Attachment Form for Limitation on Benefits 添付省略 Attachment not required
 Article attached (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 月 日)
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article

改 正 後

(343 租税条約に関する届出書（組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除））

様式 19
FORM

「租税条約に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DISTRIBUTION OF BUSINESS PROFITS FROM PARTNERSHIP AGREEMENTS”

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、組合契約に基づく事業（組合契約事業）から生ずる利益（組合契約事業利益）の配分に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について、租税条約の規定に基づく免除（組合契約事業利益につき、届出者が①恒久的施設又は固定的施設を有しないこと、②恒久的施設又は固定的施設に帰せられないこと、のいずれかを要件とする免除に限ります。）を受けようとする場合に使用します。

この場合の組合契約とは、①民法第667条第1項に規定する組合契約、②投資事業有限責任組合契約、③有限責任事業組合契約及び④外国における①～③に類する契約をいいます。

2 この届出書は、複数の組合契約を締結している場合には組合契約ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して組合契約事業利益の配分をする者（「利益の支払者（組合員）」といます。）に提出し、その提出を受けた利益の支払者（組合員）は、正本を、最初にその組合契約事業利益につき金銭等の交付をする日（この利益に係る計算期間の末日の翌日から2か月を経過する日までに金銭等の交付がされない場合には、同日）の前日までに組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条（源泉徴収に係る所得税の納税地）に規定する納税地の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

この場合、届出書の提出を受けた利益の支払者（組合員）は、届出書の提出を受けた旨をその組合契約における他の組合員に周知するようにしてください。

4 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

5 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付けてください。
6 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。利益の配分(支払)を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や利益の配分(支払)を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

7 届出書の「3」の「国内にある事務所等の所在地」の欄には、国内にある事務所、事業所その他これらに類するものの所在地を記載してください。なお、これらが二以上ある場合には、組合契約事業利益に係る支払事務を取り扱う事務所等の所在地を記載してください。

8 届出書の「4」の各欄には、それぞれ次のとおり記載してください。
① 「源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税地」の欄には、組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条（源泉徴収に係る所得税の納税地）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第11条第2項（源泉徴収に係る復興特別所得税の納税地）の規定による納税地を記載してください。
② 「氏名又は名称」及び「住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」の欄には、組合員の氏名又は名称及び住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を、その組合契約における全ての組合員について記載してください。
なお、この欄に記載しきれない場合には、適宜の様式により作成し、この届出書に添付してください。

9 届出書の「5」の欄の「当該計算期間における利益の総額」の欄には、恒久的施設を通じて行う組合契約事業から生ずる収入から、その収入に係る費用（国内源泉所得として源泉徴収された所得税及び復興特別所得税を含みます。）を控除したものを、「配分を受ける割合」の欄には、この届出書を提出する利益の配分(支払)を受ける者の組合契約事業利益の配分を受ける割合をそれぞれ記載してください。

10 届出書の「6」の欄には、「2」から「5」までの各欄に記載した事項のほか、租税の免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

I N S T R U C T I O N S

Submission of the FORM

1 This form is to be used by Recipient of Distribution of Business Profits from Partnership Agreements (profits derived from business under partnership agreements) in claiming relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention (provided that the recipient satisfies one of the following conditions regarding the business profits received from partnership agreement: ①the recipient has no permanent establishment in Japan; ②the profits are not attributable to the recipient’s permanent establishment in Japan).

Partnership agreement in this case means any of the following: ①a partnership agreement as prescribed in Article 667 paragraph 1 of the Civil Law; ② a limited partnership agreement for investment; ③ a limited liability partnership agreement; ④agreements in other countries similar to ①-③.

2 This form must be prepared separately for each partnership agreement, in the case that the applicant concluded two or more partnership agreements.

3 This form must be submitted in duplicate to the person who distributes business profits from the partnership agreement (hereinafter referred as “Payer (partner)”, who must then file the original with the District Director of the Tax Office for the place where the payer is to pay withholding tax under Article 17 of the Income Tax Law (place for income tax payment regarding withholding tax), by the day before issuance of distribution of business profits from partnership agreements (money, etc.)is made (in the case that the profits are not paid within 2 months from the day after the final day of the computing period, by the day 2 months after the last day of the computing period). The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

In such a case, Payer (partner) who receives the submitted application form must inform all the other partners of the partnership agreement of the fact of the submission of this form.

4 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

5 Applicable boxes must be checked.
6 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

7 Enter into item “Place of office, etc. in Japan” of column 3 the location of an office, business place or other similar facility in Japan.

In the case that there are two or more such offices, please enter the address of the office that deals with the business of payment of distribution of business profits relating to the partnership agreement.

8 Enter into column 4 as follows:

① “Place where the payer is to pay withholding tax”: enter the place where the distribution of business profits from partnership agreement is taxable under Article 17 (the place where withholding tax is imposed) of the Income Tax Act and paragraph 2 of Article 11 (the place where Special Income Tax for Reconstruction is imposed) of the Act on Special Measures for Securing Financial Resources Necessary to Implement Measures for Reconstruction following the Great East Japan Earthquake.

② “Full name” and “Domicile (residence) or place of head office (main office)”: enter the name and the address of head office (main office) of every partner of the partnership agreement.

If there are more than 3 such partners, create an appropriate forms for them and attach them to this Application Form.

9 Enter into item “Total amount of profits in the computation period,” enter the amount of revenue derived from business under the partnership agreement in Japan minus the amount of expenses regarding the revenue (including the amount of withholding tax imposed on the revenue as Japanese source income). Enter into item “Proportion of distribution received” the proportion of the business profits received under the partnership agreement by whichever partner is submitting this form.

10 Enter into line 6 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 5.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 前

(322 租税条約に関する届出書（組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除））

様式 19
FORM

「租税条約に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DISTRIBUTION OF BUSINESS PROFITS FROM PARTNERSHIP AGREEMENTS”

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、組合契約に基づく事業（組合契約事業）から生ずる利益（組合契約事業利益）の配分に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について、租税条約の規定に基づく免除（組合契約事業利益につき、届出者が①恒久的施設又は固定的施設を有しないこと、②恒久的施設又は固定的施設に帰せられないこと、のいずれかを要件とする免除に限ります。）を受けようとする場合に使用します。

この場合の組合契約とは、①民法第667条第1項に規定する組合契約、②投資事業有限責任組合契約、③有限責任事業組合契約及び④外国における①～③に類する契約をいいます。

2 この届出書は、複数の組合契約を締結している場合には組合契約ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して組合契約事業利益の配分をする者（「利益の支払者（組合員）」といます。）に提出し、その提出を受けた利益の支払者（組合員）は、正本を、最初にその組合契約事業利益につき金銭等の交付をする日（この利益に係る計算期間の末日の翌日から2か月を経過する日までに金銭等の交付がされない場合には、同日）の前日までに組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条（源泉徴収に係る所得税の納税地）に規定する納税地の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

この場合、届出書の提出を受けた利益の支払者（組合員）は、届出書の提出を受けた旨をその組合契約における他の組合員に周知するようにしてください。

4 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

5 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付けてください。
6 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。利益の配分(支払)を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や利益の配分(支払)を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

7 届出書の「3」の「国内にある事務所等の所在地」の欄には、国内にある事務所、事業所その他これらに類するものの所在地を記載してください。なお、これらが二以上ある場合には、組合契約事業利益に係る支払事務を取り扱う事務所等の所在地を記載してください。

8 届出書の「4」の各欄には、それぞれ次のとおり記載してください。
① 「源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税地」の欄には、組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条（源泉徴収に係る所得税の納税地）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第11条第2項（源泉徴収に係る復興特別所得税の納税地）の規定による納税地を記載してください。
② 「氏名又は名称」及び「住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」の欄には、組合員の氏名又は名称及び住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を、その組合契約における全ての組合員について記載してください。
なお、この欄に記載しきれない場合には、適宜の様式により作成し、この届出書に添付してください。

9 届出書の「5」の欄の「当該計算期間における利益の総額」の欄には、恒久的施設を通じて行う組合契約事業から生ずる収入から、その収入に係る費用（国内源泉所得として源泉徴収された所得税及び復興特別所得税を含みます。）を控除したものを、「配分を受ける割合」の欄には、この届出書を提出する利益の配分(支払)を受ける者の組合契約事業利益の配分を受ける割合をそれぞれ記載してください。

10 届出書の「6」の欄には、「2」から「5」までの各欄に記載した事項のほか、租税の免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

I N S T R U C T I O N S

Submission of the FORM

1 This form is to be used by Recipient of Distribution of Business Profits from Partnership Agreements (profits derived from business under partnership agreements) in claiming relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention (provided that the recipient satisfies one of the following conditions regarding the business profits received from partnership agreement: ①the recipient has no permanent establishment in Japan; ②the profits are not attributable to the recipient’s permanent establishment in Japan).

Partnership agreement in this case means any of the following: ①a partnership agreement as prescribed in Article 667 paragraph 1 of the Civil Law; ② a limited partnership agreement for investment; ③ a limited liability partnership agreement; ④agreements in other countries similar to ①-③.

2 This form must be prepared separately for each partnership agreement, in the case that the applicant concluded two or more partnership agreements.

3 This form must be submitted in duplicate to the person who distributes business profits from the partnership agreement (hereinafter referred as “Payer (partner)”, who must then file the original with the District Director of the Tax Office for the place where the payer is to pay withholding tax under Article 17 of the Income Tax Law (place for income tax payment regarding withholding tax), by the day before issuance of distribution of business profits from partnership agreements (money, etc.)is made (in the case that the profits are not paid within 2 months from the day after the final day of the computing period, by the day 2 months after the last day of the computing period). The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

In such a case, Payer (partner) who receives the submitted application form must inform all the other partners of the partnership agreement of the fact of the submission of this form.

4 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

5 Applicable blocks must be checked.
6 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

7 Enter into item “Place of office, etc. in Japan” of column 3 the location of an office, business place or other similar facility in Japan.

In the case that there are two or more such offices, please enter the address of the office that deals with the business of payment of distribution of business profits relating to the partnership agreement.

8 Enter into column 4 as follows:

① “Place where the payer is to pay withholding tax”: enter the place where the distribution of business profits from partnership agreement is taxable under Article 17 (the place where withholding tax is imposed) of the Income Tax Law and paragraph 2 of Article 11 (the place where Special Income Tax for Reconstruction is imposed).

② “Full name” and “Domicile (residence) or place of head office (main office)”: enter the name and the address of head office (main office) of every partner of the partnership agreement.

If there are more than 3 such partners, create an appropriate forms for them and attach them to this Application Form.

9 Enter into item “Total amount of profits in the computation period,” enter the amount of revenue derived from business under the partnership agreement in Japan minus the amount of expenses regarding the revenue (including the amount of withholding tax imposed on the revenue as Japanese source income). Enter into item “Proportion of distribution received” the proportion of the business profits received under the partnership agreement by whichever partner is submitting this form.

10 Enter into line 6 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 5.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後

(345 免税芸能法人等に関する届出書)

私は、この届出書を租税特別措置法施行令の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言する。

In accordance with the provisions of Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I hereby submit this application form, and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年 月 日
Date _____

対価の支払を受ける者又はその納税管理人の署名
Signature of the Recipient of Remuneration or his Tax agent _____

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

届出書の提出について

Submission of the FORM

- 1 この届出書は、租税特別措置法第 41 条の 22 第 1 項に規定する免税芸能法人等が、同条第 3 項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。
- 2 この届出書は、芸能人等の役務提供報酬等の対価の支払者ごとに作成してください。
- 3 この届出書は、正副 2 通を作成して、対価の支払の際に芸能人等の役務提供報酬等の対価の支払者に提出してください。また、支払者は、正本を、支払者の所轄税務署長に提出して下さい。

- 1 This form is to be used by the Promoter etc. prescribed in paragraph 1 of Article 41-22 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, who shall be exempt from Japanese income tax under the provisions of paragraph 3 of Article 41-22 of the Act on Special Measures Concerning Taxation.
- 2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman.
- 3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman at the time of payment, and who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of Act on General Rules for National Taxes.

改 正 前

(324 免税芸能法人等に関する届出書)

私は、この届出書を租税特別措置法施行令の規定により届け出るとともに、この届出書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言する。

In accordance with the provisions of Cabinet Order of the Special Taxation Measures Law, I hereby submit this application form, and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年 月 日
Date _____

対価の支払を受ける者又はその納税管理人の署名
Signature of the Recipient of Remuneration or his Tax agent _____

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

届出書の提出について

Submission of the FORM

- 1 この届出書は、租税特別措置法第 41 条の 22 第 1 項に規定する免税芸能法人等が、同条第 3 項の規定の適用を受けようとする場合に使用します。
- 2 この届出書は、芸能人等の役務提供報酬等の対価の支払者ごとに作成してください。
- 3 この届出書は、正副 2 通を作成して、対価の支払の際に芸能人等の役務提供報酬等の対価の支払者に提出してください。また、支払者は、正本を、支払者の所轄税務署長に提出して下さい。

- 1 This form is to be used by the Promoter etc. prescribed in paragraph 1 of Article 41-22 of the Special Taxation Measures Law, who shall be exempt from Japanese income tax under the provisions of paragraph 3 of Article 41-22 of the Special Taxation Measures Law.
- 2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman.
- 3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman at the time of payment, and who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

(347 源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書)

**REGISTRATION OF TAX AGENT ON WITHHOLDING INCOME TAX
AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION**
源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書

税務署受付印

Date _____
平成____年____月____日

Place for tax payment
納 税 地 _____

To the District Director,
Tax Office
税務署長殿

Domicile or place of head office
住所又は所在地 _____

Full name _____ Signature _____
氏名又は名称 _____

Individual Number or Corporate Number
(Limited to case of a holder)
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入)

I (we) hereby declare that I (we) assign the following person for my (our) Tax Agent and authorize him/her to act for me (us) on Withholding Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction .

源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人として、次の者を定めたので届け出ます。

Tax Agent in Japan
1 納税管理人

Domicile _____
住 所 _____

Full name _____ Signature _____
フリガナ _____
氏 名 _____

Relation to you
届出者との関係 _____

Occupation _____ Telephone Number _____
職 業 _____ 電話番号 () _____

Reason for Assigning the Tax Agent
2 納税管理人を定めた理由 _____

Others
3 その他参考事項 _____

For official use only

税処 務理 署欄	一般事務整理簿	源泉所得税調査簿	管理部門連絡		
	番号確認	身元確認	確認書類		
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()		

(326 源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書)

**REGISTRATION OF TAX AGENT ON WITHHOLDING INCOME TAX
AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION**
源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書

税務署受付印

Date _____
平成____年____月____日

Place for tax payment
納 税 地 _____

To the District Director,
Tax Office
税務署長殿

Domicile of place of head office
住所又は所在地 _____

Full name _____ Signature _____
氏名又は名称 _____

Individual Number or Corporate Number
(Limited to case of a holder)
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入)

I (we) hereby declare that I (we) assign the following person for my (our) Tax Agent and authorize him/her to act for me (us) on Withholding Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction .

源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人として、次の者を定めたので届け出ます。

Tax Agent in Japan
1 納税管理人

Domicile _____
住 所 _____

Full name _____ Signature _____
フリガナ _____
氏 名 _____

Relation to you
届出者との関係 _____

Occupation _____ Telephone Number _____
職 業 _____ 電話番号 () _____

Reason for Assigning the Tax Agent
2 納税管理人を定めた理由 _____

Others
3 その他参考事項 _____

For official use only

税処 務理 署欄	一般事務整理簿	源泉所得税調査簿	管理部門連絡		
	番号確認	身元確認	確認書類		
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()		

改 正 後

(347 源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書)

書 き 方

- 1 この届出書は、租税特別措置法第41条の22第1項に規定する免税芸能法人等が、同項又は所得税法第212条第1項の規定に基づき源泉徴収した所得税及びその所得税と併せて徴収した復興特別所得税を納付する場合又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条第1項に規定する芸能人等の役務提供の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合において、納税管理人を選任したときに提出するものです。
- 2 この届出書は、租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書の提出先である当該対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 3 2の対価の支払者が複数ある場合には、それぞれその対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 4 「住所又は所在地」欄には、届出者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載してください。

INSTRUCTIONS

- 1 This registration is to be submitted by the Promoter etc. prescribed in paragraph 1 of Article 41-22 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, who shall be exempt from Withholding Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction when they assign a tax agent in the following cases;
 - case 1; handling the payment of Withholding Income Tax under the provisions of paragraph 1 of Article 41-22 of the Act on Special Measures Concerning Taxation or paragraph 1 of Article 212 of the Income Tax Act and Special Income Tax for Reconstruction withheld together with Withholding Income Tax
 - case 2; claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on the remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions under the provisions of the Income Tax Convention
- 2 This registration must be submitted to the District Director of Tax Office which has jurisdiction over the district where the Payer of the remuneration resides and to which APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION is submitted.
- 3 If the number of Payers mentioned in 2 above are plural, the registration must be submitted to each District Director of Tax Office which has jurisdiction over the district where each Payer resides respectively.
- 4 Enter into the line "Domicile or place of head office" your domicile (residence) or place of head office (main office).

改 正 前

(326 源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書)

書 き か た

- 1 この届出書は、租税特別措置法第41条の22第1項に規定する免税芸能法人等が、同条第1項又は所得税法第212条第1項の規定に基づき源泉徴収した所得税及びその所得税と併せて徴収した復興特別所得税を納付する場合又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法又は地方税法の特例等に関する法律第3条第1項に規定する芸能人等の役務提供の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合において、納税管理人を選任したときに提出するものです。
- 2 この届出書は、租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書の提出先である当該対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 3 2の対価の支払者が複数ある場合には、それぞれその対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 4 「住所又は所在地」欄には、届出者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載してください。

INSTRUCTIONS

- 1 This registration is to be submitted by the Promoter etc. prescribed in paragraph 1 of Article 41-22 of the Special Taxation Measures Law, who shall be exempt from Withholding Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction when they assign a tax agent in the following cases;
 - case 1; handling the payment of Withholding Income Tax under the provisions of paragraph 1 of Article 41-22 of the Special Taxation Measures Law or paragraph 1 of Article 212 of the Income Tax Law and Special Income Tax for Reconstruction withheld together with Withholding Income Tax
 - case 2; claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on the remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions under the provisions of the Income Tax Convention
- 2 This registration must be submitted to the District Director of Tax Office which has jurisdiction over the district where the Payer of the remuneration resides and to which APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION is submitted.
- 3 If the number of Payers mentioned in 2 above are plural, the registration must be submitted to each District Director of Tax Office which has jurisdiction over the district where each Payer resides respectively.
- 4 Enter into the line "Domicile or place of head office" your domicile (residence) or place of head office (main office).

(360 外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書)

外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書

(発行時に源泉徴収の対象となる割引債に係るものを除く。)

Form for tax refund request (360). Includes fields for applicant information, tax amount, and official stamps.

(326-14 外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書)

外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書

(発行時に源泉徴収の対象となる割引債に係るものを除く。)

この還付請求書の記載に当たっては、裏面の記載要領を参照してください。



平成 年 月 日

税務署長殿

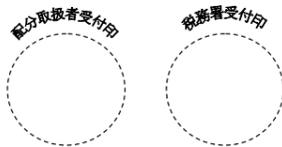
Administrative stamp area (税務署整理欄) with fields for communication date, confirmation, and payment status.

Form for tax refund request (326-14). Includes fields for applicant information, tax amount, and official stamps.

改 正 後	改 正 前
<p>(360 外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この還付請求書は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）の規定に基づく源泉所得税の軽減又は非課税の対象となる国内源泉所得（発行時に源泉徴収の対象となる割引債の償還差益を除きます。）について、源泉徴収義務者が、その支払時において外国居住者等所得相互免除法の規定を適用しないで源泉徴収をし、これを納付した場合に、その源泉徴収義務者が、その納付した源泉徴収税額と外国居住者等所得相互免除法の規定を適用した後の税額との差額の還付を受けようとするときに、所轄税務署長に提出します。</p> <p>2 この還付請求書には、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について、外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けようとする場合に所得の支払を受ける者が提出する別に定める様式（様式1～8及び様式11）による「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」（その届出書に書類を添付して提出することとされているときは、それらを含みます。以下同じです。）の正本^(注1)及び還付を受けるべき金額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例一総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。</p> <p>(注) 1 外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受ける所得の支払を受ける者は、「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」を正副2通作成して所得の支払者に提出することとされています。 2 還付内容の確認等に当たり、還付を受けようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。</p> <p>3 この還付請求書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「1」の「住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」、「氏名又は名称」、「個人番号又は法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、請求をする源泉徴収義務者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び代表者の氏名を記載してください。</p> <p>ただし、この請求の対象とする事務所等の所在地が請求をする源泉徴収義務者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この請求の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。</p> <p>(2) 「2」の「還付を受けようとする金額」欄には、「還付金額の計算内容」欄において計算した還付を受けるべき金額の合計額を記載してください。</p> <p>(3) 「2」の「適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定」欄には、適用を受ける外国居住者等所得相互免除法第5条第1項に規定する「所得税等の非課税等に関する規定」を記載してください。</p> <p>(4) 「2」の「還付を受けようとする金融機関等」欄には、請求をする源泉徴収義務者が取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望する場合には、その請求をする源泉徴収義務者の取引銀行などの名称、預貯金口座名及びその口座番号を、「イ」に記載してください。</p> <p>ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望する場合には、ゆうちょ銀行の貯金口座の記号番号のみを、「ロ」に記載してください。</p> <p>ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、そのゆうちょ銀行の各店舗名又はその郵便局窓口名のみを、「ハ」に記載してください。</p> <p>(5) 「2」の「所得の支払を受ける者」欄には、外国居住者等所得相互免除法第5条第1号に規定する「所得税等の非課税等に関する規定」の適用を受ける所得の支払を受ける者の「氏名又は名称」及び「住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(326-14 外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この還付請求書は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）の規定に基づく源泉所得税の軽減又は非課税の対象となる国内源泉所得（発行時に源泉徴収の対象となる割引債の償還差益を除きます。）について、源泉徴収義務者が、その支払時において外国居住者等所得相互免除法の規定を適用しないで源泉徴収をし、これを納付した場合に、その源泉徴収義務者が、その納付した源泉徴収税額と外国居住者等所得相互免除法の規定を適用した後の税額との差額の還付を受けようとするときに、所轄税務署長に提出します。</p> <p>2 この還付請求書には、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について、外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受けようとする場合に所得の支払を受ける者が提出する別に定める様式（様式1～8及び様式11）による「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」（その届出書に書類を添付して提出することとされているときは、それらを含みます。以下同じです。）の正本^(注1)及び還付を受けるべき金額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例一総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。</p> <p>(注) 1 外国居住者等所得相互免除法の規定の適用を受ける所得の支払を受ける者は、「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」を正副2通作成して所得の支払者に提出することとされています。 2 還付内容の確認等に当たり、還付を受けようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。</p> <p>3 この還付請求書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」、「氏名又は名称」、「個人番号又は法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、請求をする源泉徴収義務者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び代表者の氏名を記載してください。</p> <p>ただし、この請求の対象とする事務所等の所在地が請求をする源泉徴収義務者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この請求の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。</p> <p>(2) 「還付を受けようとする金額」欄には、「還付金額の計算内容」欄において計算した還付を受けるべき金額の合計額を記載してください。</p> <p>(3) 「適用を受ける外国居住者等所得相互免除法の規定」欄には、適用を受ける外国居住者等所得相互免除法第5条第1項に規定する「所得税等の非課税等に関する規定」を記載してください。</p> <p>(4) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、請求をする源泉徴収義務者が取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望する場合には、その請求をする源泉徴収義務者の取引銀行などの名称、預貯金口座名及びその口座番号を、「イ」に記載してください。</p> <p>ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望する場合には、ゆうちょ銀行の貯金口座の記号番号のみを、「ロ」に記載してください。</p> <p>ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、そのゆうちょ銀行の各店舗名又はその郵便局窓口名のみを、「ハ」に記載してください。</p> <p>(5) 「所得の支払を受ける者」欄には、外国居住者等所得相互免除法第5条第1号に規定する「所得税等の非課税等に関する規定」の適用を受ける所得の支払を受ける者の「氏名又は名称」及び「住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後

(376) 投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書



投資組合契約の外国組員に対する
課税の特例に関する(変更)申告書
APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS
APPLICATION) TO APPLY FOR SPECIAL
PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF
INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP

この申告書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照して下さい。
See separate instructions

税務署整理欄 For official use only 適用:有、無	
番号 確認	身元 確認

税務署長 殿
To the District Director, _____ Tax Office

1. 申告者に関する事項
Details of Applicant

氏名又は名称 Name	
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	
非居住者の場合 Individual	住所等(注5) Domicile, etc. (Note5)
外国法人の場合 Corporation	本店又は主たる事務所の所在地 Place of Head or Main Office

※ 該当する方にチェックして下さい。 Please check the box of applicable sentence.
 投資組合契約につき、租税特別措置法第41条の21第1項各号に掲げる要件を全て満たしていることから、同条第1項及び/又は同法第67条の16第1項の特例の適用を受けたいので、同法第41条の21第3項及び/又は同法第67条の16第2項の規定により申告します。
 In accordance with the provisions in Paragraph 3 of Article 41-21 and/or Paragraph 2 of Article 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to apply for the special provision prescribed in Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of Article 67-16 of the Act, with regard to the Investment Limited Partnership Contract, since I (we) qualify all conditions listed in Paragraph 1 of Article 41-21 of the Act.

租税特別措置法第41条の21第1項及び/又は同法第67条の16第1項の特例の適用を受けるため提出した「投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書」の記載内容に変更があったので、同法第41条の21第7項及び/又は同法第67条の16第2項の規定により申告します。
 In accordance with the provisions in Paragraph 7 of Article 41-21 and/or Paragraph 2 of Article 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to change item(s) reported in the previous "Application Form (to Modify Previous Application) to Apply for Special Provision for Foreign Member of Investment Limited Partnership" to apply for the special provisions prescribed in Paragraph 1 of Article 41-21 and /or Paragraph 1 of Article 67-16 of the Act.

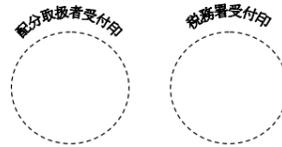
年 月 日
Date Year Month Date
署名
Signature

2. 特例適用投資組合契約に関する事項 (注: 契約書の写しを添付してください。(注3))
Details of Investment Limited Partnership Contract Applied for Special Provision
Note: Please attach the copy of contract to this form. (Note 3)

投資組合の名称 Name of Partnership	
国内事務所等の所在地(注6) Place of Office in Japan, etc. (Note 6)	
配分の取扱者の氏名又は名称 Name of Distribution Manager	
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	
投資組合の事業の内容 Detail of Business	
投資組合契約締結年月日 Date of Contract	投資組合の存続期間 Period of Duration
投資組合財産に対する持分割合(注7) Share of Property (Note 7)	損益分配割合(注7) Share of Distribution of Profit and Loss(Note 7)

改 正 前

(338) 投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書



投資組合契約の外国組員に対する
課税の特例に関する(変更)申告書
APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS
APPLICATION) TO APPLY FOR SPECIAL
PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF
INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP

この申告書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照して下さい。
See separate instructions

税務署整理欄 For official use only 適用:有、無	
番号 確認	身元 確認

税務署長 殿
To the District Director, _____ Tax Office

1. 申告者に関する事項
Details of Applicant

氏名又は名称 Name	
個人番号又は法人番号 (有する場合のみ記入) Individual Number or Corporate Number (Limited to case of a holder)	
非居住者の場合 Individual	住所等(注5) Domicile, etc. (Note5)
外国法人の場合 Corporation	本店又は主たる事務所の所在地 Place of Head or Main Office

※ 該当する方にチェックして下さい。 Please check the box of applicable sentence.
 投資組合契約につき、租税特別措置法第41条の21第1項各号に掲げる要件を全て満たしていることから、同条第1項及び/又は同法第67条の16第1項の特例の適用を受けたいので、同法第41条の21第3項及び/又は同法第67条の16第2項の規定により申告します。
 In accordance with the provisions in Paragraph 3 of Article 41-21 and/or Paragraph 2 of Article 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to apply for the special provision prescribed in Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of Article 67-16 of the Act, with regard to the Investment Limited Partnership Contract, since I (we) qualify all conditions listed in Paragraph 1 of Article 41-21 of the Act.

租税特別措置法第41条の21第1項及び/又は同法第67条の16第1項の特例の適用を受けるため提出した「投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書」の記載内容に変更があったので、同法第41条の21第7項及び/又は同法第67条の16第2項の規定により申告します。
 In accordance with the provisions in Paragraph 7 of Article 41-21 and/or Paragraph 2 of Article 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation, I (we) hereby submit an application to change item(s) reported in the previous "Application Form (to Modify Previous Application) to Apply for Special Provision for Foreign Member of Investment Limited Partnership" to apply for the special provisions prescribed in Paragraph 1 of Article 41-21 and /or Paragraph 1 of Article 67-16 of the Act.

年 月 日
Date Year Month Date
署名
Signature

2. 特例適用投資組合契約に関する事項 (注: 契約書の写しを添付してください。(注3))
Details of Investment Limited Partnership Contract Applied for Special Provision
Note: Please attach the copy of contract to this form. (Note 3)

投資組合の名称 Name of Partnership	
国内事務所等の所在地(注6) Place of Office in Japan, etc. (Note 6)	
配分の取扱者の氏名又は名称 Name of Distribution Manager	
個人番号又は法人番号 Individual Number or Corporate	
投資組合の事業の内容 Detail of Business	
投資組合契約締結年月日 Date of Contract	投資組合の存続期間 Period of Duration
投資組合財産に対する持分割合(注7) Share of Property (Note 7)	損益分配割合(注7) Share of Distribution of Profit and Loss(Note 7)

改 正 後

(376 投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する (変更) 申告書)

3. 特殊の関係のある者に関する事項 (注8、13)
Details of Special Related Person (Note 8, 13)

氏名又は名称 Name			
投資組合財産に対する持分割合 Share of Property	%	損益分配割合 Share of Distribution of Profit and Loss	%

4. 申告者が持分を有する他の組合に関する事項 (注9、13)
Details of the Other Partnership Shared by Applicant (Note 9, 13)

組合の名称 Name			
主たる事務所の所在地 Place of Main Office			
組合の代表者の氏名又は名称 Name of Representative			
2. の組合の投資組合財産に対する持分割合 (注10) Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	%	2. の組合に係る損益分配割合 (注10) Share of Distribution of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	%
このうち申告者の持分割合 (注10) Applicant's Share of Property Mentioned Above (Note 10)	%	このうち申告者の損益分配割合 (注10) Applicant's Share of Distribution of Profit and Loss Mentioned Above (Note 10)	%

5. 租税特別措置法施行令第26条の30第15項若しくは第16項及び/又は同令第39条の33第2項若しくは第3項の適用に関する事項 (注11、13)

Details Where the Applicant Applies for Paragraph 15 or 16 of Article 26-30 and/or Paragraph 2 or 3 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation (Note 11, 13)

適用条項:

- Applicable Provision:
- 租税特別措置法施行令第26条の30第15項及び/又は同令第39条の33第2項
Paragraph 15 of Article 26-30 and/or Paragraph 2 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation
- 租税特別措置法施行令第26条の30第16項及び/又は同令第39条の33第3項
Paragraph 16 of Article 26-30 and/or Paragraph 3 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation

(1) 直前に有していた他の恒久的施設に関する事項
Details of the Other Permanent Establishment Which Was Held by Applicant Just Before This Application

直前に有していた他の恒久的施設の名称 Name	
恒久的施設の所在地 Place of Permanent Establishment	
第5号要件を満たすこととなる年月日 Date of Qualifying Requirements of Act on Special Measures Concerning Taxation 41-21(1)(v)	/ /

(2) 他の投資組合契約に関する事項 (注12)
Details of the Other Applicable Partnership for Exception (Note 12)

他の投資組合の名称 Name	
国内事務所等の所在地 (注6) Place of Office in Japan, etc. (Note 6)	
他の投資組合契約につきこの申告書を提出した場合のその提出年月日 Date of Application for the Other Applicable Investment Limited Partnership if Submit	/ /

6. 納税管理人に関する事項 (注14)
Details of Tax Agent (Note 14)

氏名 Name		届出をした税務署名 Name of Tax Office Registered
住所又は居所 Domicile or Residence		税務署 Tax Office

7. その他参考となるべき事項 (注15)
Others (Note 15)

--

改 正 前

(338 投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する (変更) 申告書)

(同 左)

改 正 後

(376 投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する (変更) 申告書)

「投資組合契約の外国組員の課税の特例に関する (変更) 申告書」に関する注意事項
INSTRUCTION FOR “APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS APPLICATION) TO APPLY
FOR SPECIAL PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP”

注 意 事 項

申告書の提出について

1 この申告書は、租税特別措置法第 41 条の 21 第 1 項及び/
又は同法第 67 条の 16 第 1 項に規定する非居住者又は外国
法人 (以下併せて「外国組員」といいます。) が、これら
の規定の適用を受けようとする場合、又は既に適用を受け
るために申告書を提出している外国組員がその申告書の
内容を変更する場合に使用します。

2 この申告書は、3 通を作成して、投資組合の無限責任組
員で組合利益の配分の取扱いをする者 (以下、「配分の取
扱者」といいます。) に提出してください。また、配分の取
扱者は、このうち 2 通を申告者から受理した日の属する月
の翌月 10 日までに、組合利益に係る源泉所得税の納税地の
所轄税務署長に提出してください。

3 添付書類 (契約書の写し) は、2 通を配分の取扱者を経
由して上記 2 の所轄税務署長に提出してください。

申告書の記載について

4 申告書の「1」欄及び「2」欄は必ず記入して下さい。「3」
欄から「7」欄は、該当する場合に記入して下さい。
変更申告書として使用する場合は、「1」欄及び「2」欄の
投資組合の名称及び国内事務所等の所在地は必ず記入し、
その他の欄は、変更があった場合のその変更後の内容を記
載してください。

5 申告書の「1」欄の「住所等」欄について、国内に居所
を有する場合は、居所を併記してください。

6 申告書の「2」欄及び「5(2)」欄の記載に当たり、投資
組合の国内事務所等の所在地と上記 2 の納税地が異なる場
合には、その納税地を併記して下さい。
なお、国内事務所等とは、国内にある事務所、事業所そ
の他これらに準ずるものをいい、これらが二以上ある場合
はそのうち主たるものをいいます。
また、主たる事務所が国外にある場合には、その国外の
所在地を併記してください。

7 申告書の「2」欄の「持分割合」欄及び「損益分配割合」
欄には、申告者が直接に有する割合を記載します。また、括
弧内には、「3」欄及び「4」欄の記載がある場合に、「2」
欄から「4」欄までの各「持分割合」欄及び「損益分配割合」
欄に記載された割合の合計を記載します。

【記入例】

「2」欄の「持分割合」欄が 10%、「3」欄の「持分割合」
欄が 6%、「4」欄の「2」の組合の投資組合財産に対する

INSTRUCTIONS

SUBMISSION OF THE FORM

1 This form is to be used by a non-resident or a foreign
corporation who is foreign member of an Investment
Limited Partnership to apply for special tax treatment
(hereinafter referred to as “the Partnership”) under
Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of 67-16
of the Act on Special Measures Concerning Taxation
(hereinafter referred as “the Act”), or in order to change
any item(s) reported in the previous application(s).

2 Three copies of this form must be submitted to the
Partnership Profit Distribution Manager who is an
general partner of the Partnership (hereinafter referred
to as “the Manager”).
The manager must submit two copies to the district
director of the competent local tax office concerning the
withholding tax by the 10th of the month following the
month in which the application form is received from the
applicant.

3 Two copies of the attachment (i.e. copy of contract) must
be submitted to the district director explained in note 2
above through the Manager.

COMPLETION OF THE FORM

4 Make sure to fill in boxes 1 and 2; also fill in boxes 3 to 7
if applicable.
Where this form is used for modification, make sure to
fill in box 1 and the “Name of Partnership” and “Place of
Office in Japan, etc.” sections of box 2, and enter any
information changed into the other box(es).

5 If the individual has residence in Japan, additionally
enter the address of residence in Japan in the “Domicile,
etc.” of box 1.

6 Enter the place of tax payment explained in note 2
additionally into box 2 and box 5(2) if the place of tax
payment explained in note 2 is different from “Place of
Office in Japan, etc.”
“Office in Japan, etc.” means an office, place of business
or any other place equivalent in Japan, and means the
main place of business if the applicant has two or more
offices in Japan, etc.
If the main office locates outside Japan, additionally
enter the address of the main office in the “Domicile, etc.”
section of box 2.

7 Enter the share directly held by applicant in the “Share
of Property” and “Share of Distribution of Profit and
Loss” section of box 2, and then enter the total of the
share in box 2, share in box 3 and “Share mentioned
above of Applicant” of box 4 in the parentheses.

[Example]

In the case that the “Share of Property” of box 2 is 10%,
“Share of Property” of box 3 is 6% and “Share of Property

改 正 前

(338 投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する (変更) 申告書)

(同 左)

改 正 後	改 正 前
<p>(376 投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する (変更) 申告書)</p> <p>持分割合」欄が7%の場合は、「2」欄の「持分割合」欄の括弧内に23% (23%=10%+6%+7%) と記載します。</p> <p>8 申告書の「3」欄は、申告者と租税特別措置法施行令第26条の30第5項第2号に規定する特殊の関係のある者が特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。</p> <p>9 申告書の「4」欄は、申告者が締結している租税特別措置法施行令第26条の30第2項各号に掲げる他の組合(以下、「他の組合」といいます。)が「2」欄に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。</p> <p>10 申告書の「4」欄の「2.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄には、他の組合が2.に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対して有する持分割合を記載し、「このうち申告者の持分割合」欄には、「2.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄に記載した割合のうち申告者が他の組合を通じて有する割合を記載します。損益分配割合についても同様です。 【記入例】 申告者が40%の持分を有しているA組合がB投資組合(特例適用対象)に対して15%の持分割合を有している場合は、「2.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄には「15%」、「このうち申告者の持分割合」欄には「6%」(6%=40%×15%) と記載します。</p> <p>11 申告書の「5」欄は、租税特別措置法施行令第26条の30第15項若しくは第16項及び/又は同令第39条の33第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合に、第5号要件(租税特別措置法第41条の21第1項第5号に掲げる要件をいいます。)を満たす日の前日に有していた恒久的施設(恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものをいいます。)について記載します。これらの条項の適用を受ける場合は、適用を受ける条項の先頭のボックスにチェックを入れた上で、租税特別措置法施行令第26条の30第15項及び/または同令第39条の33第2項の適用を受ける場合は(1)を、同じく同令第26条の30第16項及び/または同令第39条の33第3項の適用を受ける場合は(1)及び(2)を、それぞれ記載してください。</p> <p>12 申告書の「5(2)」欄は、租税特別措置法施行令第26条の30第16項及び/または同令第39条の33第3項の規定を受ける場合に、申告者が締結している他の投資組合契約について記載します。 なお、複数の投資組合契約がある場合には、次の点に注意してください。 (1) 全ての契約についてこの申告書が提出されるまでは、特例は適用されません。 (2) 本申告書の提出後、他の投資組合契約につき申告書を提出する場合には、その提出年月日について本申告書を変更する申告書を提出する必要があります。</p>	<p>(338 投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する (変更) 申告書)</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後

(376 投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する (変更) 申告書)

applicable partnership.

13 申告書の「3」欄から「5」欄について、該当する者又は組合が複数の場合には、該当する者又は組合の全てにつき「3」欄から「5」欄の記載内容を記した別紙を添付して下さい。

13 Attach documents which describe information in boxes 3 to 5 about every person or partnership concerned respectively, where there are two or more persons or partnerships concerned.

14 申告書の「6」欄は、国税通則法の規定により納税管理人の届出をしている場合に記載します。

14 Fill in box 6 where the applicant has registered a "tax agent" under the provision of Act on General Rules for National Taxes to the district director of the tax office.

15 変更申告書として使用する場合には、「7」欄に、変更のあった年月日及び最初に提出した申告書の提出年月日を記載してください。また、「1」欄又は「2」欄に係る変更があった場合には、変更前の内容を記載してください。

15 Enter the date of the change and the date of the submission of the previous application into box 7 where this form is used to modify the application. In the case where there is any change in box 1 and/or box 2 enter the items before the change as well.

この申告書に記載された事項その他租税特別措置法上の特例の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether special provision under the Act should be applied or not.

改 正 前

(338 投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する (変更) 申告書)

applicable partnership.

13 申告書の「3」欄から「5」欄について、該当する者又は組合が複数の場合には、該当する者又は組合の全てにつき「3」欄から「5」欄の記載内容を記した別紙を添付して下さい。

13 Attach documents which describe information in boxes 3 to 5 about every person or partnership concerned respectively, where there are two or more persons or partnerships concerned.

14 申告書の「6」欄は、国税通則法の規定により納税管理人の届出をしている場合に記載します。

14 Fill in box 6 where the applicant has registered a "tax agent" under the provision of the General Law for National Taxes to the district director of the tax office.

15 変更申告書として使用する場合には、「7」欄に、変更のあった年月日及び最初に提出した申告書の提出年月日を記載してください。また、「1」欄又は「2」欄に係る変更があった場合には、変更前の内容を記載してください。

15 Enter the date of the change and the date of the submission of the previous application into box 7 where this form is used to modify the application. In the case where there is any change in box 1 and/or box 2 enter the items before the change as well.

この申告書に記載された事項その他租税特別措置法上の特例の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether special provision under the Law should be applied or not.

改 正 後

(395 非課税適用確認書の訂正依頼書・未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書)

- 非課税適用確認書の訂正依頼書
- 未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書

平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ)	※局署整理番号
	営業所名称	
	営業所所在地	〒 電話 - -
	(フリガナ)	㊟
	(フリガナ)	作成担当者氏名

租税特別措置法第37条の14第10項第1号又は同法第37条の14の2第16項第1号の規定により税務署長から交付された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書について下記の事項を訂正の上、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を再交付願います。

		訂正前 (未成年者)非課税適用確認書に記載された事項	訂正箇所	訂正後
申請者の	フリガナ		<input type="checkbox"/>	
	氏名		<input type="checkbox"/>	
	生年月日		<input type="checkbox"/>	
	基準日住所 又は住所		<input type="checkbox"/>	

添付書類 非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書
 申請者の「基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写しなど）」の写し（非課税適用確認書の場合）

参考事項

※税務署 処理欄	整理簿	内容確認	回付日	入力日	入力確認
			.	.	

(規格 A 4)

改 正 前

(356 非課税適用確認書の訂正依頼書・未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書)

- 非課税適用確認書の訂正依頼書
- 未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書

平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ)	※局署整理番号
	営業所名称	
	営業所所在地	〒 電話 - -
	(フリガナ)	㊟
	(フリガナ)	作成担当者氏名

租税特別措置法第37条の14第10項第1号又は同法第37条の14の2第16項第1号の規定により税務署長から交付された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書について下記の事項を訂正の上、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書を再交付願います。

		訂正前 (未成年者)非課税適用確認書に記載された事項	訂正箇所	訂正後
申請者の	フリガナ		<input type="checkbox"/>	
	氏名		<input type="checkbox"/>	
	生年月日		<input type="checkbox"/>	
	基準日住所 (非課税適用確認書場合)		<input type="checkbox"/>	

添付書類 非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書
 申請者の「基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写しなど）」の写し（非課税適用確認書の場合）

参考事項

※税務署 処理欄	整理簿	内容確認	回付日	入力日	入力確認
			.	.	

(規格 A 4)

改 正 後

(395 非課税適用確認書の訂正依頼書・未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書)

非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書の記載要領等

- 1 この訂正依頼書は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 1 号又は同法第 37 条の 14 の 2 第 16 項第 1 号の規定により所轄税務署長から交付された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書について訂正を依頼する場合に提出するものです。
なお、この訂正依頼書は、当該非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書に記載された申請者の氏名（フリガナを含みます。）、生年月日、基準日における国内の住所（住所が記載された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の場合は住所）との間に差異が生じている場合のみ使用することに留意してください。
- 2 この訂正依頼書には、次に掲げる書類を添付してください。ただし、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の提供を行った金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長が訂正依頼書を提出する場合には、②の書類の添付を省略して差し支えありません。
なお、未成年者非課税適用確認書の訂正依頼である場合には、②の書類の添付は必要ありません。
① 訂正を依頼する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書
② 申請者の「基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写しなど）」の写し
- 3 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- 4 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(356 非課税適用確認書の訂正依頼書・未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書)

非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の訂正依頼書の記載要領等

- 1 この訂正依頼書は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 10 項第 1 号又は同法第 37 条の 14 の 2 第 16 項第 1 号の規定により所轄税務署長から交付された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書について訂正を依頼する場合に提出するものです。
なお、この訂正依頼書は、当該非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書に記載された申請者の氏名（フリガナを含みます。）、生年月日、基準日における国内の住所（住所が記載された非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の場合は住所のみ）との間に差異が生じている場合のみ使用することに留意してください。
- 2 この訂正依頼書には、次に掲げる書類を添付してください。ただし、非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の提供を行った金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長が訂正依頼書を提出する場合には、②の書類の添付を省略して差し支えありません。
なお、未成年者非課税適用確認書の訂正依頼である場合には、②の書類の添付は必要ありません。
① 訂正を依頼する非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書
② 申請者の「基準日における国内の住所を証する書類（住民票の写しなど）」の写し
- 3 「参考事項」欄には参考となる事項を記入してください。
- 4 「※」欄は、記載しないでください。